

中学校の制服の実態と今後のあり方について

報 告 書

令和 8 年 3 月

エス・ティー・アート

目 次

はじめに.....	1
第1章 中学校の制服の歴史的背景について	2
1. 制服の歴史.....	2
(1) 明治・大正～戦前.....	2
(2) 戦後～高度成長期.....	2
(3) 高度成長期以降.....	2
(4) 最近.....	3
2. 公立中学校での制服制定	6
(1) 公立中学校での制服制定時期	6
(2) 公立中学校での制服の役割	6
(3) 社会的背景.....	6
(4) 制服着用指導の強化と制服拒否の主張	7
第2章 中学校の制服着用指導と効用について	8
1. 法的根拠.....	8
(1) 生徒指導提要.....	8
(2) 文部科学省通知等資料	11
2. 制服についてのアンケート調査	17
(1) 菅公学生服株式会社「学校制服の必要性」の調査	17
(2) 浜松市「令和5年 制服に関するアンケート調査」	23
(3) 徳島市「令和6年度 制服のあり方に関するアンケート調査」	29
(4) 公正取引委員会「公立中学校における制服の取引実態に関する調査」	33
3. 制服の効用（メリット、デメリット）	35
第3章 神戸市の中学校の制服の状況	38
1. 神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会	38
(1) 生徒指導上の必要性	38
(2) 保護者の経済的負担の軽減	39
(3) 性的マイノリティへの配慮	47
2. 神戸モデル標準服.....	49
(1) 導入の背景.....	49
(2) 各校の方針（2026年度新入生）	49
(3) 販売状況.....	49
(4) 「神戸モデル標準服」リユースシステム導入社会実験	51
3. 学校生活のルールや決まり（校則など）について	53
第4章 他都市の中学校の制服の状況	59
1. 近隣自治体における状況	59
(1) 堺市立平井中学校.....	59

(2) 明石市全校.....	60
(3) 三田市立狭間中学校	62
(4) 泉大津市立小津中学校	64
(5) 和泉市立富秋中学校	70
(6) その他の近隣自治体	73
2. 制服を指定していない学校事例	74
(1) 日高市立武蔵台小中学校	74
(2) 杉並区立向陽中学校	88
(3) 豊中市立第十一中学校	90
(4) 横浜市立青葉台中学校	91
(5) 奈良市立富雄南中学校	92
(6) 京都市立近衛中学校	93
(7) 東大和市立第四中学校	94
第5章 中学校の制服の今後のあり方について	97
1. 秩序維持、生徒指導のために必要なのか	97
(1) 県立岐阜北高等学校の「制服について考える週間」	97
(2) 制服を指定していない公立中学校の実態からの考察	100
2. 中学校制服は、ほんとうに経済的なのか	101
(1) 制服価格の動向.....	101
(3) 制服の取引実態.....	104
(3-1) 公立中学校における制服の取引実態に関する調査	104
(3-2) 学校制服の取引実態に関する事後検証.....	110
(4) 制服のサブスクリプションサービスについて	112
(5) 柏市制服バンク（制服リユースマッチング事業）	119
(6) 神戸市における制服の経済的負担の軽減施策の現状	121
3. 今後の制服のあり方について	123
(1) 制服の存在意義.....	123
(2) 制服類見直しの方向性	124

はじめに

今日、教育の無償化が叫ばれる中で、義務教育課程である中学校で制服の購入費が高額であることは甚だ問題である。

そもそも中学校の制服は必要なのだろうか。その疑問から、本調査は、中学校の制服を規定するルールや現状を調査・分析して、今後の中学校の制服のあり方について検討するための基礎資料とすることを目的に作成する。

第1章 中学校の制服の歴史的背景について

1. 制服の歴史

(1) 明治・大正～戦前

最初の男子学生服は、明治12年(1879年)にフランス海軍式の軍服を模した形で、学習院が詰襟タイプの学生服を取り入れたのが最初と言われている。広く一般的になったのは、欧化政策を進める明治政府のもと、明治19年(1886年)の学校令をきっかけとして全国的に採用されるようになったとされている。

当時は、中学校以上の学校に進学する者は少数であり、制服を着ることによってエリート意識を育てるという意味があった。また、服装を統一することによって学校側が学生を管理しやすくなったという点も指摘されている。

一方、女子学生服については、明治18年(1885年)、東京の高等師範学校女子部(現在のお茶の水女子大学)で洋装が導入されたものが最初とされている。欧化政策のもと広く洋装化がすすめられたが定着せず、高等女学校で様式の制服が普及するようになったのは、大正末期から昭和初期になってからのことであった。セーラー服が大正9年(1920年)に京都府平安高等女子学校(現在の平安女学院)で導入され、1930年代に広く導入されることとなった。

(2) 戦後～高度成長期

戦後の日本にとって、産業を立て直すことは急務であった。戦後の化学繊維工業復興策は、1952年に閣議決定された「基幹産業の確立と新規産業の育成」のうち、新規産業の一つとして合成繊維の量産体制を確立する必要性を挙げられた。これをうけ、合成繊維の内需拡大政策として、1954年から55年にかけて通産省を中心として「合成繊維学生服需要促進の具体的方策の検討」会議が開催され、通産省・文部省は、「学生服は国産の合成繊維を使いましょう」というポスターを作成し、各種雑誌、新聞紙上でもその趣旨が啓蒙宣伝がなされた。そして、学校制服の需要拡大、特に合成繊維を使用した制服の生産増は、戦後日本の合成繊維産業育成政策の一環として政府の強力な後押しをうけてなされた。政府が制服製造を奨励し、製造業者が制服制定を学校に働きかけることにより、学校が制服を導入しやすい社会状況になった。

(3) 高度成長期以降

1970年代半ば頃から、校内暴力を行ったり、学生服を変形させたりするような学校に反する層が出現し、注目を浴びるようになってきた。

そこで「変形学生服」防止のために1982年「日本被服工業組合連合会」が男子襟詰服に「標準型学生服認証マーク」を導入し、多くの学校がデザインに優れているようなスーツ型やブレザー型の制服にモデルチェンジした。モデルチェンジの際に、課題とされていた変形防止、着崩し対策、世間的評価向上をデザイ

ン性により克服していった。このモデルチェンジの際の着崩し対策を表向きの理由としないために、1980年代半ば、メーカーが「SI（スクール・アイデンティティ）」を提唱し、さまざまな制服のデザインは学校のアイデンティティを具現化する役割を持つとして期待されるようになった。

1980年代後半になると、モデルチェンジが一般的になり、DCブランドの制服も登場し、制服は「教育的」なものから、ファッションやイメージとして消費されるものになっていった。当時の男子襟詰服4大メーカーが女子の制服を本格的に手掛けるようになったことが制服のファッション化を促進させたとされている。更にその時期が第2次ベビーブーム世代の高校入学時期と重なっていたことが大きく影響しているとされている。

（４）最近

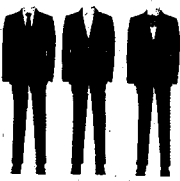
1990年代後半には、再生ペット素材の制服が長野県の中学校で採用されるなど環境に配慮した制服が出現する。

2000年代半ばには、落ち着いたデザインが好まれるようになり、清楚なデザインやスーツライクな制服が増加する。さらに、デザイン性に加え、着心地、ストレッチ、防臭、撥水、ノーアイロン、反射素材、家庭洗濯可など機能的な制服が主流になる。

2020年代になると、多様性を認め合える制服が登場し、女子スラックスなども浸透し、前合わせを自由に変えられる男女兼用デザインのブレザーや、ネクタイ・リボンの選択制、ノーネクタイスタイルの導入などが見られるようになる。

制服の歴史

年代	概要	
1879年 (明治12年)	・学習院で制服を採用する。	
1885年 (明治18年)	・東京師範学校女子部で洋装を導入する。 ・女学生は教養ある女性を代表する存在であったが、和服は裾が乱れるため、袴の着用が進む。着物はもともと高価であるが、学生同士が華美を競うためにさらに高額化し、さらに、洗濯にも手間がかかったため洋装になる。	
1920年 (大正9年)	・京都府平安高等女学校(現在の平安女学院)でセーラー服を導入する。	
1940年 (昭和15年)	・戦時下で国民服が制服になる。	
1950年 (昭和25年)	・詰襟・セーラー服が復活する。	
1960年代 後半	・経済成長に合わせて化学繊維を使用し、丈夫で耐久性に優れたブレザー制服(多くは無地・紺色単色)が登場する。 ・学生運動の高まりとともに、制服自由化運動が起こり、都市部では制服が廃止される学校もでる。	
1970年代 後半	・変形学生服(長ラン、短ラン、ボンタンなど)が流行する。	
1980年代 半ば	・ブレザー制服(タータンチェックのスカート)が多く採用される。変形学生服への対応の意味合いもあった。	
1990年代	・ブレザー化が浸透し、カラーバリエーションが増え、ファッション性を重視したDCブランド制服も登場する。	

年代	概要	
1990年代 半ば	・着崩しファッション（腰パン、短いスカート、ルーズソックス）が流行する。 ・着崩しに対応する「着崩し防止アイテム」が考案される。 ・正しい着こなしを伝える、制服メーカーによる「着こなしセミナー」も開始される。	
1990年代 後半	・再生ペット素材の制服が長野県の中学校で採用される。	
2000年代 半ば	・落ち着いたデザインが好まれるようになり、清楚なデザインやスーツライクな制服が増加する。 ・デザイン性に加え、着心地、ストレッチ、防臭、撥水、ノーアイロン、反射素材、家庭洗濯可など機能的な制服が主流になる。	
2010年代 半ば	・スポーツミックス制服がトレンドになり、デザインバリエーションが多彩になる。 ・パーカーやニットアイテムのコーディネートも見られる。スカート丈も以前より長いひざ丈になり、短いソックスやスニーカー、リュックを組み合わせるように変化する。	
2020年代	・多様性を認め合える制服が登場する。 ・1990年代後半からあった女子スラックスなども浸透し、前合わせを自由に変えられる男女兼用デザインのブレザーや、ネクタイ・リボンの選択制、ノーネクタイスタイルの導入などが見られるようになる。	

出典：「制服の変遷等について」（愛知県豊山町資料）
「カンコー博物館、学生服の歴史」（カンコーH.P）

2. 公立中学校での制服制定

資料:「戦後日本における学校制服の普及過程とその役割」(馬場まみ、華頂短期大学)
(日本家政学会誌 Vol. 60 No. 8 715~722 (2009))

(1) 公立中学校での制服制定時期

1956年に福岡県八幡市立中学校の校長会が市内全中学校に制服を定める方針を決めたことが最初の公立中学校の制服制定とされる。この決定には賛否両論あり、最終的には、市内の保護者や労組、洋服屋などの反対が強いため、制服ではなく標準服あるいは推奨服とすることとなったという。この時期での公立中学校の制服制定は、社会的に広く受け入れられる状況にはなかったと考えられる。

その後、1960年代に制服を導入する学校が急増し、1967年頃にはほとんどの学校で制服が制定された。制服制定は地方の方が都市より制定率が高く、制定時期も早い傾向にあった。

(2) 公立中学校での制服の役割

福岡県八幡市で、校長会が制服制定を決定した理由は、「ちょうど思春期にあたる中学生のうちには服装にこるものが現われ、乱れがちになる点、全般に服装がだんだん派手になる傾向にあることなどにブレーキをかけ、服装で貧富の差をなくすのがねらい」であるとしている。服装が派手になってきていることへの対応策であり、制服によって生徒の服装の規律を正したいという意図が読み取れる。この決定について、八幡市中学PTA会会長は、安くいつでも買えるのなら制服もいいと考えた。

また、京都市立西ノ京中学校では1964年に制服が制定されたが、この時の制服制定の理由も、派手になってきた服装に対する保護者の経済的負担の軽減と教員の生徒指導上の必要性という二点であった。

「経済的負担の軽減」と「服装の規律を保つこと」、この2点が、公立中学校で制服が定められた理由とされている。

(3) 社会的背景

制服にする方が経済的だと考えられたのは、当時の衣料費が関係している。経済成長で被服費が急激に伸びた＝生徒の服装が派手になり、保護者に経済的な負担感を抱かせた結果、制服の方が経済的であるという認識が保護者の間に広まったと考えられる。

一方、教員が私服で「服装の規律を保つ」ことが困難と考えたのは、中学生の生徒数増加と関係している。1960年代初頭は、ベビーブーマーが中学生になる時期と一致する。生徒が急増し、服装が派手になったり乱れたりしたため、教員の負担が増加したとみられる。

(4) 制服着用指導の強化と制服拒否の主張

1970年代に入ると、教員は生徒指導上有用なものとしてより積極的に制服を活用するようになり、学内外で生徒指導を行うため、着用の義務づけも強化された。

一方、保護者の意識にも変化がみられ、強制的な制服着用を疑問視する声が現れる。制服の着用義務づけは、服装選択の自由を侵害するものであるという視点から制服を批判する主張が出現した。

しかし、現代では服装を選択する自由を侵害するという観点から制服を疑問視する主張はほとんどみられなくなっている。

第2章 中学校の制服着用指導と効用について

1. 法的根拠

(1) 生徒指導提要

「生徒指導提要*」(平成22年3月、文部科学省)によると、「校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髮、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。」としている。

校則の根拠法令については、「校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にある」とされている。裁判例によると、「校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされ、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解される。」とされている。

※「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したもの。

「生徒指導提要」(平成22年3月、文部科学省) 抜粋

第7章 生徒指導に関する法制度等

第1節 校則

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」、「よいこの一日」、中学校・高等学校では「校則」、「生徒心得」などと呼ばれています。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められています。

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

1 校則の根拠法令

校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

裁判例によると、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重

され、幅広い裁量が認められるとされています。社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されています。

2 校則の内容と運用

(1) 校則の主な内容

校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれています。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、全国一律の校則があるわけではありません。学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができます。

ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられています。

【校則の例】

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・校内生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ等）
- ・服装、髪型に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧等）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭等）
- ・欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊び、アルバイト等）

(2) 校則の運用

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があります。

校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合がありますが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければなりません。

また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要があります。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような

対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要です。

(3) 校則の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。

校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあります。校則の見直しに当たって、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則を守るようになった事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがあります。校則の見直しを学校づくりに活かした取組といえます。

このように、校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

(2) 文部科学省通知等資料

ア 文部科学省通知

前項のとおり、中学校の制服着用についての法律は見受けられないが、文部科学省から「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）」が発出されている。

通知によると、学校における通学用服の選定や見直しについては、「最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄」とし、「その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」としている。

29 初財務第 26 号
平成 30 年 3 月 19 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局財務課長
合 国 哲 雄
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪 田 知 広

学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）

学校における通学用服等の学用品等の購入については、平成 29 年 10 月 2 日文科初第 472 号「平成 29 年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）」等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると存じますが、この度、改めて、学校における通学用服等の学用品等の取扱いについての留意事項等下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人理事長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1 保護者の経済的負担軽減に係る留意事項

- (1) 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。
- (2) 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学技における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
- (3) 学校及び教育委員会は、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっては、公正取引委員会の「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成 29 年 11 月公表）等も参考とすること。

2 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

3 その他

国立、私立の学校の設置者においても、それぞれの実情に応じ、上記 1、2 の留意事項を参考にすること。

(参考) 公立中学校における制服の取引実態に関する調査について

(公正取引委員会：公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を含む)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.hym1>

<担当>

○保護者の経済的負担軽減について

初等中等教育局財務課商校修学支援室就学支援係

電話 03-6734-4671

○通学用服の選定について

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-6734-3299

イ 衆議院での質問及び答弁資料

令和元年の第 198 回国会 衆議院において、「学校における標準服（制服）着用」に関する質問及び答弁が以下のとおり行われた。

ここでも「標準服（制服）の着用は法令等で何ら義務づけられていない」や「各学校において適切に判断すべき事柄」とされている。

令和元年 6 月 20 日提出

質問第 267 号

学校における標準服（制服）着用に関する質問主意書

提出者 日本共産党 宮本 徹

標準服（制服）を性別に関係なく、自由に選択できる学校が広がっている。他方、今なお、原則として男子がスラックス、女子がスカート着用とする学校が多数ある。また、標準服（制服）の経済的負担が重い、標準服（制服）を着たくない、等の声も聞く。

そこで以下、質問する。

一 昨年 3 月 19 日、文部科学省は、「学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」との通知を発出した。

ところが、文部科学省の同通知発出後も、学校側が改めて保護者と子どもたちの意見を聞く機会を設けることもなく、「原則として男子はスラックス、女子はスカートを着用すること」を依然続けていることが少なくない。政府は、こうした実態をどこまで把握しているのか。

二 標準服（制服）について、女子にスカート着用の選択肢のみを求めることは、防寒対策並びに動きやすさ等の観点においても、合理性を欠くのではないか。

また、LGBT 等への配慮、小学校ではズボンを着用する女子が多くいる現状、ファッションの自由、並びに防寒対策等を考慮するならば、標準服（制服）着用は性別に関係なく、自由に選択可能にすることが望ましいのではないか。

三 標準服（制服）の着用は法令等で何ら義務づけられていないことを、教育現場および保護者、子どもに対して周知する必要があると私は考える。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和元年 7 月 2 日受領
答弁第 267 号

内閣衆質 198 第 267 号
令和元年 7 月 2 日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員宮本徹君提出 学校における標準服(制服)着用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本徹君提出学校における標準服(制服)着用に関する
質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「こうした実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成 30 年 3 月 19 日に文部科学省が各都道府県教育委員会等に対し、「学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」(平成 30 年 3 月 19 日付け 29 初財務第 26 号文部科学省初等中等教育局財務課長及び児童生徒課長連名通知。以下「通知」という。)を発出した後、御指摘の「学校側が改めて保護者と子どもたちの意見を聞く機会を設けることもなく、「原則として男子はスラックス、女子はスカートを着用すること」を依然続けている」学校の有無及び学校数については把握していない。また、御指摘の「既に、標準服(制服)を選定している学校についても、改めて、保護者と子どもたちの意見を聞く機会を設ける」か否かについては、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

二について

学校における通学用服の選定や見直しについては、通知において、「最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」と示しているところであり、お尋ねについては、このような考え方を踏まえて、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

三について

御指摘の「法令等」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、「標準服(制服)の着用」について校則においてどのように定めるかは、二についてで述べたところと同様に、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えている。

ウ 制服購入義務論について

保護者に、子供の制服購入義務を課すのは難しいとする意見を記述した文献を以下に紹介する。

出典：「だれが校則を決めるのか 民主主義と学校」（内田良・山本宏樹編、岩波書店）P112～113

執筆者：福島尚子准教授（千葉工業大学 工学部 教育センター）

第5章 制服・指定品類の経済的負担と子供の権利

3 制服類の経済的側面をめぐるいくつかの言説の検討

制服購入義務論

「保護者には就学義務があるのだから、それを背景として制服の購入義務が保護者にはある」（すなわち制服購入義務論）は、教職員のみならず保護者自身も無自覚に思い込んでいる言説の一つだろう。

この言説は1964年の義務教育費負担請求事件の最高裁判決（2月26日大法廷）に端を発し、その後行政が暗黙の前提としてきている。

例えば、1974年9月に公表された都道府県教育長協議会第四部会による「学校教育にかかる公費負担の適正化について ― 公費、私費の負担区分に関する調査結果報告書」は、当時の私費負担の状況と教育委員会の意識調査の結果を踏まえて、子どもの「所有物にかかる経費」、すなわち「学校、家庭のいずれにおいても使用できるものにかかる経費」を私費負担とすると明言した（武田2017）。

この明言は、子どもの個人もちで家庭でも使用できるものは私費負担すべきものである、という言説が初めて公式の教育行政関係者たちのコンセンサスを得たものであるとされる（世取山2012）。しかしながら、この明言は当時の私費負担の状況を後付けで基準化したにすぎず、法的根拠も皆無で、説得力に欠ける。

この保護者の制服購入義務は、裁判でその有無が問われたことがある。その判決文によれば、制服や指定品は校長の校務掌理権限（学校教育法第37条4項「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」）の範囲で指定できるとされており、指定すること自体は法的に問題ない。

また、その事例においては、保護者に制服購入の義務を学校側が課したとは事実認定がなされなかった（東京高判1989年7月19日）。

しかしながら、「この判断は、制服が強制にわたらない限りは、自己決定権の問題が生じないとの判断なのであり、生徒心得による制服規制について法的に一定の歯止めがかけられた」との指摘がある（浅羽1992：129）。

さらに、制服を着用していない子どもに「制裁的措置をとることは勿論のこと、制裁的措置をほのめかし、強制し、拘束することも裁量権の逸脱である。」(浅羽同)

憲法上の保護を受けるかについて議論の余地のある服装の自由(大島 2000)を制約する権限を超えて、学校が保護者に制服購入義務を課し子どもへの制裁を盾に強制的に支出させる権限までを、校長の校務掌理権限から引き出すことは難しいだろう。

文献

武田麻依、2017「義務教育における公費私費負担区分に関する研究」『公教育システム研究』16。

世取山洋介、2012「教育条件整備基準立法なき教育財政移転法制—成立、展開、そして、縮小と再編」世取山・福祉国家構想研究会編『公教育の無償性を実現する—教育財政法の再構築』大月書店

浅羽晴二、1992「中学校制服購入にともなう損害賠償請求」『教育判例百選(第三版)』別冊ジュリスト、118、有斐閣。

大島佳代子、2000「わが国における校則訴訟と子どもの人権」『帝塚山法学』4

2. 制服についてのアンケート調査

(1) 菅公学生服株式会社「学校制服の必要性」の調査

資料：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

菅公学生服株式会社（カンコー学生服）では、全国の中高生男女 1,200 人及び、中高生の子どものを持つ親（男女）3,600 人を対象に、学校制服の必要性、学校制服の良い点や必要だと思うことについて調査した。

結果の概要は、以下の通り。

【 中高生が考える「学校制服の必要性」 】

ア 調査概要

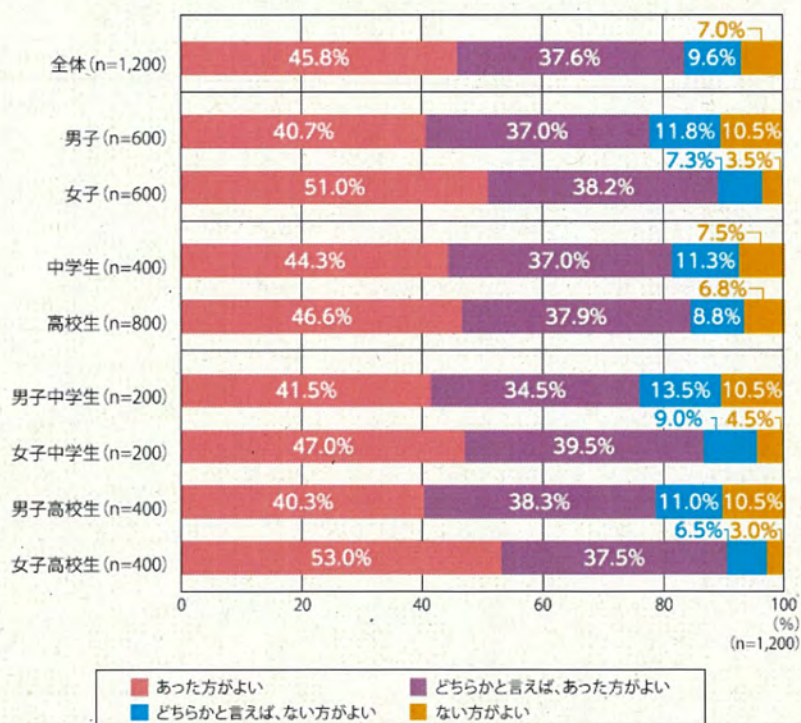
- ・調査主体：菅公学生服株式会社
- ・調査対象：全国の中学・高校生 1,200 人
- ・調査方法：インターネットリサーチ
- ・実施時期：2023 年 7 月

	中学校	高校	合計
男子	200 人	400 人	600 人
女子	200 人	400 人	600 人

イ 調査結果

① 学校制服の必要性

Q. 学校制服はあった方がよいと思いますか。（単数回答）



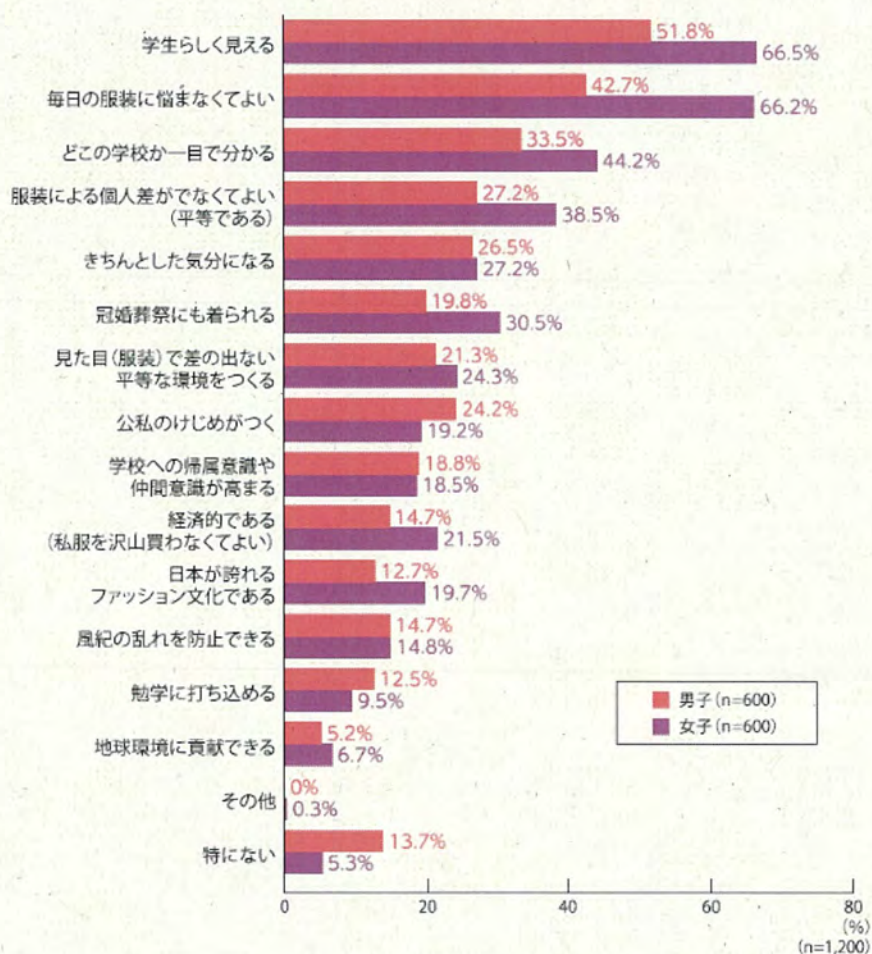
出典：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

中学生では、「あった方がよい」(44.3%)と「どちらかと言えば、あった方がよい」(37.0%)をあわせると、81.3%となっている。

男女別にみると、男子中学生の「あった方がよい」(41.5%)に比べて、女子中学生は「あった方がよい」(47.0%)が5.5%高くなっており、「どちらかと言えば、あった方がよい」(39.5%)をあわせると、女子中学生の86.5%が学校制服は必要だと回答している。

② 学校制服の良い点

Q. 学校制服の良いと思う点をすべて教えてください。(複数回答)

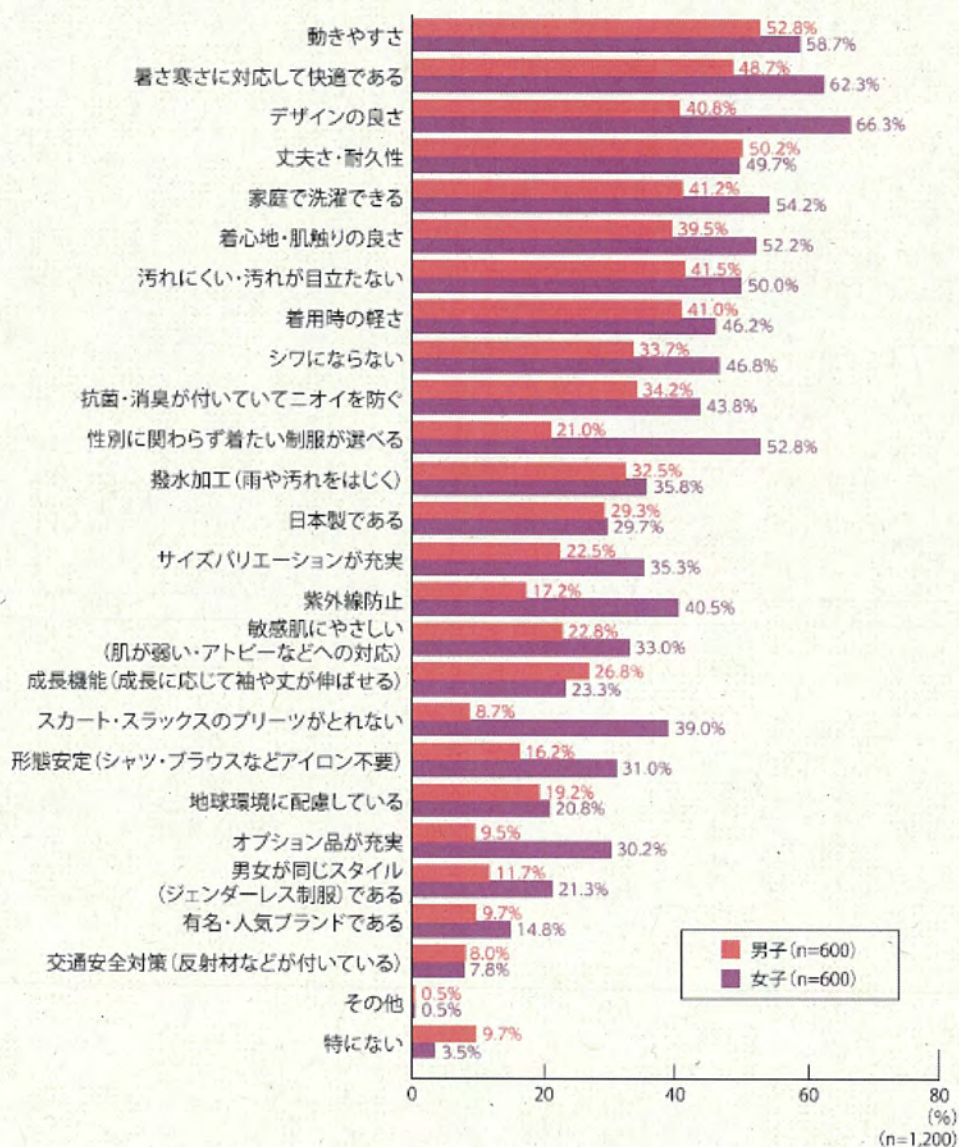


出典：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

中高生(中学生・高校生全体、中学生のみではないので注意)が回答した学校制服の良い点は、「学生らしく見える」(男子 51.8%、女子 66.5%)、「毎日の服装に悩まなくてよい」(男子 42.7%、女子 66.2%)という回答が多く、特に女子は6割を超えている。次に、「どこの学校か一目で分かる」(男子 33.5%、女子 44.2%)、「服装による個人差がでなくてよい(平等である)」(男子 27.2%、女子 38.5%)、「きちんとした気分になる」(男子 26.5%、女子 27.2%)、「冠婚葬祭にも着られる」(男子 19.8%、女子 30.5%)などが良い点としてあげられている。

③ 学校制服に必要だと思うこと

Q. 学校制服に必要だと思うことをすべて教えてください。(複数回答)



出典：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

中高生が考える学校制服に必要だと思うことは、「動きやすさ」(男子 52.8%、女子 58.7%)、「暑さ寒さに対応して快適である」(男子 48.7%、女子 62.3%)、「デザインの良さ」(男子 40.8%、女子 66.3%)が多く、次いで、「丈夫さ・耐久性」(男子 50.2%、女子 49.7%)、「家庭で洗濯できる」(男子 41.2%、女子 54.2%)、「着心地・肌触りの良さ」(男子 39.5%、女子 52.2%)、「汚れにくい・汚れが目立たない」(男子 41.5%、女子 50.0%)などがあげられている。

また、「性別に関わらず着たい制服が選べる」(男子 21.0%、女子 52.8%)という回答は、女子は男子に比べて 30% 以上も高い。

【 保護者が考える「学校制服の必要性」 】

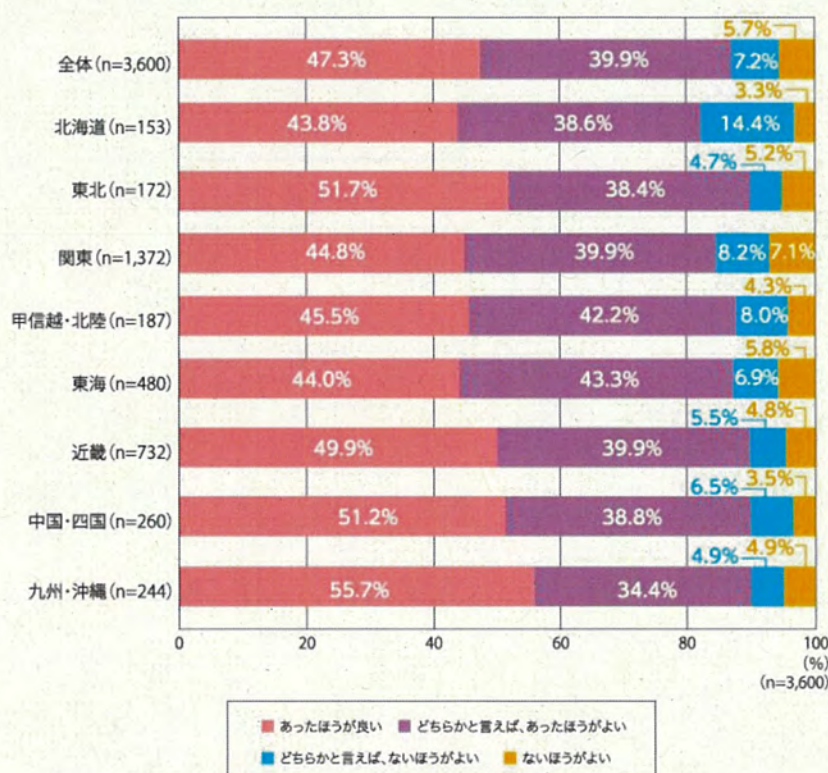
ア 調査概要

- ・調査主体：菅公学生服株式会社
- ・調査対象：全国の中学・高校生の子どもの持つ親（男女） 3,600人
- ・調査方法：インターネットリサーチ
- ・実施時期：2022年7月

イ 調査結果

① 学校制服の必要性

Q. 学校制服はあったほうが良いと思われますか。（単数回答）



※グラフの数字は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

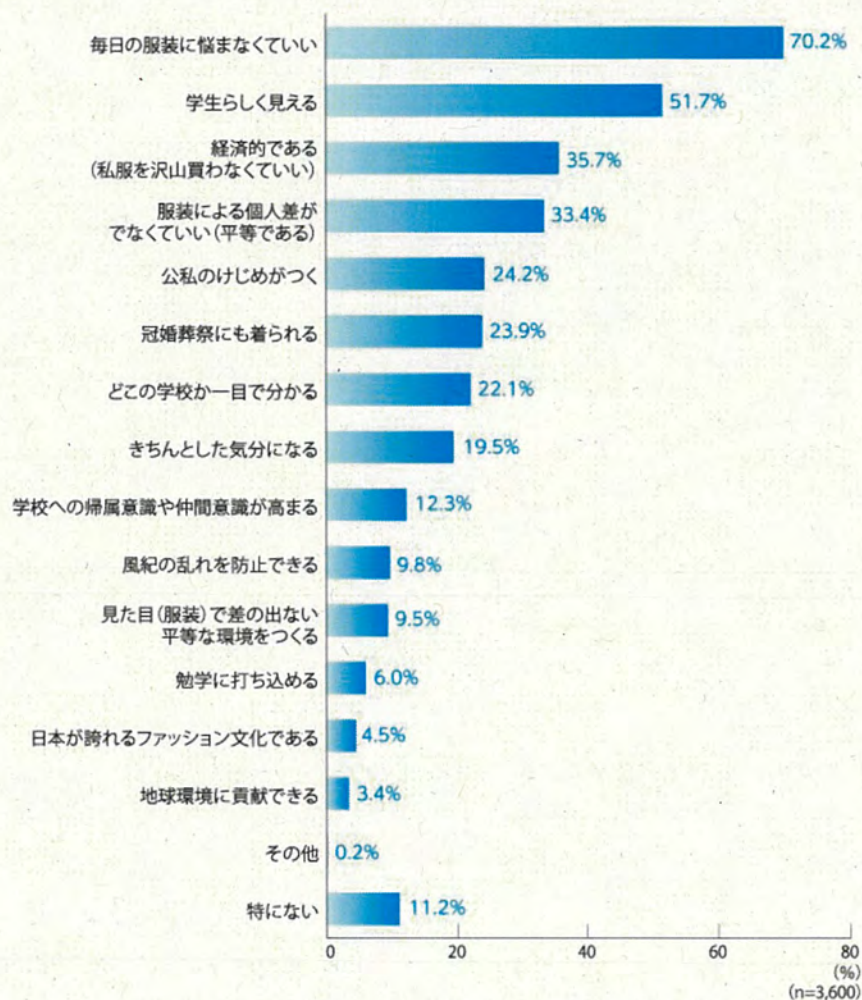
出典：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

学校制服の必要性は、全体では「あったほうがよい」（47.3%）と「どちらかと言えば、あったほうがよい」（39.9%）をあわせると、87.2%が学校制服は必要だと回答している。

地域別にみると、東北はあわせて90.1%、中国・四国はあわせて90.0%、九州・沖縄ではあわせて90.1%で、学校制服は必要という回答が9割を超える。

② 学校制服の良い点

Q. 学校制服の良い点はどのようなことだと思いますか。(複数回答)



出典：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

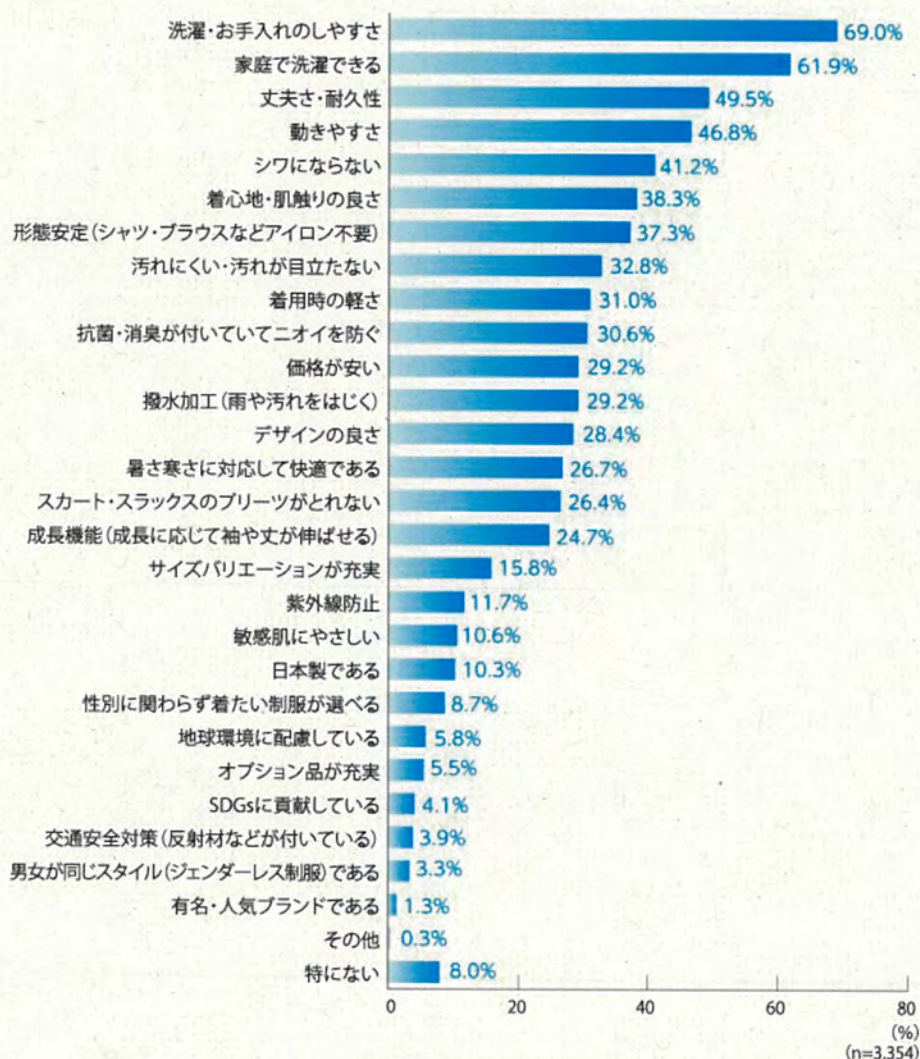
学校制服の良い点は、「毎日の服装に悩まなくていい」(70.2%)が最も多く、続いて、「学生らしく見える」(51.7%)が半数を超えている。

次に、「経済的である(私服を沢山買わなくていい)」(35.7%)、「服装による個人差がなくていい(平等である)」(33.4%)といった経済性や平等性があげられている。

「公私のけじめがつく」(24.2%)、「冠婚葬祭にも着られる」(23.9%)、「どこの学校か一目で分かる」(22.1%)、「きちんとした気分になる」(19.5%)などが良い点としている。

③ 学校制服に必要なと思うこと

Q. 学校制服に必要なことは、どのようなことだと思いますか。(複数回答)



出典：PR TIMES「菅公学生服株式会社プレスリリース」

学校制服に必要なと思う内容は、「洗濯・お手入れのしやすさ」(69.0%)、「家庭で洗濯できる」(61.9%)という“洗濯”に関することがトップである。

次に、「丈夫さ・耐久性」(49.5%)、「動きやすさ」(46.8%)、「シワにならない」(41.2%)、「着心地・肌触りの良さ」(38.3%)、「形態安定(シャツ・ブラウスなどアイロン不要)」(37.3%)、「汚れにくい・汚れが目立たない」(32.8%)、「着用時の軽さ」(31.0%)など多岐にわたっている。

性の多様性への配慮としては、「性別に関わらず着たい制服を選べる」(8.7%)、「男女が同じスタイル(ジェンダーレス制服)である」(3.3%)という回答は少数だが、学校制服に必要なと思うこととしてあげている。

また、「地球環境に配慮している」(5.8%)、「SDGsに貢献している」(4.1%)というサステナブル視点も少数ある。

(2) 浜松市「令和5年 制服に関するアンケート調査」

資料:「令和5年度制服に関するアンケート調査報告書」(令和5年11月、浜松市教育委員会)

浜松市教育委員会では、浜松市立中学校における制服のあり方や今後の方向性を検討するにあたり、児童生徒や保護者の制服に対するイメージやニーズ等を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。

ア 調査の概要

- ・ 調査対象 (令和5年5月1日時点の児童生徒数で算出)

市立小学校児童 4年生～6年生 20,782人

市立中学校生徒 1年生～3年生 20,077人

対象児童生徒保護者 40,859人 ※児童生徒数の合計

- ・ 調査期間

令和5年9月15日～10月16日

- ・ 調査方法

児童生徒 Google フォーム

対象児童生徒保護者 Google フォーム (日本語版・多言語版) または紙調査票 (日本語版・多言語版)

- ・ 回答数 (回答率)

市立小学校児童 19,704人 (95.8%)

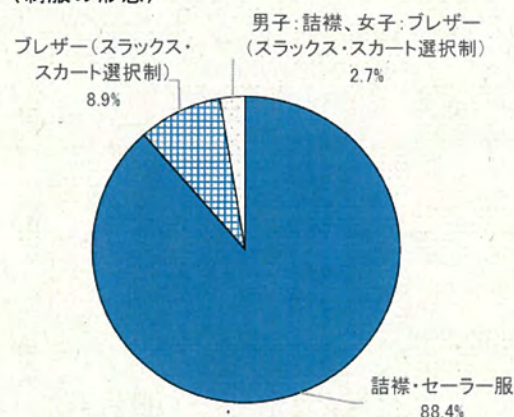
市立中学校生徒 16,708人 (83.2%)

対象児童生徒保護者 23,095人 (25.5%)

イ 調査結果

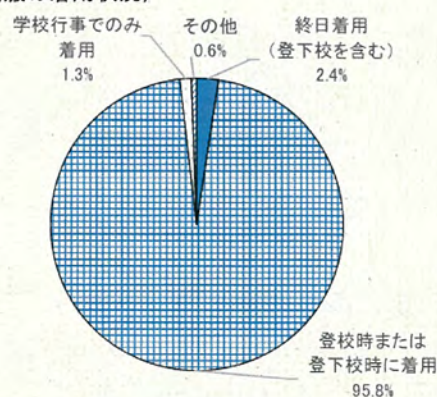
① 中学校の制服の現状

〈制服の形態〉



詰襟、セーラー服	39校
ブレザー (スラックス、スカート選択制)	8校
男子: 詰襟、女子: ブレザー (スラックス、スカート選択制)	1校

〈制服の着用状況〉

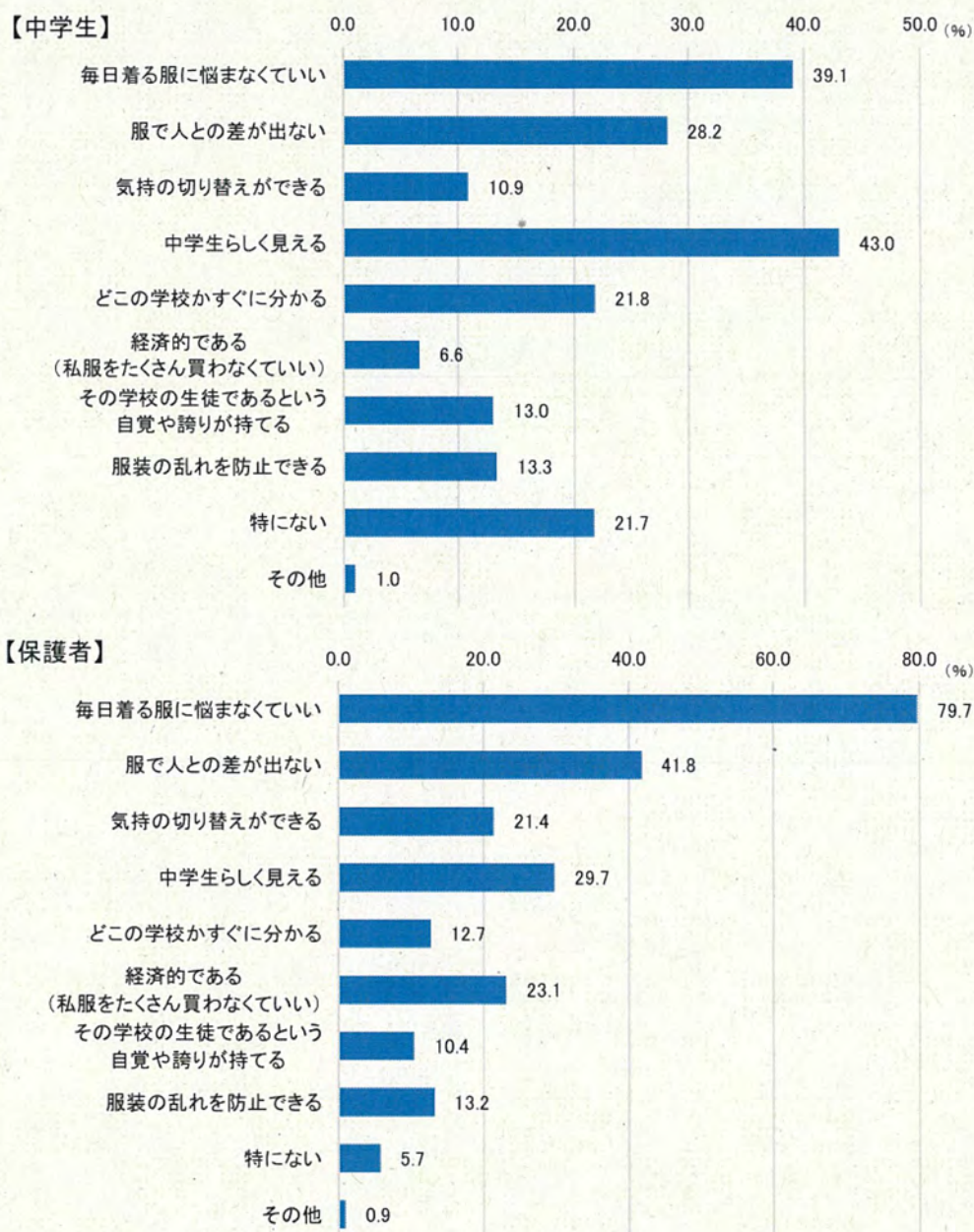


終日着用	1校
登校時または登下校時に着用	44校
学校行事でのみ着用	1校
その他	1校

中学校の制服の形態は、「詰襟、セーラー服」が 39 校（88.4%）と最も多く、制服の着用状況では、「登校時または登下校時に着用」が 44 校（95.8%）となっている。

② 制服のイメージ（良い点）について

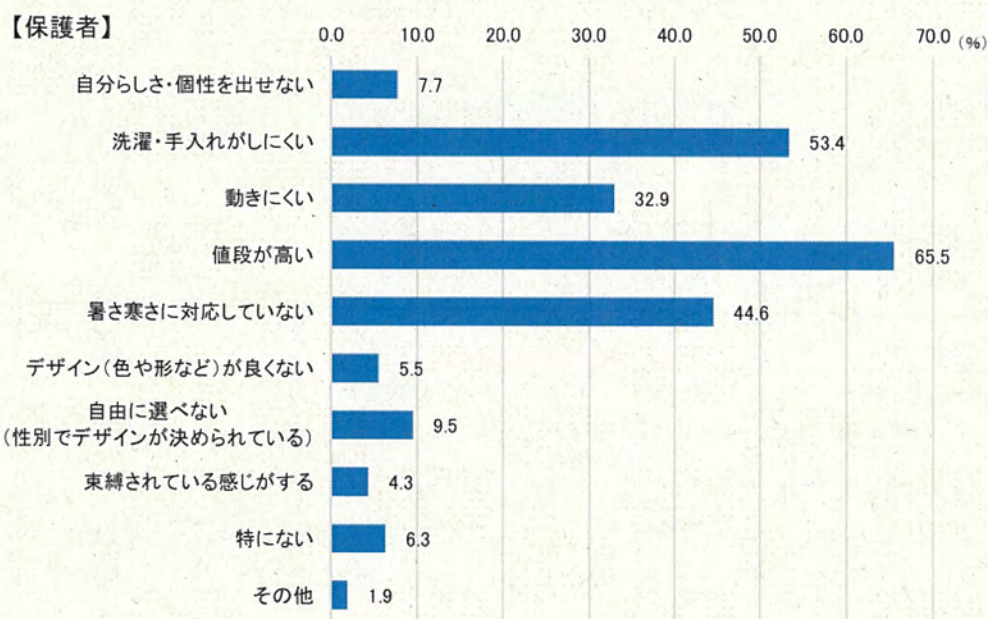
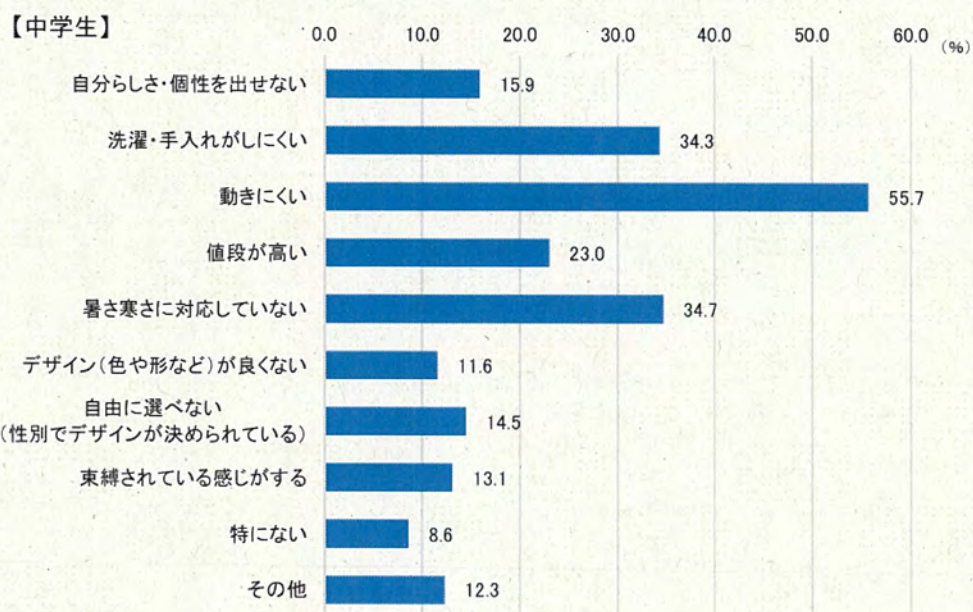
問：あなたが思う「制服の良い点」を教えてください（3つまで選べます）



制服の良い点については、中学生では、「中学生らしく見える」(43.0%)、「毎日着る服に悩まなくてよい」(39.1%)が多く、保護者では、「毎日着る服に悩まなくてよい」(79.7%)、「服で人との差が出ない」(41.8%)が多い。

③ 制服のイメージ（悪い点）について

問：あなたが思う「制服の悪い点」を教えてください（3つまで選べます）



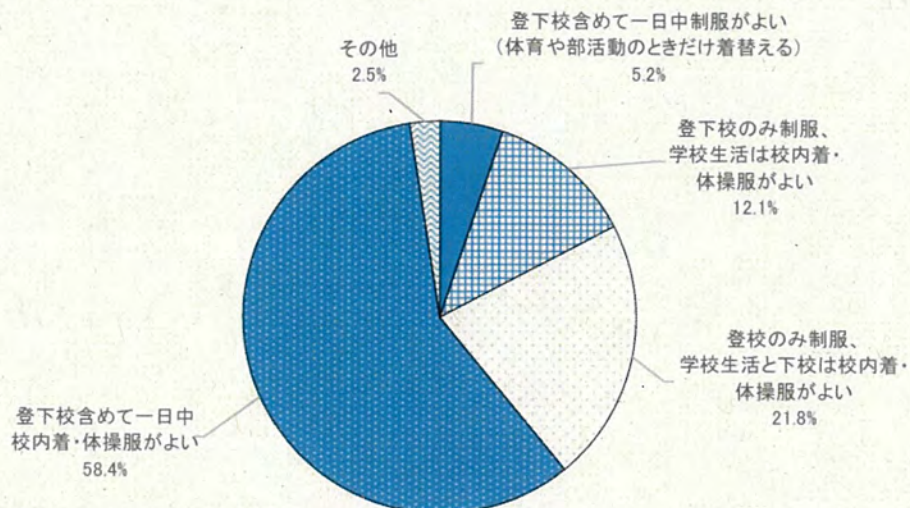
制服の悪い点については、中学生では、「動きにくい」(55.7%)、「暑さ寒さに対応していない」(37.7%)、「洗濯・手入れがしにくい」(34.3%)が多く、保護者では、「値段が高い」(65.5%)、「洗濯・手入れがしにくい」(53.4%)、「暑さ寒さに対応していない」(44.6%)が多い。

また、「自分らしさ・個性を出せない」(15.9%)、「自由に選べない」(14.5%)、「束縛されている感じがする」(13.1%)という回答も1～2割程度あり、全体から見ると少数意見ではあるが、制服着用そのものへの拒否感をもっている中学生も一定数存在することにも留意する必要がある。

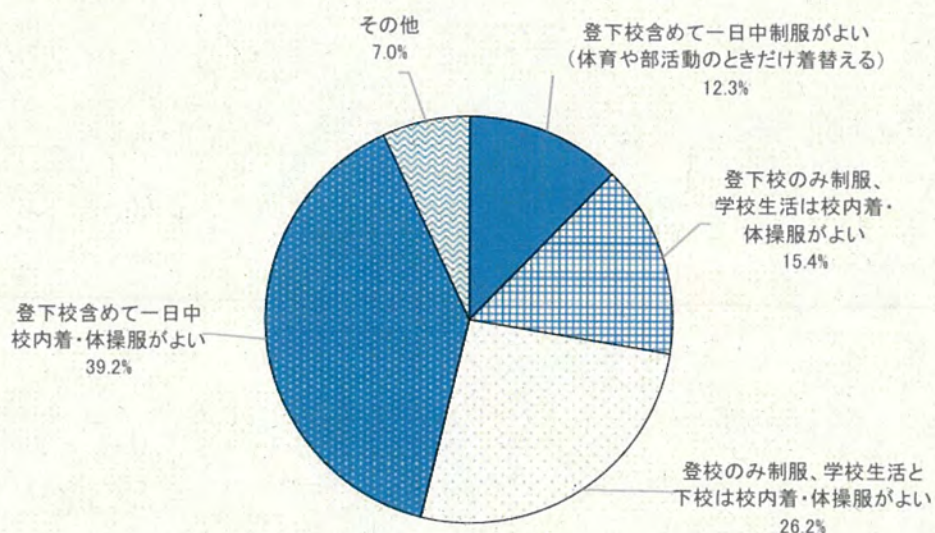
④ 制服の着用について

問：制服の着用についてどう思いますか

【中学生】



【保護者】

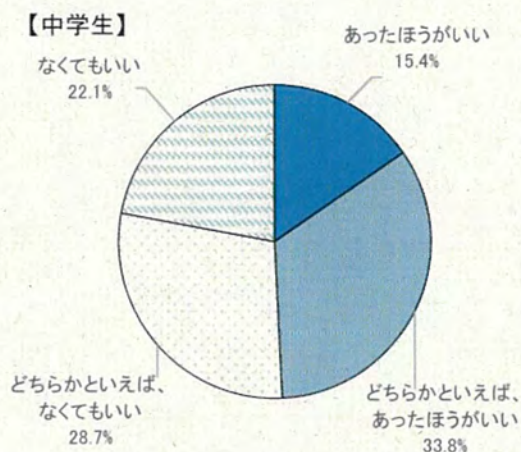


制服の着用についてどう思うかについては、中学生では、「登下校含めて一日中校内着（ジャージ）・体操服がよい」（58.4%）、「登校のみ制服、学校生活と下校は校内着・体操服がよい」（21.8%）、「登下校のみ制服、学校生活は校内着・体操服がよい」（12.1%）が多く、「登校含めて一日中制服がよい」（5.2%）とする回答が少ない。

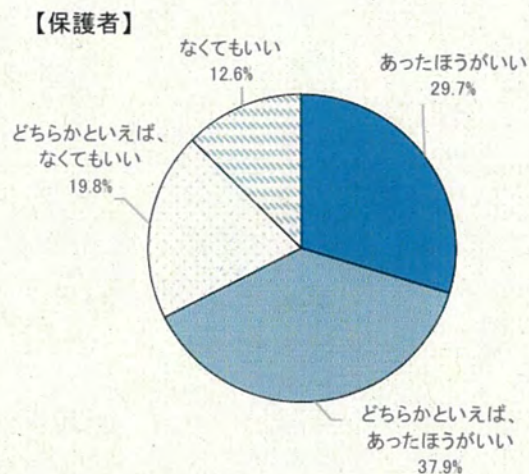
保護者も同様の傾向であるが、「登校含めて一日中制服がよい」（12.3%）は中学生に比べ倍以上である。「登下校含めて一日中校内着（ジャージ）・体操服がよい」（39.2%）は中学生に比べてやや少ない割合になっている。

⑤ 制服の必要性について

問：制服についてどう思いますか



問：中学校の制服についてどう思いますか

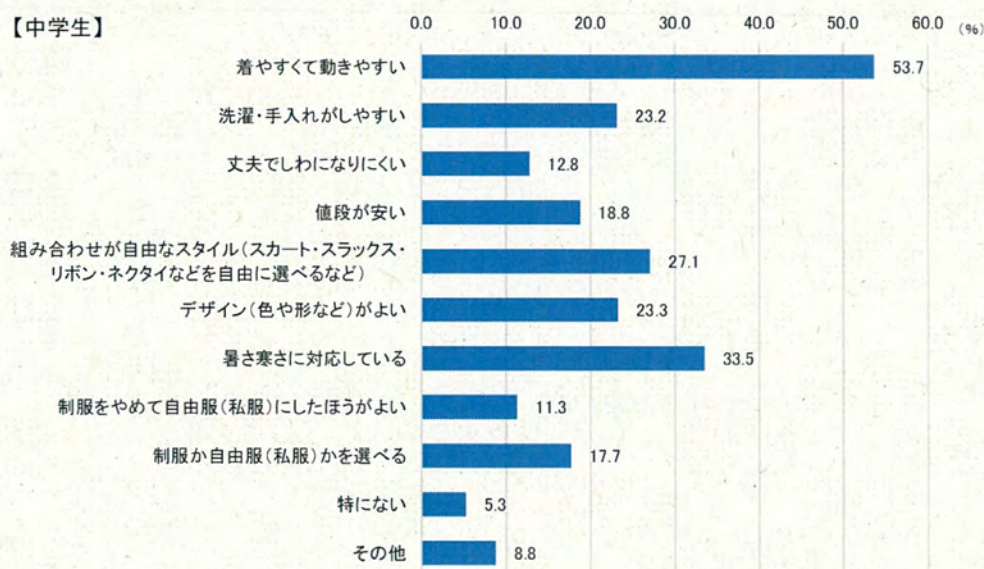


制服の必要性については、中学生では、「あつた方がいい」「どちらかといえ、あつたほうがいい」を合わせて 49.2% とほぼ半数が必要としている。

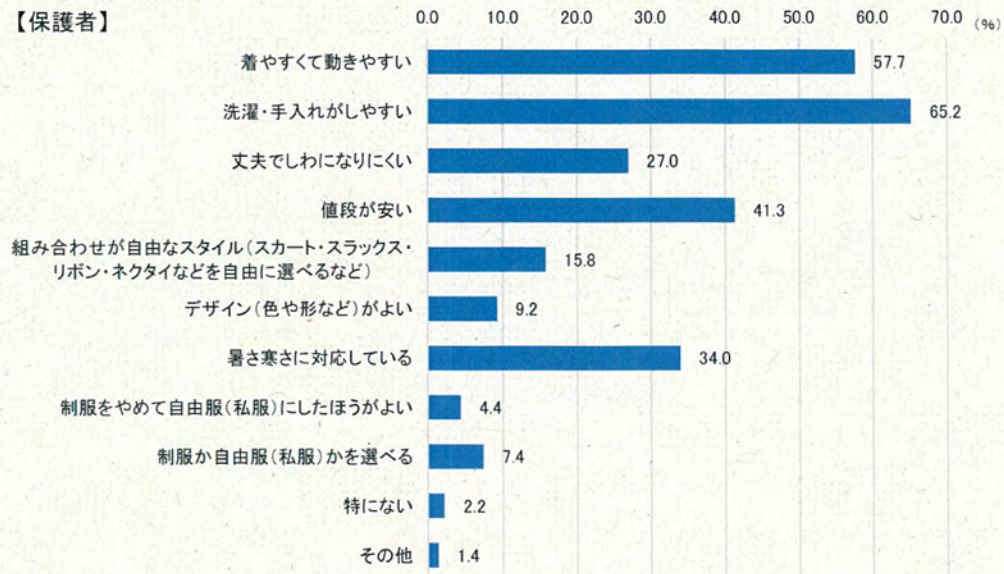
保護者では、「あつた方がいい」「どちらかといえ、あつたほうがいい」を合わせて 67.6% で 7 割弱が必要と回答している。

⑥ 制服へのニーズについて

問：どんな制服を着たいと思いますか（3つまで選べます）



問：お子さんにどのような制服を着せたいと思いますか（3つまで選べます）



制服へのニーズについては、中学生では「着やすく動きやすい」(53.7%)が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応している」(33.5%)となっている。

保護者では「洗濯・手入れがしやすい」(65.2%)が最も多く、次いで「着やすく動きやすい」(57.7%)となっている。

「制服をやめて自由服(私服)にしたほうがよい」と「制服か自由服(私服)かを選べる」の自由服についての回答では、中学生が29.0%、保護者が11.8%と大きく差が出ている。

(3) 徳島市「令和6年度 制服のあり方に関するアンケート調査」

資料：「令和6年度 制服のあり方に関するアンケート調査報告書」（令和6年10月、徳島市教育委員会）

徳島市教育委員会では、近年の気候変動や個人の価値観の多様性を尊重する動きから、全国的に公立中学校の制服を見直す自治体が増加している状況を受け、徳島市立中学校における制服のあり方や今後の方向性を検討するため、児童生徒、保護者及び教員の制服に対するイメージやニーズ等を把握する目的でアンケート調査を実施した。

ア 調査の概要

・調査対象

小学校 5年及び6年生

中学校 全生徒

保護者 小中学校全児童生徒の保護者

教員 中学校教員のうち次のいずれかに該当する方（校長・副校長、教頭・主幹教諭、指導教諭・教諭・県費講師（非常勤含む）・学校支援教員）

・調査方法

インターネット又は紙調査票

・調査期間

令和6年9月20日（金）～令和6年10月3日（木）

・回答数（回答率）

小学生 2,708人（72.2%）

中学生 3,450人（63.0%）

保護者 4,658人（33.1%）

教員 266人（59.8%）

※回答率：令和6年5月1日時点の児童生徒数及び教員数等に基づき算出

イ 調査結果

① 制服の良い点

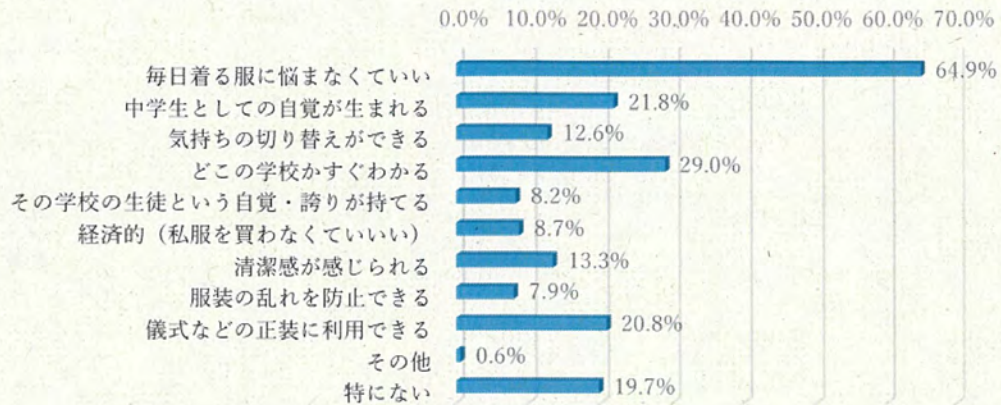
制服の良い点については、中学生、保護者、教員とも「毎日着る服に悩まなくていい」が最も多い（それぞれ64.9%、86.1%、75.6%）。

次いで、中学生では「どこの学校かすぐわかる」が29.0%、保護者及び教員では「儀式などの正装に利用できる」がそれぞれ37.8%、43.6%となっている。

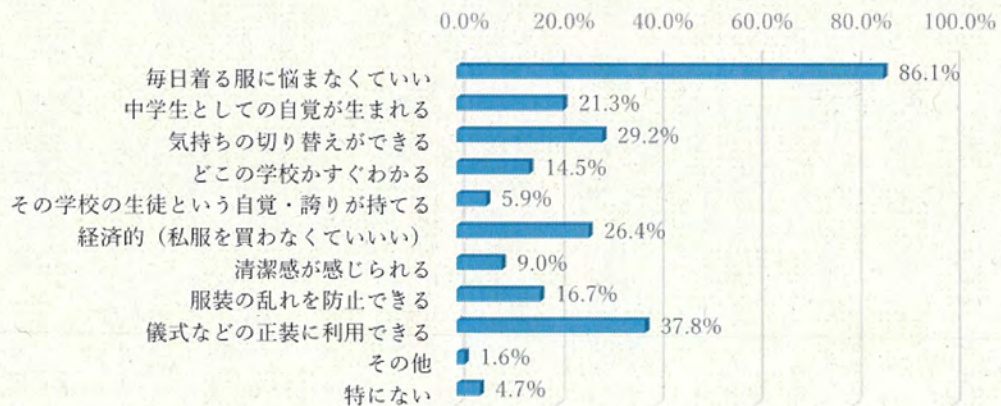
また、「経済的（私服を買わなくていい）」については、教員42.1%、保護者26.4%と両者の間で意見の相違がある。

(b) あなたが思う現在の「制服の良い点」を教えてください（3つまで選択可）。

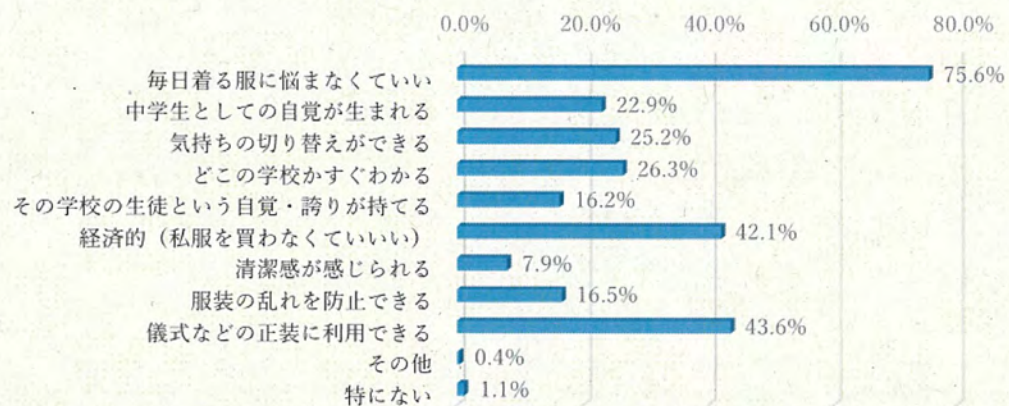
【中学生】



【保護者】

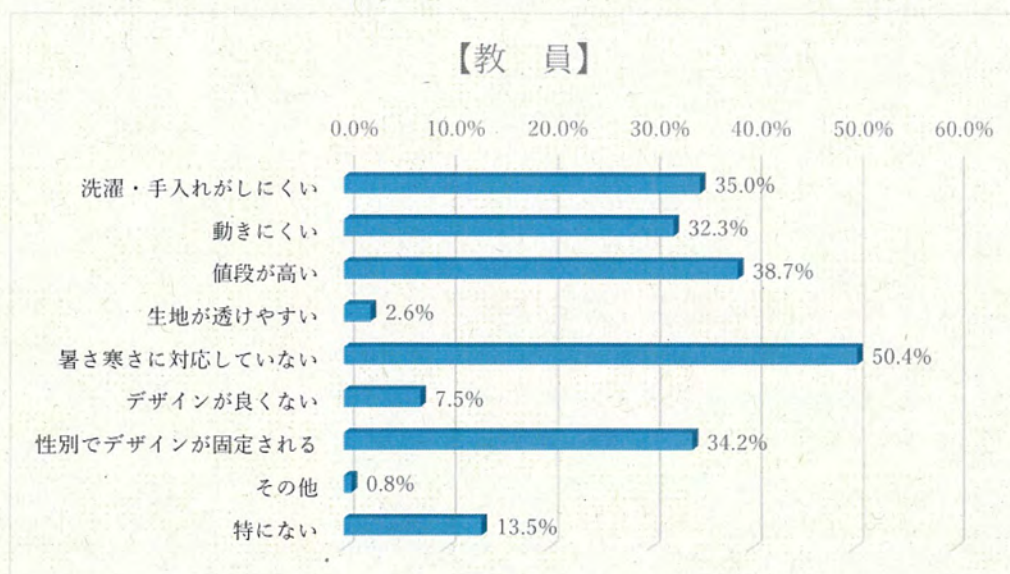
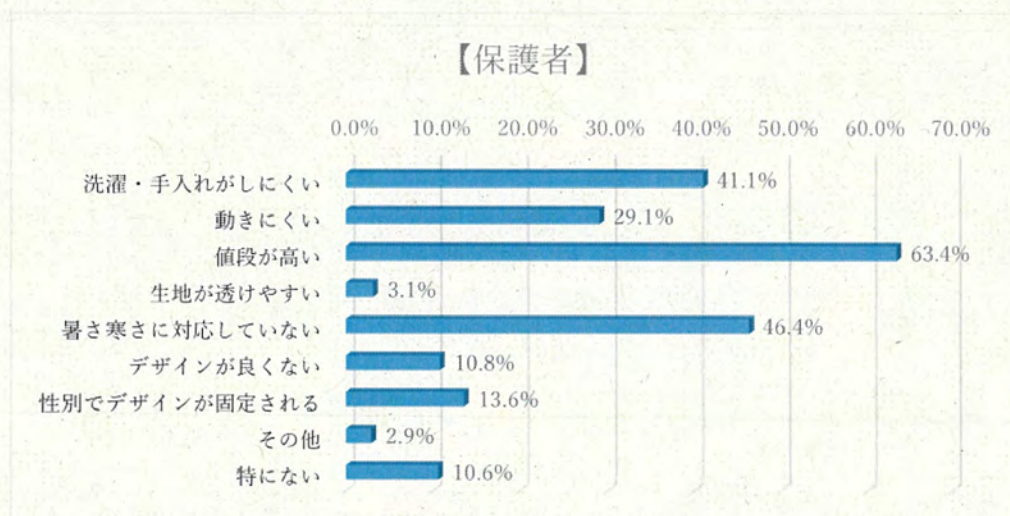
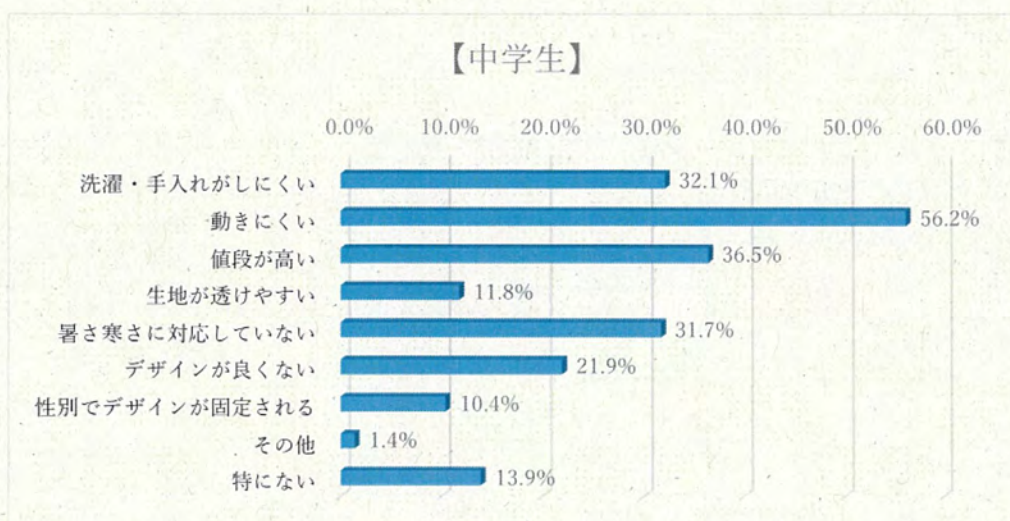


【教員】



② 制服の悪い点

(c) あなたが思う「制服の悪い点」を教えてください(3つまで回答可)。



制服の悪い点については、中学生では「動きにくい」が 56.2%と最も多い。

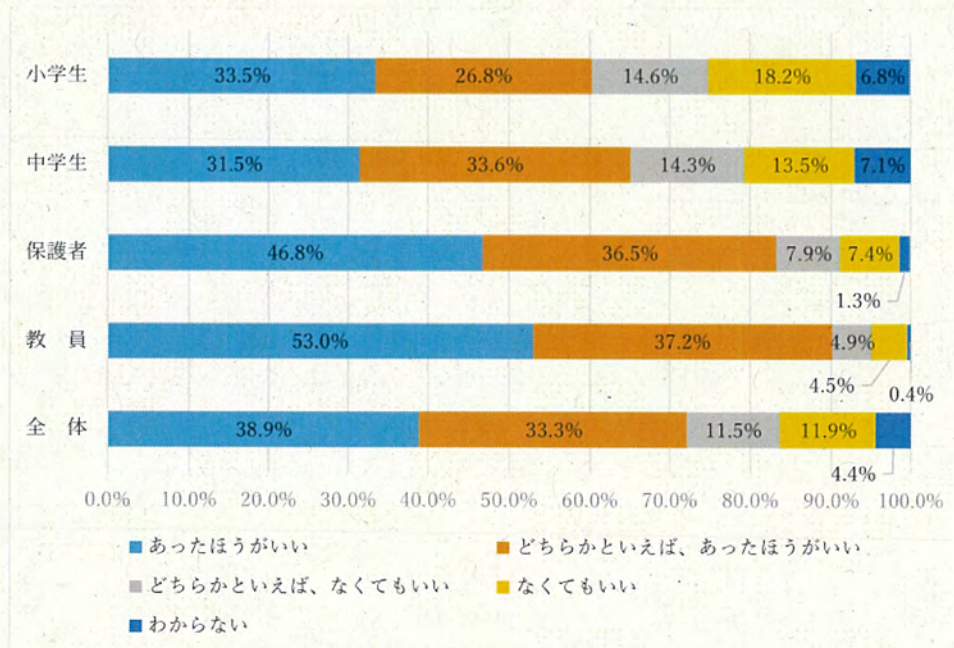
一方保護者においては「値段が高い」が 63.4%が多く、教員においては「暑さ寒さに対応していない」が 50.4%となっている。

③ 制服の必要性

制服の必要性については、「あったほうがいい」「どちらかといえば、あったほうがいい」と回答した割合は、中学生 65.1%、保護者 83.3%、教員 90.2%となっている。

一方、「なくてもいい」「どちらかといえばなくてもいい」と回答した割合は、中学生 27.8%、保護者 15.3%、教員 9.4%となっている。

(d) 制服の必要性についてどう思いますか。



(4) 公正取引委員会「公立中学校における制服の取引実態に関する調査」

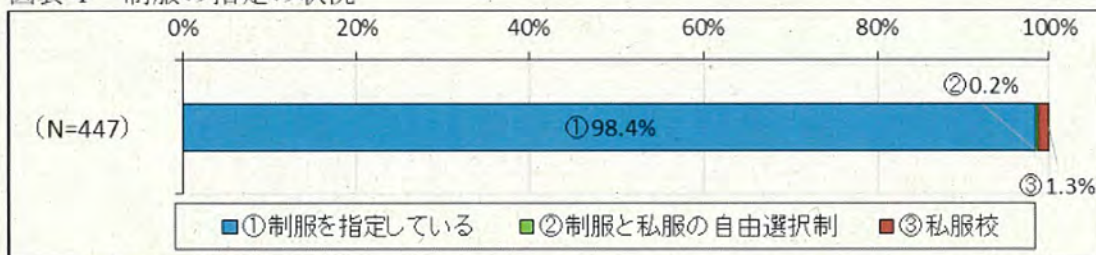
資料：「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（平成 29 年 11 月、公正取引委員会事務総局）

公正取引委員会では、平成 29 年に公立中学校における制服の取引実態に関する調査を実施している。取引実態に関する詳細は後述するが、ここでは同報告書の中で制服の指定状況と制服を指定する理由が調査されているので、ここで紹介する。なお、調査は、全国の公立中学校約 1 万校の中から 600 校を抽出し、書面調査を行っている（回答数 447 校／回収率 74.5％）。

ア 制服の指定の状況

制服を指定していると回答した学校は 98.4％、制服と私服の自由選択制と回答した学校は 0.2％、制服を指定せず私服を着用してもよいと回答した学校は 1.3％であり、全国のほとんど全ての学校で制服を指定している。

図表 4 制服の指定の状況



注：四捨五入の関係により、各項目の和が合計値に合わないことがある（以下同じ。）。

出所：学校への書面調査の回答を基に当委員会作成。

イ 制服を指定する理由

学校が制服を指定する理由としては、「秩序維持、生徒指導のため」が 71.9％で最も多く、次いで、「学校への所属意識を高めるため」が 65.8％、「生徒や保護者の経済的負担を軽減するため」が 58.5％であった。

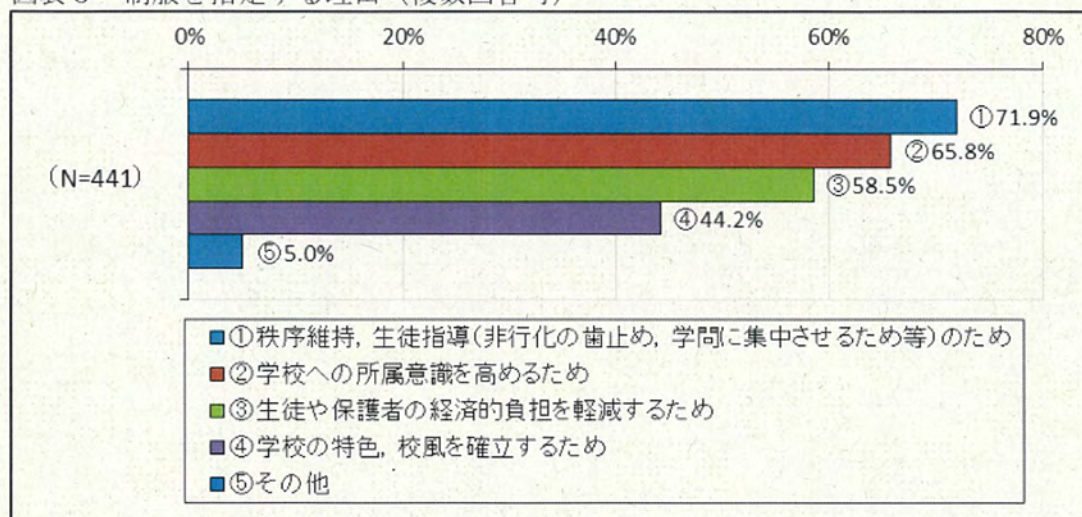
また、私服の着用を認めている学校においては、制服を指定しない理由として、生徒の自主性や個性を伸ばすためとする回答が複数みられた。

なお、制服を指定する学校の回答によると、保護者からの意見は、「制服よりも私服の方がお金が掛かる」、「制服は見た目上の経済的な格差が表れない」、「勉強に集中できる」、「冠婚葬祭などでも利用できる」があるとして、制服の指定に関する否定的な意見は少ないとしている。

ただし、保護者は、制服の販売価格に関しては敏感であり、また、制服の仕様が古い学校は、保護者からデザインや機能性などの仕様変更を求める意見があるとしている。

他方、私服の着用を認めている学校の回答によると、保護者からの意見は、「私服と制服でどちらの費用負担が大きくなるかは家庭の方針次第」という意見があるとしている。

図表5 制服を指定する理由（複数回答可）



出所： 学校への書面調査の回答を基に当委員会作成。

3. 制服の効用（メリット、デメリット）

中学校の制服については、一般的に次のようなメリット、デメリットがいわれている。

【メリット】

利便性と平等の確保

服装選びの負担軽減	毎日のコーディネートに悩む必要がなく、忙しい朝の時間を節約できる。
経済的な格差の隠蔽	全員が同じ格好をすることで、家庭の貧富の差による服装の個人差が出にくくなり、「教育の機会均等」を象徴する役割を果たす。
冠婚葬祭に利用可能	儀式などの正装としてそのまま使えるため、別途礼服を用意する必要がない。

心理的・社会的な効果

所属意識の醸成	学校への帰属意識や仲間意識が高まり、中学生としての自覚を促す。
防犯・安全性	一目でどの学校の生徒か判別できるため、地域での見守りやトラブル時の特定が容易になる。

【デメリット】

コストとメンテナンス

初期費用の高さ	私服に比べて1着あたりの価格が高く、成長に伴う買い替えも家計の負担になる。
手入れの手間	多くの制服が自宅で気軽に洗濯しにくく、クリーニングが必要な場合があるなど、日々の管理が大変である。

機能性と多様性への課題

体温調節の難しさ	気候に合わせた柔軟な調整がしづらく、夏は暑く冬は寒いといった不満が多く見られる。
個性の制限とジェンダー配慮	ファッションによる自己表現が制限されるほか、特定の性別を強調するデザインがLGBTQ+の生徒にとって負担になることがある。
動きにくさ	特にジャケットやスカートは私服に比べて活動が制限されやすく、活発な中学生にとって不便に感じられることがある。

次に、前項の制服についてのアンケート調査結果をまとめると次表のとおりとなる。

アンケートからわかる制服に関する中学生・保護者・教員等の考え方

	中学生	保護者	教員等
学校が制服を制定した理由	—	—	・秩序維持、生徒指導のため。 ・学校への所属意識を高めるため。 ・保護者等の経済的負担を軽減するため。
学校制服の必要性	・5割～8割強が必要と考えている。 ・必要ないは2割～5割。	・7割～8割強が必要と考えている。 ・必要ないは1～2割。	・9割が必要と考えている。 ・必要ないは1割未満。
制服の良い点	・毎日着る服に悩まなくてよい。 ・中学生らしく見える。 ・どここの学校かすぐわかる。	・毎日着る服に悩まなくてよい。 ・服で人との差が出ない。 ・どここの学校かすぐわかる。 ・儀式などの正装に利用できる。	・毎日着る服に悩まなくてよい。 ・儀式などの正装に利用できる。 ・経済的（私服を買わなくていい）。
制服の悪い点	・動きにくい。 ・値段が高い。 ・暑さ寒さに対応していない。 ・洗濯・手入れがしにくい。 ・「自分らしさ・個性を出せない」、「自由に選べない」、「束縛されている感じがする」という回答も1～2割程度ある。	・値段が高い。 ・洗濯・手入れがしにくい。 ・暑さ寒さに対応していない。	・暑さ寒さに対応していない。 ・値段が高い。 ・洗濯・手入れがしにくい。
制服の着用について	・6割弱が、登下校含めて一日中校内着（ジャージ）・体操服がよいとしている。	・4割弱が、登下校含めて一日中校内着（ジャージ）・体操服がよいとしている。	—

「制服の必要性」への意見をみると、中学生については、調査によって大きなばらつきがあるが、半数以上が必要性を認めている。保護者や教員等については7～9割となる。

なぜ制服が必要かという点、「制服の良い点」への意見から、中学生、保護者、教員等3者とも「毎日着る服に悩まなくていい。」が多数意見である。

学校が制服を制定した理由としては、

- ①秩序維持、生徒指導のため
- ②学校への所属意識を高めるため
- ③保護者等の経済的負担を軽減するため

が上位である。

一方、中学生、保護者、教員等3者の意見では、

- ①秩序維持、生徒指導のためにに関する評価は、肯定的意見も否定的意見にも現れない。
- ②学校への所属意識を高めるためには、「中学生らしく見える。」、「どの学校かすぐわかる。」など肯定的意見が多くみられる
- ③保護者等の経済的負担を軽減するためについては、教員等はそう考えているが、保護者や中学生は否定的である。

以上のことから、学校が制服を制定している理由に対して、次の疑問点が挙げられる。

【疑問点】

- ① 中学校制服は、現在でも秩序維持、生徒指導のために必要なのか
- ② 中学校制服は、ほんとうに経済的なのか

第3章 神戸市の中学校の制服の状況

1. 神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会

神戸市では、神戸市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、生徒指導上の必要性や保護者の経済的負担の軽減、性的マイノリティへの配慮といった観点から幅広く意見を求めることを目的（神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会開催要綱第1条）として、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会を開催した。

全4回にわたる検討会および検討会流通部会での議論を経て、令和4年1月12日に「中学校における神戸モデル標準服についての基本方針」が策定された。

ここでは、検討会の目的として挙げられている3点（①生徒指導上の必要性、②保護者の経済的負担の軽減、③性的マイノリティへの配慮）について概要をまとめる。

（1）生徒指導上の必要性

検討会の目的として挙げられている「生徒指導上の必要性」についての議論は、第1回議事要旨にある以下の点のみである。

○標準服の必要性、果たしている役割について

- ・（生徒指導や経済的格差などの観点から）標準服はあった方がよいと考える。
- ・アメリカでは通常は私服での登校であるが、試合などでは学校のロゴをプリントしたTシャツを着て、愛校心の醸成や団結を図ることがあるようである。
- ・昔は変形させた詰襟型標準服を着る生徒がたくさんいた。ブレザー型標準服には変形がしにくいという特性がある。

出典：「第1回 神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会（議事要旨）」

議事要旨によると、「（生徒指導や経済的格差などの観点から）標準服はあった方がよいと考える。」とされ、なぜあったほうがよいのかという具体的な内容についての記載はない。

なお、「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 報告書」（令和2年7月）においても、「生徒指導上の必要性」についての項目や記載はない。

あり方検討会は基本的に、制服ありきで検討が進められたと考えることができる。

(2) 保護者の経済的負担の軽減

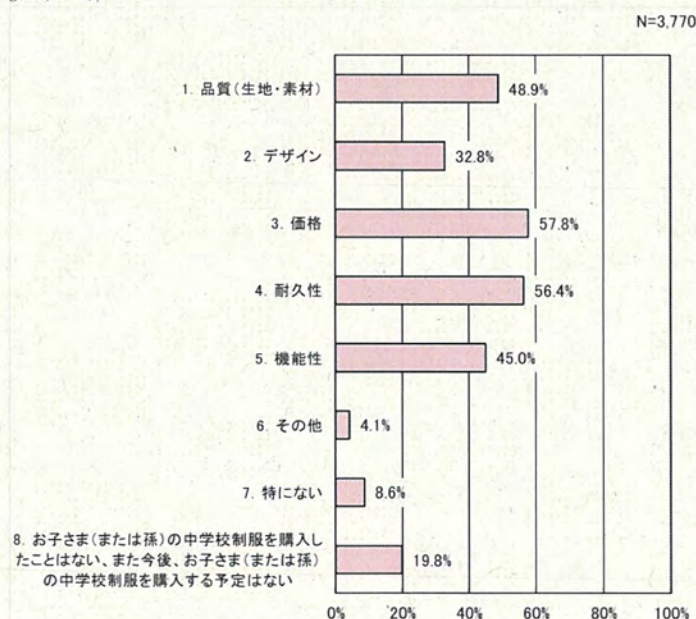
ア 神戸市の状況（令和3年度時点）

中学校入学に際して保護者が準備する様々な品目の中で、標準服の購入に係る費用は比較的高額であるとともに、原材料費の高騰などに伴い、その販売価格は近年上昇傾向にある。

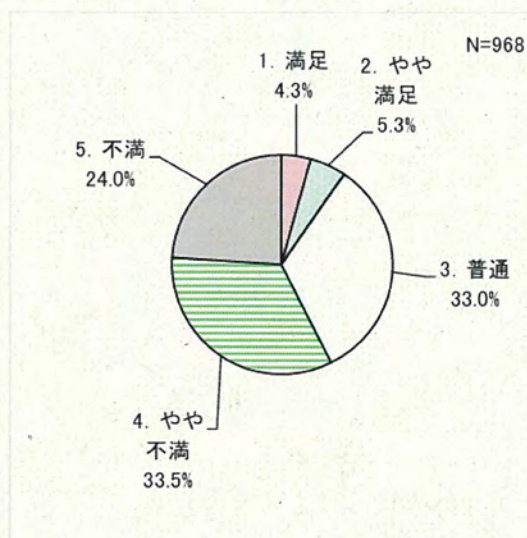
令和元年8月に実施した神戸市ネットモニターアンケートにおいても、標準服を購入する際に重視する点として「価格」「耐久性」を重視する意見が約6割と最も多かった一方、購入した際の満足度としては、「価格」について「不満（やや不満を含む）」との回答が約6割となっている。

問3

中学校制服を購入する際に重視する点について、あてはまるものを選択してください。（該当するものすべて）



(3) 価格



神戸市においては、市立中学校 82 校それぞれが独自デザインの標準服を採用していたため、標準服のデザイン（詰襟タイプ、ブレザータイプなど）、素材（ウールとポリエステル割合など）や機能性（ウォッシュブル、撥水加工、伸縮性など）、装飾品（リボン、ボタン、エンブレムなど）等についても学校ごとに異なっていた。

男子標準服：詰襟・ブレザーの内訳（区別）

区	校数	うち詰襟	ブレザー	ブレザーの割合
東灘	7	6	1	14.3%
灘	5	3	2	40.0%
中央	7	4	3	42.9%
兵庫	5	2	3	60.0%
北	17	11	6	35.3%
長田	6	1	5	83.3%
須磨	11	5	6	54.5%
垂水	11	3	8	72.7%
西	13	4	9	69.2%
合計	82	39	43	52.4%

こうした背景と、各校の在籍生徒数の多寡などにより、標準服の販売価格については学校ごとの価格差が生じていた。

販売価格は、ウールの割合（混毛率）が高いほど、また在籍生徒数が少ないほど高価となる傾向があり、男子標準服（上下セット価格）を例にとった場合、82 校中の最高額（34,440 円）と最低額（19,950 円）との差は約 1.7 倍となっていた。最も高い価格の学校は一学年の生徒数が 20 人未満の小規模校であり、最も低い価格の学校はポリエステル 100% の標準服を導入していた。

標準服の最高価格と最低価格（男女別）

＜男子＞

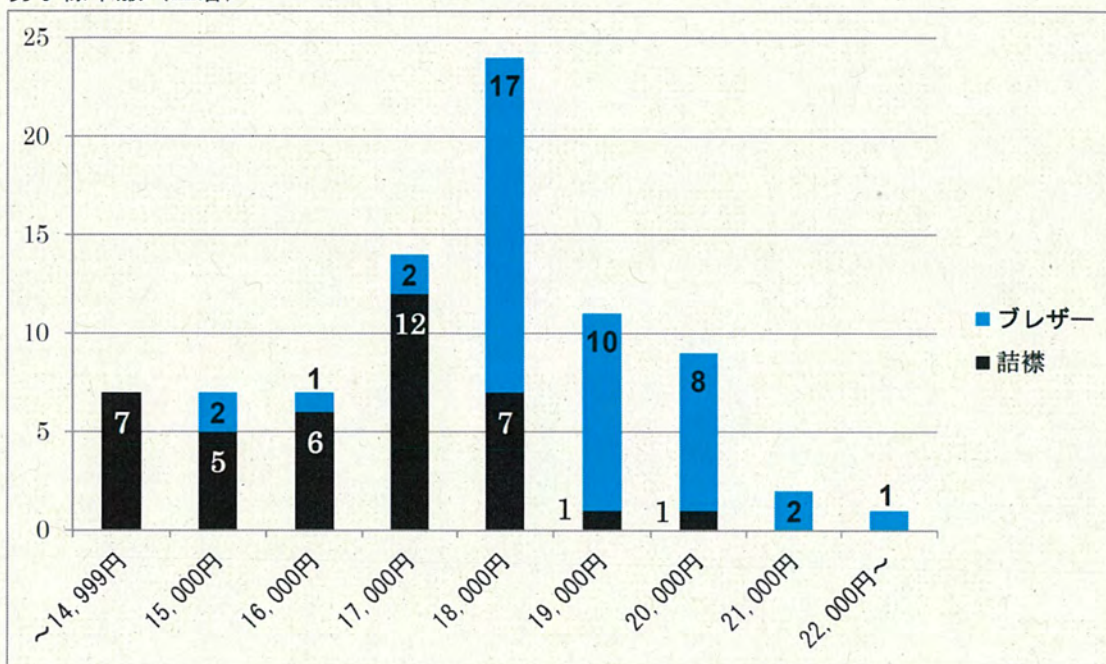
項目		学校名	価格	備考
上 着	最高	A 中学校（ブレザー）	22,990 円	生徒数が少ない
	最低	B 中学校（詰襟） C 中学校（詰襟）	14,530 円	混毛率が低い（毛 20%、ポリ 80%）
ズボン	最高	D 中学校（ブレザー）	11,650 円	ポリエステル 100%
	最低	E 中学校（詰襟）	5,260 円	
上・下 セット	最高	A 中学校（ブレザー）	34,440 円	生徒数が少ない
	最低	E 中学校（詰襟）	19,950 円	ポリエステル 100%

＜女子＞

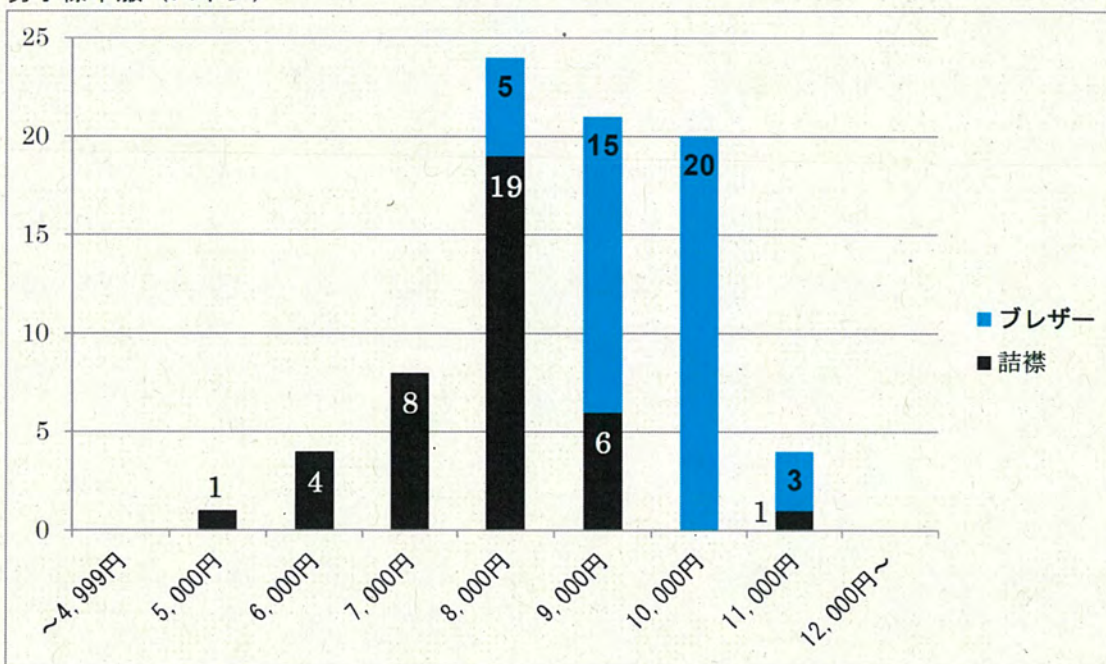
項目		学校名	価格	備考
上 着	最高	A 中学校	22,000 円	生徒数が少ない [男子：ブレザー]
	最低	C 中学校	11,830 円	[男子：詰襟]
スカート	最高	F 中学校	17,500 円	[男子：ブレザー]
	最低	E 中学校	8,890 円	[男子：詰襟]
上・下 セット	最高	A 中学校	36,300 円	生徒数が少ない [男子：ブレザー]
	最低	G 中学校	22,500 円	[男子：ブレザー]

【グラフ1】標準服の価格帯別校数（男女別）

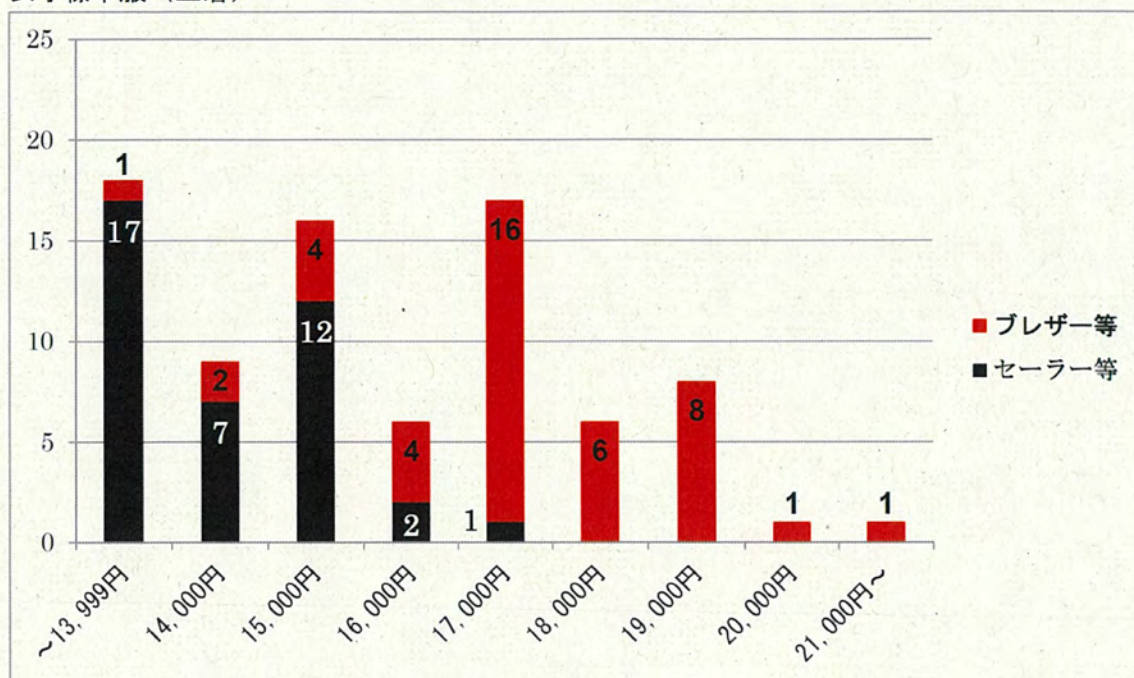
男子標準服（上着）



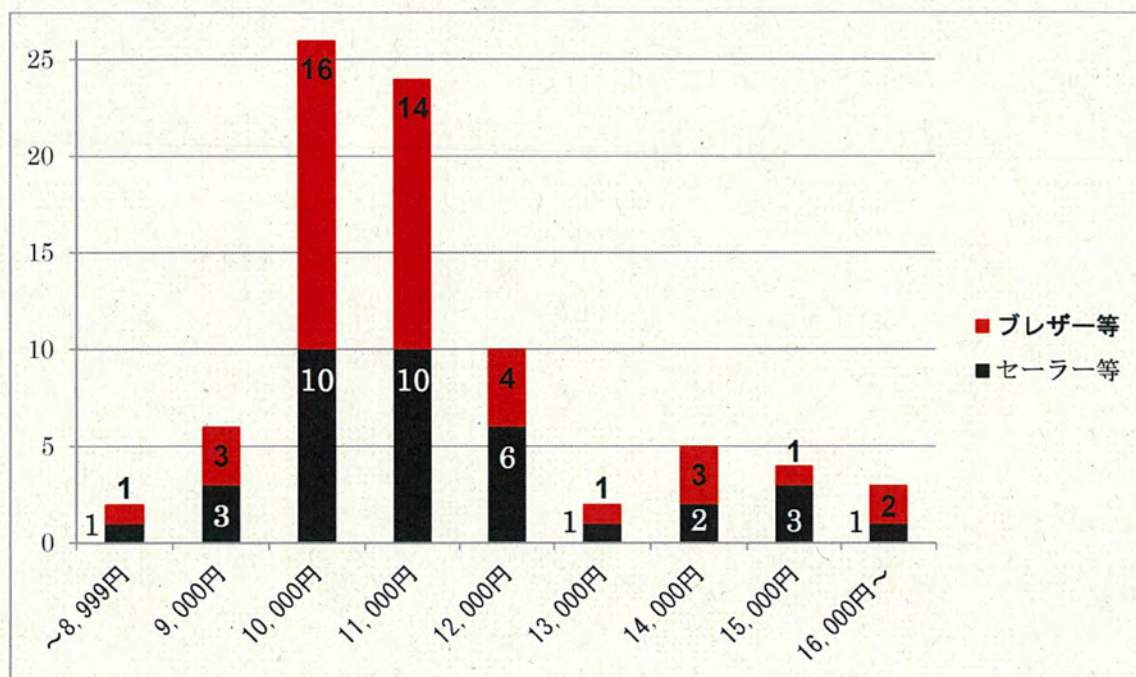
男子標準服（ズボン）



女子標準服（上着）



女子標準服（スカート）



イ 神戸市の取り組み（令和３年度時点）

① リユースの取り組み

標準服の購入に係る保護者の経済的負担を軽減するため、多くの学校において、PTA 等が主体となり、卒業生の標準服をリユースする「譲り受け」の取り組みを行っていた。

② 見積り合わせ

標準服の購入に係る保護者の経済的負担の軽減と、指定販売業者の公正かつ公平な選定を図るため、見積り合わせまたはコンペティションにより指定販売業者を選定する取り組みを平成 29 年度から順次実施していた。

平成 30 年度までに実施した 24 校のうち約 4 割の学校で価格が低下したものの、値下がり幅は大きい学校でも約 4 % の低下に留まっていた。

令和元年度には、予定価格を設定したうえで見積り合わせを行い、予定価格以内の見積り額を提示した業者すべてを指定販売店とする取り組み方法も加えて実施したものの、効果的な結果は得られなかった。

実施校

年 度	校 数	学 校 名
平成 29 年度	5	長峰、湊翔楠、長田、高倉、塩屋
平成 30 年度	19	向洋、烏帽子、港島学園、夢野、湊川、須佐野、桜の宮、北神戸、丸山、鷹取、横尾、西落合、垂水、歌敷山、多聞東、舞子、井吹台、押部谷、神出
令和元年度	20	御影、原田、筒井台、有野北、唐櫃、山田、小部、大原、鈴蘭台、星和台、八多、西代、太田、友が丘、白川台、垂水東、本多聞、樋谷、桜が丘、岩岡

実施結果

実施年度（適用年度）	29 年度 (31 年度入学者から適用)	30 年度 (32 年度入学者から適用)
実施校数	5 校	19 校
うち値下がり校数(割合)	2 校(40%)	7 校(37%)
値下がり幅	△800 円(△1.3%) ～△1,940 円(△3.8%)	△40 円(△0.1%) ～△1,400 円(△3.2%)

ウ 学生服の供給側の立場からの意見

学生服の供給側の立場からの意見については、第3回検討会の資料2に示されている。

○参考人からの意見聴取（学生服の供給側の立場からの意見）について

- ・国内のアパレル市場は約98%が輸入品であり、国産品は僅か約2%。その中で学生服に関しては殆どが国内生産を行っている。
- ・国内生産の理由として、短期間での納品対応、3年間着用に耐えうる丈夫な素材や縫製、高い染色技術、サイズにばらつきのない商品づくりなど安定した品質対応に加え、少量生産での対応が可能といったことが挙げられる。
- ・一方、30年後の学生の年代人口を比べると、現在の約3分の2へと減少していくことが予想され、学生服業界の市場規模が縮小するとともに非常に厳しい環境に置かれると推測される。
- ・学生服メーカーが考える制服の持つ価値や意義、影響として、
 - ①学校への愛校心や帰属意識を高め
 - ②仲間意識や連帯感の醸成
 - ③制服着用による気持ちの切り替え（オンオフ、メリハリ）
 - ④周囲から学生であると識別され、風紀面、安全面、個々の行動の責任感が向上
 - ⑤各家庭の経済格差が見えにくい
 - ⑥3年間着用できて経済的といったことが挙げられる。
- ・制服を着用するのは学生であり、学生にとって快適な学校生活を送ることや、学生をサポートする保護者にとって安心できる制服を提供することを学生服メーカーとして大切にしている。
- ・機能性や耐久性についても様々に工夫しており、一般衣料より厳しい基準で制服づくりを行っている。例えば、家庭で洗濯できる制服では、3年間洗濯することを想定して実験を繰り返し、伸びたり縮んだりせず、色があせたり、色移りもしない。
- ・制服の着用時間は1日平均8時間から10時間。ほとんどの時間を前傾姿勢で過ごしており、ストレッチ性の生地や縫製方法を工夫してストレスがかからない制服も作っている。
- ・生地の耐久性についても、摩擦への強さや裂けにくさについては一般紳士服の3倍以上の強さとなるよう厳しい基準を設けている。
- ・神戸市の制服販売価格は、全国平均と比較しても安い方に位置している。
47都市中で、男子41位、女子38位である。（総務省統計局小売物価統計調査より）

全国平均・神戸市の学生服販売価格の年度別推移(2001年～2018年)

総務省統計局 小売物価統計調査より

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
全国平均 男子	29,132	28,473	28,930	28,691	28,230	27,788	28,345	29,950	30,711	30,260	30,139	30,289	30,375	30,550	31,355	33,211	33,501	33,673
前年比		97.7%	101.6%	99.2%	98.4%	98.4%	102.0%	105.7%	102.5%	98.5%	99.6%	100.5%	100.3%	100.6%	102.6%	105.9%	100.9%	100.5%
全国平均 女子	27,686	27,660	27,639	27,623	27,473	27,603	27,157	28,320	28,670	28,964	28,832	28,945	28,995	28,970	29,807	31,582	31,850	32,070
前年比		99.9%	99.9%	99.9%	99.5%	100.5%	98.4%	104.3%	101.2%	101.0%	99.5%	100.4%	100.2%	99.9%	102.9%	106.0%	100.8%	100.7%
神戸 男子	23,750	23,180	23,310	23,210	22,240	21,740	23,210	23,696	24,767	24,767	24,833	24,833	24,833	24,833	25,520	26,495	27,432	27,432
前年比		97.6%	100.6%	99.6%	95.8%	97.8%	106.8%	102.1%	104.5%	100.0%	100.3%	100.0%	100.0%	100.0%	102.8%	103.8%	103.5%	100.0%
神戸 女子	25,480	25,920	26,240	26,240	24,480	24,450	23,703	23,451	24,598	25,348	23,723	25,173	25,173	23,723	25,463	26,705	26,590	26,590
前年比		101.7%	101.2%	100.0%	93.3%	99.9%	96.9%	98.9%	104.9%	103.0%	93.6%	106.1%	100.0%	94.2%	107.3%	104.9%	99.6%	100.0%

神戸市の販売価格
・男子 41位/47都市
・女子 38位/47都市

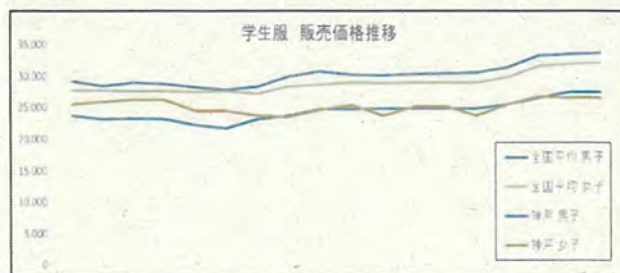
原材料引き上げに伴う
価格改定(16年ぶり)

税率引き上げ

原材料引き上げに伴う
価格改定(10年ぶり)

兵庫県(神戸市)の状況 (賃金構造基本統計調査)

- ・兵庫県最低賃金……全国7位
- ・兵庫県平均年収……全国8位
(1741市区町村の内 神戸市102位)



・制服製造、販売に係る経費は、原材料価格の高騰、最低賃金上昇による人件費上昇、物流コストの上昇等により年々増加している。また、少子化の影響などにより、制服メーカーや販売店は将来展望が見えない状況にきている。

- ・価格を下げることは不可能ではないが、価格を下げることを求めるほど、快適な制服、保護者の安心を考えた制服からは遠くならざるを得ない。メーカーとしても機能や快適性が失われた制服を提供するわけにはいかない。

出典：「第2回 神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会（議事要旨）」

エ 中学校標準服の今後のあり方

① 見積り合わせ

神戸市においては、前述のとおり、標準服の指定販売店を見積り合わせまたはコンペティション（以下「見積り合わせ等」という）により選定する取り組みを平成29年度から順次行っており、令和元年度末までに累計で44校が実施した。しかしながら、厳しい品質基準や短納期、小ロット生産対応など標準服に要求される特殊事情に加え、少子化の進行をはじめとした標準服業界全体を取り巻く厳しい経営環境から考えると、見積り合わせ等により販売店間の競争を促すだけでは、標準服の価格を引き下げる効果は限定的とならざるを得ない。

一方で、選定に係る手続きの透明性を高め、市民への説明責任を果たすためには、見積り合わせ等により指定販売店を選定することは不可欠である。

以上から、見積り合わせ等により指定販売店を選定する取り組みは、各校

の業務負担を軽減するための工夫を図りながら今後も継続することが適切である。

② 仕様の見直し

保護者の経済的負担を軽減する観点から、標準服の仕様の見直しを進めることが重要である。

以下に仕様見直しの観点を示す。

標準服の仕様の見直しの観点

- ・ **素 材**：様々な高機能素材が登場する中、機能性や耐久性を維持・向上させながら混毛率（ウールとポリエステル割合）を見直す余地はないか
- ・ **デ ザ イ ン**：袖ボタンを無くす、ポケットのラインを少なくするなどデザインの簡素化を図る余地はないか
- ・ **その他の指定品**：ネクタイ、リボン、ベスト、シャツなどを指定品から除外する余地はないか
- ・ **ロ ッ ト**：基本的にデザインが共通している詰襟タイプの標準服について、複数校が仕様を共通化することで、ロットを拡大する余地はないか（ボタン等の独自意匠を除く）

③ サブスクリプション方式（定額課金）の検討

保護者が定期的に一定額の負担をすることで標準服の使用権のみを購入し、標準服そのものは取り替え可能な「サブスクリプション方式」を導入することにより、入学時に集中して発生する保護者の経済的負担の平準化を図ることが考えられる。事業者をはじめとする関係機関と連携し、そのメリット、デメリットを踏まえた持続可能な当該方式の実現に向け、検討を進める。

(3) 性的マイノリティへの配慮

ア 概況

日本において LGBT をはじめとする性的マイノリティ（以下、LGBTs）が人口に占める割合は約 5.9% と言われている（博報堂 DY ホールディングス 2016 年調査）。学校に置き換えれば 1 学級に 2 人に相当する数字であり、必ずしも少数者とは言えない状況となっている。

また、LGBTs の当事者が小・中・高のいずれかにおいて、いじめの被害に遭っている者は 58%、不登校率は 21.1% であり、10 代に限定すると 30～50% が不登校を経験しているという国内データもある。

不登校の理由として、自認する性別と異なる標準服の着用によってもたらされる苦悩や苦痛等が考えられている。また、既に多くの学校では、女子生徒にスラックスの着用を認めることが当然となってきた。

イ 神戸市の状況

① 女子生徒が着用可能なスラックスの導入

各校の判断により、防寒対策等を目的に、女子生徒が着用可能なスラックスを導入している学校が 15 校ある。

また、スラックスを含め性自認に関わる問題に配慮して新たに標準服の導入を検討している学校が 21 校あり、徐々に導入が進んでいる状況である。
（令和 2 年 3 月現在）

ウ 国際化や性の多様化への対応

国際化の進展に伴い様々な社会的、文化的背景を持った方々が増加するとともに LGBTs をはじめとして性のとらえ方が多様化する中、こうした多様な性のあり方を相互に認め合い、人格と個性を尊重し合える社会を目指すことは、今日、極めて重要な課題となっている。

これは、学校の運営においても同じであり、文部科学省から性同一性障害に係る児童生徒等に対するきめ細かな対応として示されている「自認する性別の制服の着用を認める」などの取り組みについては、できる限り速やかに実現していくことが求められる。

① 性別に関わらず自由に組み合わせることが可能な標準服の導入

各校において、性別に関わらず、スラックスやスカートを選択し、自由に組み合わせることが可能な標準服を導入することが適切である。

なお、導入に当たっては、教職員、生徒、保護者等と十分に意見交換を行い、導入の趣旨や具体的な運用方法について共通理解を図ったうえで、以下のとおり、各校の実情に応じて導入を進めることが必要である。その際、選択・組み合わせの理由を詮索し、結果としてアウティング（暴露）につながるといったことのないよう教職員間の合意形成が必要である。

(7) 詰襟タイプ標準服を採用している学校

詰襟のままでは導入が困難なため、将来的にブレザータイプの標準服に

切り替える機会をとらえて対応することが望まれる。

(イ) ブレザータイプ標準服を採用している学校

できるだけ早期に対応することが望まれる。併せて、男子用・女子用標準服という表現を改め、標準服 A・B といった呼称にすることが望ましい。

② 神戸モデル標準服の作成

さらには、各校が標準服のモデルチェンジを行う際の参考（モデル）となり、また、標準服の選択肢ともなり得るものとして、教育委員会において、多様な性への配慮など様々な課題に対応した「（仮称）神戸モデル標準服」を作成することが適切である。

神戸モデル標準服は、次の点を満たすものであることが望ましい。

- ・選択や組み合わせの多様性等の配慮が施されていること
- ・デザイン的にも洗練されたものであること
- ・神戸らしさを感じさせる意匠（例えば神戸タータンなど）を取り入れたものであること
- ・価格面でも現行の各校独自標準服の平均的価格帯内で入手することが可能なものであること

上記の各点についての具体的な反映方法について、今後、関係機関と連携して、十分に検討を重ね、生徒、保護者、教職員をはじめ広く市民に支持される「（仮称）神戸モデル標準服」を作成することを期待する。

2. 神戸モデル標準服

資料：神戸市 HP

(1) 導入の背景

様々な物価が上がっている中、標準服（制服）についても、保護者の経済的負担を軽減する工夫が必要とされている。また、時代の変化により、性別にとられないなど、様々な個性に対応できるような新しい標準服が求められている。

2019 年から 2020 年にかけて、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会で議論し、2023 年度から、共通の新しい標準服を導入した（全員着用する学校と、希望者が着用する学校がある）。共通の標準服は、複数の制服メーカーやアパレル会社が提案し、投票を経て決定し、神戸ならではのデザイン（神戸タータン、港町らしい色の組み合わせ等）を取り入れている。

(2) 各校の方針（2026 年度新入生）

ブレザー上下以外のシャツ・ニット・ネクタイ・リボンは、学校によって着用のルールが異なる。

各校の導入状況（2026 年度新入生）

	全員が着用する	着用可能としている	合計（本校、分校）
東灘区	4	3	7
灘 区	2	3	5
中央区	3	4	6 1
兵庫区	2	3	5
北 区	1 1	6	1 6 1
長田区	1	5	6
須磨区	7	4	1 1
垂水区	3	8	1 1
西 区	3	1 0	1 3
計	3 6	4 6	8 0

(3) 販売状況

販売価格：ブレザー上下、グレードが 2 種類あり

ポリエステル 100%：26,500 円～31,000 円

ウ ー ル 混：31,500 円～38,000 円

		ポリ 100%	ウール混
1	畑洋服(株)	26,500 円	31,500 円
2	洋服の青山	27,700 円	—
3	西日本ユニ株式会社	26,500 円	—
4	カンコーショップ神戸	31,000 円	38,000 円
5	スメラ(株)	30,950 円	36,450 円
6	(株)神戸ユニフォーム	30,200 円	37,500 円
7	(株)トモヤ	26,900 円	?
8	スクールショッププラザ A	31,000 円	37,000 円
9	(株)大塚ユニホーム	30,400 円	34,000 円
	平 均	29,017 円	35,742 円

※価格が確認できた店舗

販売店舗：25店（市外含む） 畑洋服(株)本店、洋服の青山神戸東灘店・生田川インター店・神戸駅前店・鈴蘭台店・神戸学園南インター店・神戸玉津店・三田学園前店、西日本ユニ株式会社、VESTORIA、カンコーショップ神戸、(株)丸福、スメラ(株)本店・鈴蘭台店、伊藤洋装(株)、(株)神戸ユニフォーム鈴蘭台店、(株)トモヤ、スクールショッププラザAビブレ新長田店、(株)神戸ユニフォーム鷹取店、(株)大塚ユニホーム、京川制服(株)須磨店・明石店、(株)制服のモリモトヤ西神戸店・明石店・大久保店
(神戸モデル標準服チラシ)

(希望者着用校用)

新入生と保護者のみなさまへ

神戸モデル標準服について

神戸市では、

令和7年度より、希望者は

ブレザー型の共通標準服（制服）

が着用できます。



※本校では学校独自の標準服（制服）を引き続き着用しますが、希望者は「神戸モデル標準服」を着用できます。

神戸モデル標準服は「届出販売店」で購入できます。

（届出販売店によって、商品の種類（例：ブレザーの素材違い）や購入方法、金額、アフターサービス等が異なります）

<ご注意ください>

- 希望者が着用できる商品について学校によってルールが異なります。
購入前に必ず学校のホームページ等をご確認ください。
- 届出販売店の中には、採寸等の事前予約が必要な場合や期間限定で予約を受け付けている場合があります。
購入前に必ず各届出販売店のホームページをご確認ください。



届出販売店については
神戸市ホームページで
確認できます



お問い合わせ
神戸モデル標準服の取組
神戸市教育委員会事務局学びの推進課

(4)「神戸モデル標準服」リユースシステム導入社会実験

神戸市では、神戸モデル標準服のリユースについて全市的な仕組みづくりを行うため、民間企業のノウハウを活用したシステム導入に向けた社会実験を行っている。概要は以下の通り。

神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験 運営パートナー募集仕様書

1. 実施目的

次の目的の達成を目指して、神戸市教育委員会事務局（以下、神戸市）と運営パートナーが協働で社会実験を実施する。

- ・神戸モデル標準服の全市的なリユースシステムを導入し、生徒保護者の経済的負担軽減及び利便性を向上する。
- ・従来は校内での標準服リユースに使用される以外は、卒業後に廃棄されていたと思われる標準服の全市的なリユースを促進することで、廃棄物を減らし、環境保護に資する仕組みとする。
- ・従来、校内での標準服リユースにかかわっていた学校現場や保護者（PTA 等）の負担を軽減し、安心して利用できる持続可能な仕組みとする。

2. 内容

(1) 実施期間（予定）

令和7年9月上旬から令和9年5月31日（月）まで

(2) 実施対象

神戸市立中学校（分校除く）・義務教育学校（後期課程）（以下「市立中学校」）82校のうち、原則、全員着用校33校を対象とする（希望者着用校49校の参画は任意）。

(3) 役割分担

神戸市及び運営パートナーは、神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験にあたり、次に掲げる役割を対等な立場で分担するとともに各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

① 神戸市

- （ア）社会実験全体の総括
- （イ）学校との調整
- ・（ウ）社会実験の周知・広報

② 運営パートナー

- （ア）社会実験に係る事業の運営
 - ・利用者の募集、登録
 - ・料金徴収（システム使用料含む）
 - ・苦情、問い合わせ、事故対応等
- （イ）事業に必要な設備施設やシステム等の調達及び維持管理

- (ウ) 市立中学校の生徒及び保護者以外による目的外利用予防対策
- (エ) 利用者への周知・広報
- (オ) 各種データの収集、整理、分析並びに当該データの神戸市への提供、社会実験に係る事業の定期報告及び結果報告
- (カ) 利用者アンケート調査の実施及び分析、市が実施する社会実験の効果検証への協力
- (キ) 市の事業への協力（リユース啓発イベント等での連携）
- (ク) （回収箱等を設置した場合）実施期間終了後の原状回復

3. 学校生活のルールや決まり（校則など）について

神戸市における「学校生活のルールや決まり（校則など）」に関する見直し状況やルールは、以下のとおりである。

- どうして「学校生活のルールや決まり（校則など）」を見直す必要があるのですか？

近年、学校での一部の「学校生活のルールや決まり（校則など）」（※以下、学校のルール等）について、「必要なのですか？」や「今の時代に合っていますか？」といった指摘がされています。

神戸市立学校でも、そのような学校のルール等が一部あり、積極的に見直しを進めていく必要があります。

学校のルール等の見直しを通じて、みなさんが意見を表明し、身近な課題を自ら解決をすることは、とても大切なことと考えています。

- 見直しとは何ですか？

2021年6月に学校のルール等を見直そうと、「学校生活のルールや決まり（校則など）」に関するガイドラインをつくりました。

「ガイドライン」とは方向性を示した「指針」と呼ばれるものです。

このガイドラインをもとに、2021年度から学校のルール等について見直し（確認・検討）を進め、必要に応じて内容の変更を行ってきました。

2024年度も引き続き学校のルール等の見直しをすすめていきます。

- どのような方法で見直すのですか？

学校のルール等の内容は、学級活動や児童会活動、生徒会活動などの時間を使って、みんなで話し合い、みなさん自身で意見を出し合いながら自分で考える活動を毎年行います。

- どのような学校のルール等が見直しの対象ですか？

例えば、以下のようなものです。

- ・ さまざまな文化や性の多様性への配慮がないもの

例) 女子は全員スカートとするなど

- ・ 健康上の配慮がないもの

例) マフラーやタイツの禁止など、体調維持に問題が生じるもの

- ・ その他合理的な説明が難しいと思われるもの

例) 靴、靴下、肌着等は白一色に限るなど、目的がわかりにくいもの

- 全ての学校で見直しますか？

神戸市立の全ての学校で見直しを行います。

■見直し状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2023 年度に学校のルール等の見直し（確認・検討）を行った	100%	100%	100%	100%
2021 年度～2023 年度に学校のルール等を変更した	98%	100%	100%	100%

■主な項目別の見直し状況（中学校 82 校・高等学校 8 校）

	校種	2021 年度 校則有	2022 年度 校則有	2023 年度 校則有	2024 年度 校則有
肌着は色一色とする	中学校	62 校	13 校	1 校	0 校
靴は白一色とする	中学校	75 校	29 校	3 校	0 校
靴下は白一色とする	中学校	80 校	37 校	2 校	0 校
女子の靴下は三つ折りにする	中学校	35 校	2 校	0 校	0 校
ツープロック不可	中学校	71 校	35 校	3 校	0 校
	高等学校	4 校	0 校	0 校	0 校
ポニーテール不可	中学校	48 校	24 校	2 校	0 校

学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン

1. 学校生活のルールや決まり（校則など）の意義

学校生活のルールや決まり（校則など）は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、児童生徒が守るべき学習上及び生活上の規範として定められるものです。児童生徒が、将来、規範意識を持って生活ができるように、規範意識を遵守する意識を涵養するとともに、何をすべきか、何をしてはならないのかという善悪の行う能力を育てる意味もあります。

2. 学校生活のルールや決まり（校則など）についての基本的な方針

学校生活のルールや決まり（校則など）については「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される」とするこども基本法（令和5年4月施行）の基本理念に則り、子どもの権利を守る観点から、以下に示す方針を踏まえて策定および運用を行います。特に、児童生徒の行動や服装等に一定の制限を課するような場合には、のちに示す見直しの手順に基づき明文化しておく必要があります。

①学校生活のルールや決まり（校則など）の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めること。また、しつけや道徳、健康に関する細やかな事項は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置づけた取組や、児童生徒の自主的な取り組みとする視点も持つこと。

②学校生活のルールや決まり（校則など）の内容は、児童生徒の体力面や健康状態など個々の状況を踏まえ、画一的にならないものが望ましいこと。特に障害がある児童生徒への合理的配慮や、さまざまな文化を背景に持つ児童生徒や性的マイノリティに対してのきめ細やかな対応についての配慮を踏まえるとともに、児童生徒や保護者の判断・選択が行える内容も検討すること。

③学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため、学校生活のルールや決まり（校則など）の内容については絶えず見直し機会を設定すること。その際には、児童生徒が主体的にルールや決まりについて考える機会を設けたり、保護者の意見を聴取したりするなど、学校、児童生徒、保護者による合意形成を大切にすること。また、地域の住民にも理解を求めるよう努めること。

3. 学校生活のルールや決まり（校則など）の見直しのあり方

（1）見直しの目的について

学校生活のルールや決まり（校則など）は、社会規範の遵守について適切な指導を

行う際の指針となり、教育的意義を有していると言えます。しかしながら、その内容においては社会通念上合理的な説明ができる範囲とされており、社会情勢の変化が大きい現代においては、不断に内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

また、見直しにおいて、児童生徒や保護者が何らかの形で参加することにより、その必要性の共通理解が図られ、学校生活のルールや決まり（校則など）の指導に効果が上がることが期待されます。

（２）見直しの手順について

学校生活のルールや決まり（校則など）の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会としなければなりません。また各校では、社会環境や児童生徒の状況の変化に対応するため絶えず積極的な見直しが求められています。

これらの趣旨を踏まえ、各校では以下の手順に沿って必要な見直しを行うものとします。

- ①見直しにあたっては、児童生徒が規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむために、各校の学校生活のルールや決まり（校則など）について、児童・生徒が話し合う活動を毎年当初に計画し、実施します。
- ②子供の権利についての意識を高めるために教職員研修を実施するとともに、児童生徒にも、学級活動や児童・生徒会活動などの特別活動等において、子どもの権利について必ず学習します。
- ③委員会活動や学級活動、生徒活動等での話し合いの場面を設けるなど、児童生徒の意見を尊重し見直します。児童生徒が主体的に参加できるよう配慮し、賛成・反対の意見表明やその数のみで判断せず、意見の根拠や理由、少数意見についても考慮する態度を大切にします。
- ④学校評価を通じて学校生活のルールや決まり（校則など）についての保護者の意見を把握するよう努めます。また、学校運営協議会を通して、その内容についての協議を行います。
- ⑤各校においては、校則検討委員会等の、学校生活のルールや決まり（校則など）に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校生活のルールや決まり（校則など）についての見直しが毎年度行われる体制づくりを行います。
- ⑥見直し後のルールや決まり（校則など）については、速やかに保護者にお知らせするとともに、入学説明会の場においても必ず説明を行います。また、学校ホームページに掲載し、周知を行います。見直しの取り組みについては適切に記録・保存し、

その経緯を引き継ぎます。

(3) 見直しのスケジュール

	事務局	学校
5 月	ガイドライン (改定版) 発出	見直しの計画・実施 ↓
5 月～ 12 月		学校運営協議会で協議・報告結果の公表 (保護者へのお知らせ・学校 HP の掲載)
1 月～ 2 月		新入生説明会において 見直したルールや決まりの内容を説明
3 月～	報告書受領	報告書作成・提出
	ガイドライン	

※見直しの実施や公表については、内容等に応じてできるものから速やかに行います。

(4) 見直しすべき内容について

学校生活のルールや決まり(校則など)は、小学生らしい、または中学生らしい等の抽象的な概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な理由が説明できる内容でなければなりません。例えば、以下に示すような内容については各学校園において必ず見直しを行うこととします。

①さまざまな文化や性の多様性への配慮がないもの

例) 夏服時は半そでのシャツのみとするなど、肌を隠すことが許されない服装の規定をしているもの

例) 女子はスカートとするなど、性別ごとに標準服を設定し、洗濯の余地がないもの

例) 男子は耳にかからない長さとするなど、性別ごとに髪型の規定をしているもの

②健康上の配慮がないもの

例) 求職は決められた時間内に残さず食べるなど、健康被害につながるもの

例) 教科書等を基本的に毎日全て持ち帰らせるなど、自動の体格や体力を考慮しないもの

例) 猛暑や厳寒など、登下校中の体調管理が必要な気候において、熱中症対策用品及び防寒具等の使用や着用を過剰に制限するもの

③その他合理的な説明が難しいと思われるもの

例) 髪長さや結び方、結ぶ位置を制限するなど、頭髪を過剰に規定しているもの

例) 女子は靴下を三つ折りにしてはくなど、目的がわかりにくいもの

例) 靴、靴下、肌着等は白色を基調とするなど、色を過剰に限定するもの

例) 「○学生・○○校らしい」等、主観的な表現をもって規定しているもの

例) 文房具の色・形や数を指定するなど、使用する文房具を過剰に限定するもの

※①～③はあくまでも例示です。このような事例以外にも、各校において合理的な説明が難しいと思われる内容がないか、積極的に見直しを行うこととします。

※また、趣旨や目的が十分説明されていないものは、児童生徒が主体的に考える機会を広く設けるとともに保護者の意見を把握するよう努め、必要性について検討を行います。

例) 「授業や集会等の前に必ず黙想する」「掃除の時間は無言で清掃する」「教室を移動する際は整列し無言で移動する」

令和3年6月16日通知

令和4年6月14日改訂版通知

令和5年4月17日改訂版通知

令和6年5月21日改訂版通知

第4章 他都市の中学校の制服の状況

1. 近隣自治体における状況

近隣自治体の状況及び特徴的な学校を次に示す。

(1) 堺市立平井中学校

堺市立平井中学校 概要

所在地：大阪府堺市中区平井 346 番地

創立：1985年、 生徒数：584人、 学級数：22学級

堺市（全43校）では、従来どおり各校指定の制服（標準服）となっているが、堺市立平井中学校では、授業中に個人の判断で標準服として着用するものを制服または体操服のいずれかを選択することができるとした。

堺市立平井中学校の選択制標準服のルール

2020年6月30日（木）、終礼時に、生徒会から、「選択制標準服のルール」が発表されました。「授業中に個人の判断で標準服として着用するものを制服または体操服のいずれかを選択することができる」というもので、期間は、7月1日（金）から10月13日（水）までです。

上手に標準服を着こなし、暑い夏を乗りきっていきましょう。

【附則】

(1) テストの日、始業（終業）式の日、制服を着用すること。

(2) 制服と体操服を混ぜて着用しない。

例：上にポロシャツ、下にハーフパンツを着用

(3) クーラーで寒く感じるときは、教室内でのみ、ポロシャツの上にジャージを着用してもよい。

(4) 上に着用するジャージの中にクラブ用のTシャツを着用しない。

(5) ポロシャツの上にウィンドブレーカーを着用しない。



出典：堺市立平井中学校 HP

(2) 明石市全校

明石市（全 13 校）では、すべての生徒が各校指定の既存の制服に加え、選択肢のひとつとして「みんなが選べる明石の制服（明石の制服）」を自由に選ぶことができるものとしている。

文教厚生常任委員会資料

2022 年（令和 4 年）9 月 16 日

教育委員会事務局児童生徒支援課

「みんなが選べる明石の制服」の導入に向けた取組について

教育委員会では、すべての生徒が快適に自分らしく学校生活を送るために、自由な意思により選択することができる「みんなが選べる明石の制服」（以下「明石の制服」）の導入に向け取り組んでいるところです。現在、「みんなが選べる明石の制服を考える会」（以下「考える会」）での意見交換やアンケートの結果などを踏まえつつ、導入準備を進めており、その状況について、下記のとおり報告します。

1 「明石の制服」の位置づけについて

すべての生徒が現在の制服に加え、選択肢のひとつとして自由に選ぶことができるものとし、必ずしも購入しなければならないものではありません。

2 「明石の制服」のデザイン、機能等について

「考える会」での意見交換、特に当事者である中学生の意見を踏まえ、裏面のデザイン（濃紺の男女兼用ブレザー、濃いグレーのチェック柄のスラックス・スカート）を採用することとし、「着替えやすさ」、「動きやすさ」などの機能性を備え、家庭で洗濯が可能なものとししました。

3 「明石の制服」の価格について

「明石の制服」の仕様（ウールの混率、縫製の方法など）を、安価で製造ができるように工夫するとともに販売店に対して、保護者の経済的負担の軽減のため、販売価格を抑制するよう要望していきます。

4. 今後の取組（予定）

令和 4 年 10 月

- ・制服サンプルの作成、各中学校区で展示
- ・各中学校区で現在の制服に加え、自由に選択することができる「明石の制服」の位置付けについて、児童生徒、保護者へ説明

令和 4 年 11 月～12 月

- ・購入意向調査
- ・採寸・申込 ※採寸・申込の方法、時期については各中学校区で異なります。

令和 5 年 2 月～3 月

- ・制服の受け渡し

令和 5 年 4 月

- ・「明石の制服」導入



明石市役所

〒673-8686
兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
TEL 912-1111

市政へのご意見・ご要望は…



【市民相談室】TEL 918-5050 FAX 918-5102
受付時間 / 8:55~17:40
(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

休日・夜間の救急医療は…



【消防局】TEL 921-0119 FAX 927-0119
【夜間休日応急診療所】TEL 937-8499
【あかしユニバーサル歯科診療所(休日)】
TEL 918-5664

誕生 来年4月から みんなが選べる『明石の制服』

選択肢の一つとして自由に選ぶことができます

13中学校の既存の制服に加え、新たな選択肢の一つとして、すべての生徒が自由に選べる『明石の制服』ができました。お問い合わせ／児童生徒支援課 TEL 918-5096 FAX 918-5135

大久保

4月から新しくなります

大久保北

4月から新しくなります

大蔵

4月から新しくなります

朝霧

4月から新しくなります

江井島

4月から新しくなります

魚住東

4月から新しくなります

二見

4月から新しくなります

魚住

4月から新しくなります

NEW

4月から新しくなります

13校の制服でも
スラックスが選べるよ!

錦城

4月から新しくなります

衣川

4月から新しくなります

高丘

4月から新しくなります

野々池

4月から新しくなります

望海

4月から新しくなります

中学校ごとに
いろんな制服が
あるんだね

4月から導入される『明石の制服』

- ① 機能性 着替えやすく、動きやすい
- ② 洗濯 すべて家庭で洗濯可
- ③ デザイン 男女兼用ブレザー、
チェック柄のスラックス・スカート

※「明石の制服」の申し込みなどは、各学校から案内があります。

SDGs
未来安心都市
明石市
市域 49.42km²

市の人口と世帯数 人口 304,714人(+121人)
2022年(令和4年)12月1日現在
※()内は前月比 世帯 135,926世帯(+67世帯)

(3) 三田市立狭間中学校

三田市立狭間中学校 概要

所在地：兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

創立：1983年、 生徒数：392人、 学級数：11学級

三田市(全8校)では、従来どおり各校指定の制服(標準服)となっているが、三田市立狭間中学校では、制服一新の際、保護者らの声を取り入れたほか、制服の選定には、全学年のクラス代表がデザイン議論を行い、生徒の意見を多く反映した。背景には「学校のことは生徒自身で決める」という学校の方針があった。

■制服について

「着こなしセミナー」を参考にして、各自で着装のマナーを考えて制服を着こなししてください。

□制服

規定ブレザー、スラックス or スカート、ポロシャツ or カッターシャツ

①ポロシャツ・カッターシャツの色は白か水色、グレー(市販品でも可)

②ネクタイやリボンを着用しない場合、ポロシャツ・カッターシャツの1番上のボタンは外したままでもよい。

③ポロシャツ・カッターシャツの下に着る肌着は、白やベージュ、グレーなど、透けない色を基調としたものが好ましい。

④通常、ブレザーは上のボタンのみ留める方が好ましいとされている。

□衣替え 期間を設けていないので、天候や体調などに合わせて各自で判断する。

□名札 登校後に教室でつけ、終わりのSHRで外し、教室(担任)で保管する。

□靴下、タイツ 黒、紺、(白)を基調としたものが好ましい。

※柄はワンポイント(マーク)やワンライン程度が好ましい。

□スカート 膝が隠れる程度の長さとする

※折ったり巻いたりして、裾を上げないようにする

□ズボン 腰骨あたりで締め、だらしない着こなしにならないように注意し、裾は適した長さを心がける。

□ベルト 黒・茶を基調とし、不必要な穴や飾りがないシンプルなデザインとする。

※ブレザーを着用した際、袖は上着より適度に出る長さ、袖は上着より長くならない程度のものが好ましい(ベストやカーディガンも可)。

※柄はワンポイントやワンライン程度までが好ましい。

【気候に合わせた例外的な期間について】

□夏の気温が高い期間は制服、体操服(半袖、短パン)どちらでも着用可とする。

(おおむね7月～9月の予定だが、気候に合わせて検討して決定する)

□冬の寒い期間は、校内でもスカートの下に体操服やスポーツウェアの長ズボン等を着用してもよい。ただし朝学や授業中には着用しない。防寒着(アウター)についても同じ扱いとする。

出典：三田市立狭間中学校 HP

三田

2022/9/27 05:30 神戸新聞NEXT

■制服一新に生徒の声反映「ルールは自分たちで決める」
自主性の裏に中学校が貫いた方針 三田

X ポスト

シェアする！

印刷



生徒や保護者の声を反映した新制服案＝狭間中学校

拡大



7月には各クラスの代表が集まって新制服に求める素材やデザインについて意見を出し合った＝狭間中学校

拡大



橋本敦論（右）と打ち合わせをする生徒会役員＝狭間中学校

拡大



今年5月にあった情報モラル授業では、インターネットの便利な点や注意すべき点を付箋に書き出して考えた＝狭間中学校

拡大



情報モラル授業で正しいネットとの付き合い方について発表する生徒。授業を踏まえてタブレット利用のルールを定めた＝狭間中学校

拡大

「動きやすく暖かいブレザーがいい」「こっちの色の方が高級感があるな」。夏休み前の放課後、会議室に生徒が集まり、意見を出し合った。サンプル生地を近づけ、さわり心地を確かめる。議題は「新しい制服に求めること」。兵庫県のある中学校が、およそ30年ぶりに制服を一新する。これまでに保護者らの声を取り入れたほか、制服の選定には生徒の意見を多く反映した。背景には「学校のことは生徒自身で決める」という学校の方針がある。（喜田美咲）

■30年ぶりの新制服、来春から導入

三田市立狭間中学校（狭間が丘4）が創立40周年のタイミングに合わせて、時代に即したモデルチェンジを実施する。来春から導入されるといい、27日の記念式典で全校生に初披露される。

新たな制服の計画には、兵庫晋公学生服（兵庫県姫路市）が携わった。ブレザーにはこれまでのサージ生地比べて伸縮性があって軽く、自宅で丸洗いでできるニット生地を採用した。紺のブレザーに合わせる男女兼用のスラックスはグレーに。紺色のスカートには水色のチェック柄があしらわれている。これまでの白のポロシャツに加えてワイシャツも採用したが、メーカーに指定はなく、衣料品店で購入できる。

構想は2年ほど前に始まった。制服に使う素材の価格が高騰しており、保護者懇談の場などで「材質を変えられないか」といった意見が出ていた。「洗えるスーツ」など、フォーマルウエアを扱う業界で素材が多様化していたこともあり、教員らは学校でも変えていけるのではないかと検討を始めた。今年6月、職員やPTA、学校地域運営委員会などから新制服への変更について同意を得た。

■全学年のクラス代表がデザイン議論

夏休み前の大掃除を終えた7月19日の放課後、会議室に全学年のクラス代表が集まり、検討会を開いた。生徒に機能やデザインで求めることを尋ね、新制服が条件を満たしているかを確認した。

「畳んで持って帰ってもしわになりにくい」「チョークなどで汚れても簡単に洗える」「汗をかいた時にすぐ乾く」。生徒が次々に手を挙げて意見を出す。加えて「大人っぽい色がいい」「ネクタイは付けない」「でもなくしそう」など、デザインについても多数決や話し合いで決めていった。

出典：神戸新聞

(4) 泉大津市立小津中学校

泉大津市立小津中学校 概要

所在地：大阪府泉大津市助松町 2-13-1

創立：1977年、生徒数：417人、学級数：12学級

泉大津市（全3校）では、従来どおり各校指定の制服（標準服）となっているが、泉大津市立小津中学校では、制服会社のブレザーやスカート等とユニクロで販売している商品を標準服として指定している。なお、制服会社のブレザーやスカート等は、必須ではない。



1 決まったこと

1 決まったこと

①ブレザー・スカート・
リボン&ネクタイ・
エンブレムのデザイン
とカラーが決定！

②新標準服はユニクロの
商品（色は自由）と
小津中学校オリジナル
製品を組み合わせる
こと
に決定！

③新標準服の着こなし方
(ルール) が決定！

詳しく知りたい人は、
2.3ページへGO！

もくじ

- ①決まったこと
- ②これまでの経緯
- ③新標準服のこと、
もっと詳しく
- ④お知らせ
- ⑤新標準服Q & A

2 これまでの経緯

標準服を作っていく中でルールメイカーたちは「誰もが着たいと思える標準服」作りを大切にしてきました。そして、全校生徒や保護者の方の意見を聞きながら、生徒一人一人の個性が尊重され、生徒全員が納得のいく標準服を目指すことになりました。

そのため、多様性に配慮し、選択肢を増やしたり、多数派の意見だけではなく、少

数の意見も取り入れられるように対話を重ねてきました。

保護者の方とは、「既製品の取り入れ方」等について話し合いました。PTAの方と対話した際には、これまで体操服が標準服化したことも含めて「多様な既製品では風紀が乱れるのではないか」、「自由ばかりを重視せずバランスをとってほしい」という意見もありました。しかし、ルールメイカーから「TPOを一人一人が考えるなど自分で判断していくことで社会に出た時自分で判断する力が身につくのではないか」などと伝えると「ルールメイカーは様々な配慮を想定し多様なパターンを用意している」、「生徒が着る標準服などの生徒が考えた結論が大切」などの意見をいただき、選択肢を用意して「自分で選ぶこと」を重視するルールメイカーの提案が支持される形となりました。

3 新標準服のこと、もっと詳しく

①新標準服と議論の経緯

新標準服は、制服会社明石 SUC のオリジナル製品と大手量販店ユニクロの既製品を組み合わせています。オリジナル製品にはブレザー・スカート・リボン・ネクタイがあり、ユニクロの既製品にはシャツ（ブラウス）・ポロシャツ・スラックス・パーカーがあります。（購入は、ユニクロの店舗又はオンラインショップにて。標準服リストは別紙のとおり）。

なお、スラックスについては、耐久性やサイズ洗濯時に優れる制服会社のオリジナルとするか、安価な既製品を採用するかはメリット・デメリットを十分に理解してもらうために、ルールメイカーが作成した動画を視聴した上で、全生徒・保護者対象の投票で決定しました。

リボン、ネクタイはオプションとしてシャツ、ブラウスと組み合わせて着用可能です。なお、現行の標準服や体操服も引き続き着用可能です。

ボトムスについてはユニクロ既製品として用意した標準服はスラックスとなりますが、オリジナルで作製したスカートを選択することもできます。性別に関係なく、スラックスとスカートどちらでも選ぶことができます。

ユニクロのそれぞれの既製品の色の選択については、生徒の多様性に配慮し、色の制限は行わなくて良いという意見と、赤などの派手と言われる色は制限し、学生らしい紺・黒・白などの色を基本とした方がいいという意見の2つに分かれました。

その後、ルールメイカー内で議論を重ねたところ、派手な色を明確に分けることは出来ないことや多様性を大切にする小津中学校としては、人によって落착く色や好きな色は異なり、「特定の色を禁止するようなルールはあえて設定するべきではない」という考えにまとまり、色の制限は行わないという結論となりました。



制服会社と制作したオリジナル製品（ブレザー・スカート・リボン）

オプションのリボン・ネクタイについては、赤のチェック・紺のストライプ・緑色のストライプの3種類から選択して投票する展示会を開き、2度の生徒の投票によって緑色のストライプのものに決定しました。

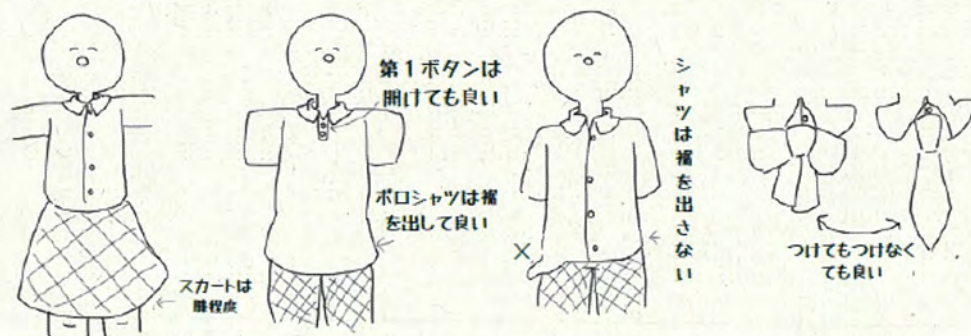
胸のエンブレムについては、生徒からデザインを募集しました。集まったデザイン案を、ルールメイカーで8種類に絞り、最終的には生徒たちの投票により決定しました。このエンブレムは「小津」の文字がわかりやすくかつシンプルにデザインされています。これらの標準服に採用されたユニクロ既製品は冬休み前後から購入できるように準備を進めています。オリジナル商品については1月中旬頃採寸を行い、次年度から着用可能です。



新たなエンブレム

②新標準服の着こなし方

- ・スカートを着用する場合の丈の長さは膝程度を目安にする
- ・シャツ・ポロシャツの第一ボタンは開けても良い
- ・ポロシャツは裾を出して良いが、シャツは裾を出さない
- ・新標準服、現在の標準服（学ラン・セーラー服）、体操服を組み合わせ着用することも可能



4 お知らせ

今回の標準服作りは、「生徒の生徒による生徒のための校則」というコンセプトに基づいて行われてきました。この変更で、皆さんがより着やすいと思われる標準服になったでしょうか？

この活動に興味を持った人は、ぜひルールメイキングに参加してみてください！

なお、新しい小津中学校の標準服を全校生徒・保護者・地域の方により深く知ってもらうために以下の日程で、新標準服お披露目ビッグイベントを実施予定です。

こちら後も後日詳しく案内しますので、ぜひご参加下さい。

新標準服お披露目イベント：12月22日（木）

①全校生徒向け…3時間目

②保護者（小学校含む）・地域の方向け…14：00（予定）

5 新標準服 Q&A

Q 新標準服と旧標準服を組み合わせ着用してもいいのですか？

A 可能です。新生人も、おさがりの旧標準服を着ることもできます。ユニクロ商品の色選択や旧標準服・体操服を含めると、10 万通りを超える組み合わせを各自で選択することができます。

Q 新標準服は、旧標準服に比べ値段は安くなったのですか？

A 例えば、スラックス 7200 円→3990 円、ブラウス 3680 円→2990 円など、大部分のアイテムを現行より安く買うことができます。

※ブレザー・スカート等は価格交渉中。

Q 今までの学ランやセーラー服を今後も購入することは可能ですか？

A できません。ただし、今後も、着用することは可能です。

Q 小津中オリジナル商品（ブレザー・スカート等）は全員が購入しなければならないのですか？

A 購入は必須としていません。オリジナル/既製品の標準服を生徒や保護者のみなさんで各自判断の上、購入して下さい。

Q 入学式や卒業式などの式典ではブレザーを着なければならないのですか？

A 式典においても着用は必須としていません。学校のどの場面においても自ら考え、自身で選択した標準服（体操服含む）を着用して下さい。

※高校受験時等も同様です。

Q 新標準服はいつから購入でき、いつから着用できますか？

A ユニクロ製品は冬休み前後から購入でき、3 学期から着用できるようになります。（開始日は後日案内）

オリジナル製品は1月中旬をめぐりに寸法を行い、新年度から着用可能となります。



(ユニクロ標準服該当商品リスト)

本校標準服 指定製品一覧 (令和7年 1月現在)

- 性別にかかわらず MEN/WOMEN いずれの指定製品も選択可能です。
- 各指定製品とも色の指定はありません。任意の色をご購入可能です。
- XS や XXL 以上の商品は基本的に店舗の取り扱いがないそうです。各自オンラインサイトでの購入や、店舗での取り寄せも可能です。

1 ボトムス

- ①MEN 感動パンツ
- ②MEN スマートアンクルパンツ
- ③WOMEN スマートアンクルパンツ
- ④WOMEN 感動スリムパンツ
- ⑤WOMEN タックワイドパンツ

2 シャツ

- ①MEN スーパーノンアイロンシャツ
- ②MEN ファインクロスシャツ
- ③WOMEN レーヨンブラウス (長袖)
- ④WOMEN コットンシャツ (長袖)

3 ポロシャツ

現在、冬物のみの発売のため、改めてお知らせします。

4 その他

- ①男女兼用 スウェットブルパーカ
- ②男女兼用 スウェットフルジップパーカ
- ③WOMEN エアリズム UV カットメッシュパーカ
- ④MEN メリノ V ネックカーディガン (旧エクストラファインメリノ V ネックカーディガン)
- ⑤MEN メリノ V ネックセーター
- ⑥MEN メリノクルーネックセーター
- ⑦WOMEN ドライウェットフルジップパーカ (現在はオンラインストアのみ。今後店頭販売される予定)
- ⑨男女兼用 ウォッシュャブルミラノリブクルーネックセーター

《これまでの指定製品で上記にない製品 (引き続き着用可能)》

- ・WOMEN 感動タックパンツ
- ・WOMEN UV カットストレッチシャツ
- ・WOMEN スーピマコットンストレッチシャツ
- ・MEN ドライストレッチスウェットフルジップパーカ (長袖)

【ポロシャツ】

- ・MEN エアリズムカノコポロシャツ (ボタンダウン・半袖)
- ・男女兼用 ドライカノコポロシャツ (半袖)
- ・男女兼用 エアリズムコットンフルオープンポロシャツ (半袖)
- ・男女兼用 エアリズムコットンカノコポロシャツ (半袖)

【参考資料】

「制服のユニクロ化」

「制服のユニクロ化」とは、学校の制服がシンプルで安価・誰でも購入しやすい既製服（量販型）に変わっていく傾向を指す言葉である。衣料品会社のユニクロのように 低価格・標準化された衣料をイメージして使われている。

従来の制服は、学校ごとにデザインされた 指定制服（ブレザー・詰襟など）が一般的であった。しかし最近是指定のロゴやデザインを減らす、市販品で代用する、価格を抑える、という方向に変わる学校が増えている。

「特別な制服→市販品で揃えられる標準服」になることをユニクロ化と呼んでいる

学校での導入事例とメリット

2022年にさいたま市立大宮北高校が、全国で初めて従来の制服に加えてユニクロの既製服を選択肢（第3の制服）として導入したことで大きな話題となった。（毎日新聞記事 2022/3/2）

コストの削減：ある組み合わせでは約1万4,000円と、従来の制服の約3分の1の価格で揃えられる。

利便性と持続性：成長によるサイズ変更や破損時も、全国の店舗やオンラインで即座に買い替えが可能である。

多様性と機能性：ジャケット、シャツ、ボトムスを組み合わせて24通り以上の着こなしが可能で、女子生徒のスラックス選択などジェンダーレスなニーズにも対応している。

高機能素材：ドライ機能やストレッチ性など、日常の動きやすさや洗濯のしやすさが評価されている。

課題と議論

制服のユニクロ化には以下のような懸念や議論がある。

フォーマル性の低下：伝統的な「制服らしさ」が失われることへの抵抗感や、冠婚葬祭での活用の難しさ。

耐久性の違い：数年間の着用を前提とした伝統的な制服に対し、既製服は数年での買い替え（3年程度が目安）を想定した設計である。

経済格差の可視化：自由度が高まることで、私服に近い着こなしによる家庭の経済格差が表面化するのではないかという意見がある。

(5) 和泉市立富秋中学校

和泉市立富秋中学校 概要

所在地：大阪府和泉市富秋町2丁目2番89号

創立：1976年、生徒数：134人、学級数：8学級

和泉市(全9校)では、従来どおり各校指定の制服(標準服)となっているが、泉大津市立富秋中学校においては、令和6年度から生徒提案による服装[自主]選択制登校期間を設けているほか、2026年度より、本校の服装規定を廃止し、生徒各自の判断で服装を決めることができる「服装自主選択制」を本格的に導入するとしている。

2025年5月30日金曜日 富秋中学校の日記

生徒会本部から先生たちに提案!『服装[自主]選択制登校について』

今朝、職員朝礼が始まると、生徒会本部の生徒が職員室に来て、先生方に、服装[自主]選択制登校について提案をしました。

先生方から拍手で承認され、実施されることとなりました。

昨年10月に1ヶ月間実施した自由服登校を踏まえ、今年は生徒会本部が中心となって、6月9日(月)から2学期始業式まで、服装[自主]選択制登校期間を設定します。

服装[自主]選択制登校とは、制服、体操服、クラブの練習着等の服装、私服、それらの組み合わせなど、何でも構いません。天候や体調、スケジュールなどを基に、安全面や衛生面に配慮して、自分で考えて判断して決めます。

昨年度の「自由服登校」から、『服装[自主]選択制登校』とネーミングを変えたのは、「自由=好き勝手」とのイメージから不安に思われた保護者の方もおられたので、安全面や衛生面に配慮して、自分で考えて判断して選択するという、本来の趣旨が分かるような名称に変更しました。

また、この期間を通して、制服規定のあり方について、考えてほしいと思います。「ルールを決めるということ=ある意味、みんなに強制すること」であり、ルールによって、しんどい思いをしている人はいないのか?全員のためのルールって何だろう?ってことを考えてほしいと思います。

実施後は、アンケートを取り、今後の富秋中学校の服装規定(2027年3月まで)だけでなく、(仮称)富秋学園での服装規定(2027年4月~)についても同時に検討していきます。

今後、生徒会本部の人たちが、各クラスをまわって、今回の服装[自主]選択制登校の趣旨や内容を説明して回る予定です。

出典：富秋中学校 HP



「好きです富秋中学校」学校だより

とみあき学園



【12月号】

とみあき学園



〒594-0082 和泉市富秋町2丁目2-89
TEL: 0725-45-3000 FAX: 0725-46-7621

富秋中ホームページ

富秋中ブログ

富秋学園(小中一貫校) 2027年度開校予定

日々更新中



「自由服登校」期間を終えて

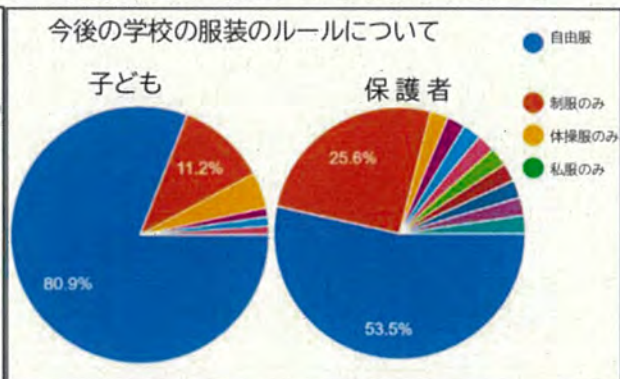


10/1～11/1の期間、自由服登校を実施しました。期間中の子どもたちの服装別割合変化は、下のグラフの通りです。(白数字は実人数、グラフは、割合)



前半は、■制服4割強、■体操服2割強、■コーディネート3パターンで2割強だったのが、後半になると■コーディネートが6割近くを占めるように変化していきました。また、行事の日は、スポセク(10/14)で■体操服、ステセク(11/1)で■制服が多くなり、気温の変化で調整しやすい■コーディネートが増えました。(左下グラフでも)

事後アンケートでは、今後の服装のルールについて(右下)、子ども80.9%・保護者53.5%の方が【自由服】を選択しています。次に【制服のみ】が子ども11.2%、保護者25.6%でした。様々なご意見も踏まえ、今後の服装のあり方について、今年中に方向性を示す予定です。(その後(仮称)富秋学園についても検討をすすめていきます)



新入生の保護者の皆様へ

和泉市立富秋中学校

校長 大野 浩昭

学校における服装のあり方について

平素は、本校の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、新入生の皆様におかれましては、来年度のご入学に向けて、様々な準備を進められていることと存じます。本校では、学校教育目標である「自ら考え判断し行動する」力の育成をめざし、生徒会本部が中心となり、昨年度より服装のあり方について継続的に検討を重ねてまいりました。

具体的には、2 度にわたる服装自主選択制登校の試行、服装規定のない学校への視察、生徒会同士の交流、校内での議論の実施など、生徒の主体的な取り組みを進めてきました。その結果、生徒一人ひとりが、自身の学習環境や状況に応じて、自ら考え、服装を選択・判断する機会を尊重するという結論に至りました。

つきましては、来年度（2026 年度）より、本校の服装規定を廃止し、生徒各自の判断で服装をきめることができる「服装自主選択制」を本格的に導入いたします。

この度の「服装自主選択制」の導入に伴い、これまでの学校指定の制服の着用は必須ではなくなります。制服の購入につきましても、各ご家庭の判断による「任意」となります。制服の着用を義務づける日や行事の設定はございません。もちろん、これまでの学校指定の制服を着用しても構いません。ただし、新入生を対象とした学校指定の制服の入学前販売は、今年度（2025 年度）をもって終了となります。

指定品について

体操服、上靴、体育館シューズにつきましては、安全面や実用性の観点から、現行の指定品を従来通り運用いたします。

（仮称）富秋学園開校後の見通 ※小中一貫校

また、2027 年度開校予定の（仮称）富秋学園においても、学校指定の制服の導入は行わないこととしています。体操服や上靴、体育館シューズについては、改めて指定品導入の可否を検討してまいります。新校開校までに購入された現行の指定品につきましては、開校後も移行期間として引き続き着用していただけますのでご安心ください。生徒たちが主体的に考え、より良い学校生活を送れるよう、教職員一同、引き続き教育活動に尽力してまいります。新入生保護者の皆様におかれましても、この新しい取組にご理解を賜りますようお願い申し上げます。



(6) その他の近隣自治体

大阪市、京都市、芦屋市、三木市では、一部を除いてほぼ全校が従来どおり各校指定の制服（標準服）となっている。

2. 制服を指定していない学校事例

(1) 日高市立武蔵台小中学校

日高市立武蔵台小中学校 概要

所在地：埼玉県日高市武蔵台 5-1-1

創立：2024年（武蔵台小学校と武蔵台中学校を統合し義務教育学校として開校）

生徒数：303人、学級数：13学級

日高市立武蔵台小中学校（以下「武蔵台小中学校」という。）では、体育着・制服選定委員会（制服検討委員会）において、過去2回の児童生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート、カジュアルウィークの取組、制服見直しに係る保護者会などを通して、制服の見直しについての議論を進めてきた。それらの結果から総合的に判断し、令和6年4月から「私服での登校」を可能とした。

ア 制服自由化の経緯

令和4年6月8日開催（臨時）の学校運営協議会において、旧武蔵台中学校の校長から「義務教育学校開校にあたって、「制服がそもそも必要なのか」というところから、ゼロベースで見直すものである」旨の発議があり、制服見直しの取組が開始された。その後、教職員による検討、児童生徒、教職員及び保護者へのアンケート等を踏まえ、検討委員会で検討・協議が行われ、令和5年7月14日開催の同委員会にて制服見直しの方向性が決定された。

その決定結果は、令和5年8月2日開催の学校運営協議会に報告された後、武蔵台小中学校の校長（以下「校長」という。）において制服自由化が最終決定された。

制服自由化決定後、武蔵台小中学校では、保護者会への報告・説明、児童生徒の私服登校期間の設定、服装について考える授業の実施、他校への視察の実施等の令和6年4月からの制服自由化の開始に向けた準備を進めた。

イ 制服自由化の目的

制服自由化は、学校の教育目標である「自立・創造・共生」を具現化する手立ての一つであり、学校（校長）としては、子どもたちが、場にあった服装について考えることが自立への1歩であり、これを機に子どもたちの自立を促していきたいと考えたとのことである。

ウ 制服自由化の内容は、次のとおりである。

制服、体育着（ジャージ含む。）、私服のいずれの服装の着用を認める。入学式、始業式、卒業式などの儀礼的な行事、音楽会などの文化的行事その他定期テストや受験などの際には、場に応じた服装をするよう求めている。

エ 制服自由化による効果・影響について

制服の自由化後の生徒の状況、学校の雰囲気等は、多くの生徒が学校指定のジャージや体育着を着用し、私服着用者は一部の状況となっている。生徒の様子や学校の雰囲気に特段大きな変化はなく、昨年と同様に非常に生徒たちは

落ち着いた学校生活を過ごしている。

オ 児童生徒、保護者、教職員からの意見等の有無

生徒及びその保護者から学校に対して、否定的な意見等が寄せられたことはこれまではなく、教育委員会に対しても同様で、制服自由化に関する苦情等は寄せられていない。

なお、日高市議会の文教経済常任委員会において、本件についての質疑応答が行われているので、以下に示す。

日議文委発第 19 号

令和 6 年 8 月 28 日

日高市議会議長 鈴木 健夫様

文教経済常任委員会

委員長 金子 博

所管事務調査報告書

文教経済常任委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので、その概要について報告します。

記

1 実施年月日

第 1 回 令和 6 年 5 月 29 日(水)	第 2 回 同年 6 月 6 日(木)
第 3 回 同年 6 月 13 日(木)	第 4 回 同年 6 月 20 日(木)
第 5 回 同年 7 月 18 日(木)	第 6 回 同年 8 月 7 日(水)

2 調査事項

日高市立武蔵台小中学校の制服自由化について

3 出席者

省 略

4 調査の経過

6 月定例会期中及び閉会中(継続調査)において、事務調査(説明員からの説明・報告及び質疑、資料調査、委員間協議等)及び現地調査を行った。

5 調査の概要

日高市立武蔵台小中学校は、令和 6 年度から後期課程生徒(中学生相当)の制服を自由化し、制服、体育着(ジャージ含む。)、私服のいずれの服装の着用を認めることとした。このことは、県内公立中学校では初めての取組であり、制服自由化に係る経緯や効果等の実情・実態を把

握するとともに、地域住民、市議会等への周知・理解促進の取組、他の市内学校への影響、市教育委員会の方針・方向性等を調査することを目的に所管事務調査を行った。

調査の概要は次のとおりである。

(1) 日高市立武蔵台小中学校の概要について

日高市立武蔵台小中学校(以下「武蔵台小中学校」という。)は、昭和 55 年に開校した武蔵台小学校と平成元年に開校した武蔵台中学校を統合し、令和 5 年 4 月に市内で初めて義務教育学校として開校した。

児童生徒数・学級数・教職員数(令和 6 年 5 月 1 日現在)

- ・児童生徒数 303 人(後期課程生徒数 111 人)
- ・学級数 13 学級
- ・教職員数 30 人

(2) 学校の設置・管理(教育委員会と学校・教職員の関係)について

学校の設置・管理は、教育委員会の職務権限とされ(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第 21 条第 1 号)、また、学校は、地方公共団体が法律(学校教育法第 3 条)の定める設置基準に従い、設置しなければならない(地教行法第 30 条)なお、教職員の任命権は都道府県教育委員会に属し(地教行法第 37 条)、教職員の服装監督は市町村教育委員会に属する(地教行法第 43 条)(資料 1)

(3) 校則について

①武蔵台小中学校における服装については、当該学校の校則において定められている。一般的な校則の性質、解釈等は、校則の見直し等に関する取組事例について(資料 2)により示されている。また、制服に関しては、学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)(資料 3)が通知されている。その内容の要旨は次のとおりである。

ア 校則の性質

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。

校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

イ 校則の内容と運用

校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、「行内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。

ウ 校則の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。

エ 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと、教育委員会は所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこととされている。

② 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 校則は何のためにあるのか。
- ・答弁 子どもたちが安心して学校生活を送るためのルールである。
- ・質疑 制服自由化(校則見直し)は、外部への周知の必要性は高いレベルのものであったのか、校長としての考えは。
- ・答弁 非常に高いレベルと考える。
- ・質疑 国通知によると、校則は社会通念に照らして、合理的と認められる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めるとされているが、制服の自由化は合理的な判断であったか。
- ・答弁 合理的な判断だと思っている。
- ・質疑 合理的でないという意見が出た場合はどうするか。
- ・答弁 今はそのような意見は耳に入っていないが、その声が大きければ考えていかなければならない。数年間見て、成果、課題が出てくるのでそのときは立ち止まって考える必要がある。
- ・質疑 制服自由化は、社会通念に合っているか。
- ・答弁 学校教育が始まって以来、制服ありきでずっと来ている。逆に制服はなぜ必要なのかと私(校長)は問いたい。

(4)制服自由化の経緯について

制服自由化は、教職員、児童生徒及び保護者からアンケート等による意見聴取を行うとともに、武蔵台地区学校運営協議会(以下「学校運営協議会」という。)及び制服検討委員会(体育着・制服選定委員会から改称。以下「検討委員会」という。)における検討・協議を経て武蔵台小中学校の校長が決定したものである。

①制服自由化に至る経緯

ア 令和4年6月8日開催(臨時)の学校運営協議会において、旧武蔵台中学校の校長から「義務教育学校開校にあたって、「制服がそもそも必要なのか」というところから、ゼロベースで見直すものである」旨の発議があり、制服見直しの取組が開始された。その後、教職員による検討、児童生徒、教職員及び保護者へのアンケート等を踏まえ、検討委員会で検討・協議が行われ、令和5年7月14日開催の同委員会にて制服見直しの方向性が決定された。

その決定結果は、令和 5 年 8 月 2 日開催の学校運営協議会に報告された後、武蔵台小中学校の校長（以下「校長」という。）において制服自由化が最終決定された。

制服自由化決定後、武蔵台小中学校では、保護者会への報告・説明、児童生徒の私服登校期間の設定、服装について考える授業の実施、他校への視察の実施等の令和 6 年 4 月からの制服自由化の開始に向けた準備を進めた。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 制服自由化のきっかけとして、令和 3 年の学校運営協議会で「中学生が制服を着るのに違和感を感じる」という発言があったとのことだがそれに賛同の声があったのか。
- ・答弁 1 名である。
- ・質疑 令和 4 年 7 月 13 日開催の学校運営協議会では「令和 6 年度以降廃止も含めて検討、最終的には校長が決定」と、同年 6 月 15 日開催の検討委員会では「9 月以降熟議を重ねる」と、同年 10 月 4 日の同委員会で「制服は本当に必要なのかゼロベースで考えていきたい」となっているが、学校運営協議会と検討委員会での進み方に不合理な点があると思うが。
- ・答弁 検討委員会では体育着の選定を先行し、学校運営協議会ではその間、制服自由化の議論を行った。（このため、当初）同委員会へは校長自らの考えを述べるにとどめた。
- ・質疑 安価な制服として種類を増やしたりすることは検討したか。
- ・答弁 検討していない。
- ・質疑 制服自由化の時期が当初令和 7 年からだったのが 1 年前倒しの令和 6 年 4 月からになった理由は。
- ・答弁 業者との話し合いで、在庫処分すること（を考慮して）令和 7 年度から開始の予定であった。その後保護者からの意見で「自由化が決まったのに何で 1 年以上も待たせるのか」の声があり、業者と再度の話し合いの上、令和 6 年からの制服自由化に至った。
- ・質疑 開始時期が当初の予定どおり令和 7 年 4 月からであれば、もう少し議論したり、議会なり外部への周知、丁寧な説明にも至ったのではないか。
- ・答弁 その可能性もあったが、子ども、保護者とのやり取りの中で時期が修正されたもので、妥当なものであったと考える。
- ・質疑 教育委員会事務局は開始時期の前倒しを知っていたか。
- ・答弁 前倒しを把握していた。制服自由化は校則見直しの中でも大変重要な案件であり、学校が保護者や地域、生徒の意見等を踏まえて、適切なプロセスを経て決定する必要があったことから、事務局としては学校運営協議会の定例報告等を確認しながらその進捗を把握していた。しかし、学校が決める事項のため市長をはじめとする市長部局、市議会議員に伝える必要がないものと判断した。
- ・質疑 市長と教育長は開始時期が令和 6 年 4 月であることを認識していたか。
- ・答弁 令和 6 年 3 月 19 日発行の文化新聞を読み、制服自由化が令和 7 年から令

和 6 年に前倒しになったことを知ったとのことである。

- ・質疑 連絡をしっかりと調整する体制を採るべきだったと思うが。
- ・答弁 そのとおりと考える。
- ・質疑 学校教育課内の連絡調整の改善策は、またその後の検証・評価・更なる改善は。
- ・答弁 教育部参事及び学校教育課長によるダブルチェックの確認・検討を行い、教育長の決裁を受ける。また、月 1 回の教育委員会部課長会で検証・評価を行い、新たな課題が生じた際にはチェック機能の一層の多重化など更なる改善を図る。
- ・質疑 もう少し校長の考えを分かってもらう時間、学校運営協議会などに正確な情報を周知する時間が必要だったのではないか。校長も言うように、とても大きな決断なので、やはり時間をかけた準備も必要だったのではないか。つまり時期はもう少し先というのもあったのではないか。
- ・答弁 1 年分の制服にかかるお金を出さなければならないという保護者の意見を尊重した。おっしゃることもそのとおりだとは思う。

②制服自由化の目的・内容について

ア 制服自由化は、学校の教育目標である「自立・創造・共生」を具現化する手立ての一つであり、学校（校長）としては、子どもたちが、場にあった服装について考えることが自立への 1 歩であり、これを機に子どもたちの自立を促していきたいと考えたとのことである。

制服自由化の内容は、次のとおりである。

- ・制服、体育着（ジャージ含む。）、私服のいずれの服装の着用を認める。
- ・入学式、始業式、卒業式などの儀礼的な行事、音楽会などの文化的行事その他定期テストや受検などの際には、場に応じた服装をするよう求めていく。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 今後も継続的に制服は購入できるのか。
- ・答弁 在庫はないので、販売はしない。
- ・質疑 在庫処分は時期は。
- ・答弁 令和 5 年の 2 学期中ごろからアナウンスした。
- ・質疑 在校生向けに引き続き制服が欲しい。着たいという希望者に販売したのか。
- ・答弁 そう確認している。
- ・質疑 販売が無いのであれば制服を着たくても着れない。制服の「自由化」ではなくて「廃止」ではないのか。
- ・答弁 現在は制服が存続しているので制服自由化であり、先々リサイクルも途絶えてしまうと制服廃止になっていくと考える。
- ・質疑 制服を着たい生徒の為にリサイクルなど制服が確保できる取組が必要ではないか。
- ・答弁 いずれは廃止となり、そこまでの移行期間として捉えている。
- ・質疑 本当は制服が着たいのに着られなくなる恐れはないのか。
- ・答弁 子供たちの主体性を尊重していきたい。

- ・質疑 今回は靴下、髪の毛等の規定もなくなったのか。
- ・答弁 あくまで制服の自由化のみである。
- ・質疑 制服の必要性を考える中で子どもたちに自主性を持たせる目的であれば、体育着、靴下、髪の毛のゴムなどは自由化にならないのか。
- ・答弁 髪の毛のゴム等は以前より緩やかになっており、体育着は総合的に判断してそろえている。

③児童生徒、保護者等学校関係者との意見調整、合意形成の状況について

ア 制服自由化の決定に至る過程において、教職員、児童生徒及び保護者へのアンケートの実施等により意見調整を図るとともに、保護者等への説明や検討委員会、運営協議会を通じた合意形成を図った。また、生徒へはカジュアルマンス(1 か月間服装自由)や特別事業を行うなど自ら考える時間を設け、制服自由化導入に向けた準備を進めた。

意見調整等の概要は次のとおりである。

- ・教職員へのアンケート実施(令和 4 年 10 月)
- ・児童生徒・保護者へのアンケート実施(令和 5 年 2 月)
- ・カジュアルウィークの実施(同年 5 月)
- ・制服見直しに係る保護者会開催(同年 6 月)
- ・児童生徒・保護者へのアンケート実施(同年 6 月)
- ・教職員への経緯説明、アンケート・研修の実施(同年 7 月)
- ・検討委員会において方向性の決定(同年 7 月 14 日)
- ・学校運営協議会において方向性と今後の見通し報告(同年 8 月 2 月)
- ・教職員による千葉県印西市立西之原中学校視察(同年 9 月)
- ・保護者あて「制服見直しの結果について」通知(同年 9 月 8 日)
- ・地域住民あて「制服見直しの結果について」通知(同年 10 月 1 日)
- ・カジュアルマンス(1 か月間服装自由)・カジュアルマンス授業「私服登校 TPO に応じた服装を考える」の実施(同年 11 月)
- ・9 年生保護者あて「9 年生の制服リサイクルについて」通知(令和 6 年 3 月)
- ・保護者あて「制服についての考え方について」通知(同年 3 月)

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 第 4 回検討委員会で「私服登校が実現すれば埼玉県で初めての取組となる。武蔵台から改革のきっかけをつくる」とあるが、制服見直しがよいことのようなバイアスがかかってしまうのではと感じる。ここに記載した理由は。
- ・答弁 当初制服は必要だと考えていた。新しい学校をつくりたい、さらには子供たちのことを考えて、本当に制服を着用させることで子どもたちにとってプラスになるのかという思いがあった。仮にこれがもし制服自由化になれば県内 1 番目となるということで、一石を投じたい思いもあったことは確かである。
- ・質疑 2 回目のアンケート結果で、「必要」「どちらかという必要」と答えた割合は、ほぼ半数に意見が分かれている印象である。その 2 週間後の 7 月 14 日開催の検討委員会で、半数近くが制服自由化に反対という中で、合意形成はどのようにされたのか。

- ・答弁 アンケートの結果を基に教職員の意見を聴き(6割賛成)、検討委員会の考えを聴き、学校運営協議会での承認を得て、最終的には子供たちのことを考えて決定した。
- ・質疑 児童生徒(5、6年生)保護者の4、5割が制服が必要ということだったが、教職員の意見を尊重したということか。
- ・答弁 児童生徒(7～9年生)の意見が「必要ない」「どちらかという必要ない」が65%だったので、それを大事にしたいと思った。
- ・質疑 教職員のアンケートでは、「必要」、「どちらかという必要」が41.2%それ以外が58.8%。圧倒的多数が「必要ではない」という感じではなかったが。
- ・答弁 全てが賛成ということはあるので、約6割が「必要ない」との意見だったのでそれを基に決めた。最終的には校長が決めるわけなので。
- ・質疑 制服自由化の決定にあたりアンケート結果を参考にしたのか。
- ・答弁 非常に重要なものと考えている。
- ・質疑 アンケートの作成・実施の責任は校長にあるのか。
- ・答弁 校長が考え、検討委員会の意見をもらい作成した。
- ・質疑 アンケート結果を精査していくと、数字のずれが生じている。その点の認識は。
- ・答弁 結論から言うと分かりづらい質問内容であり、子どもたちへの教員による説明が不十分だった。
- ・質疑 今後アンケート作成にすごく気を付けなければいけない。統計学や社会調査法では設問をいかに誘導的にしないという観点が重視される(アンケートの黙従効果、黙従傾向)。聞き方によっては回答が大分異なってくる。今後検証する際には、誘導的だったのではないかという見方もできると思うのだが。
- ・答弁 意図してやっているわけではないが、専門的に言えばそうなるのであれば今後は気を付けなければならないことだと思う。
- ・質疑 アンケートのとり方次第では数値が変わってくると考えるか。
- ・答弁 2回目のアンケートはシンプルにした。それを大事にしていきたい。
- ・質疑 今後アンケートの取り方を考えなくてはいいけないのでは。
- ・答弁 十分精査してやらなければいけないことは理解した。
- ・質疑 児童生徒のアンケートの回答数が138件、保護者アンケートの回答数が111件で生徒と比較すると、80%の回答率である。100%が理想である。期間が5日間であったり、土日を対象外とした理由は。
- ・答弁 100%の回答率が望ましかったが、80%にとどまり残念だった。土日を挟んでも良かったかと思う。
- ・質疑 アンケートの回答項目に「どちらともいえない」「分からない」があった方が良かったのでは。
- ・答弁 そこまで頭が回らなかった。
- ・質疑 アンケート2回目の保護者の回答数が64件となっている。児童生徒の回答

数は 164 件なので、保護者の回答率は 39%となる。制服を不要と回答した者は 1 回目 41.4%で 46 人から、2 回目は 54.7%と上がっているが、人数は 35 人に減っている。この結果をもって決定した理由は。

- ・答弁 回答率が減ったのは残念である。回答していない方は賛同してくれていると捉えて、決めさせてもらった。
- ・質疑 制服のある学校では、例えば入学式、卒業式などの儀式や公式行事に着る服を標準服としている。標準服に対しては、要保護・準要保護の家庭へは支援つまり補助があるとの認識でよいのか。
- ・答弁 標準服を購入するに当たっては、要保護家庭に対しては、教育扶助における学用品等に要する費用として 8 万 1,000 円を上限に、準要保護家庭に対しては、新入学児童生徒学用品費等として一律に 6 万 3,000 円援助することとなっている。
- ・質疑 要保護・準要保護の課程への周知をいつどのように行うのか。
- ・答弁 毎年度 9 月と 2 月に保護者に案内している。加えて今年度からメッセージ配信システムにより周知する。
- ・質疑 標準服購入支援制度の学校関係者(学校運営協議会、教育委員会)への周知は行ったのか。市民は学校へ相談しづらいことを学校関係者へ相談することもあると思われる。
- ・答弁 周知については不徹底であった。
- ・質疑 保護者から問い合わせがあった場合の対応として学校関係者に周知する範囲は。
- ・答弁 学校運営協議会、教育委員会、議員等、事案に合った広報・周知をしている。
- ・質疑 制服の機能の一つとして経済的な格差の不可視化があるが、その点の考慮はしたのか。
- ・答弁 小学校では私服登校なので、中学校(後期課程)で制服がなくても経済格差(の問題)は生まれないのではないと思った。

④市教育委員会及び他の市内校との調整・打ち合わせの状況

ア 通常、学校運営協議会の会議録は教育長及び教育委員会事務局職員(部長、課長等)で共有されており、制服自由化に係る会議録も当然に共有されていた。なお、令和 6 年 1 月 31 日開催の教育委員会において教育委員会から「制服についてなくすと聞いたが趣旨は何か」の質問が出ている。また、他の市内学校へは校長研究協議会において各校長へ伝えられた。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 教育委員会から「制服の廃止などの話は大きな話なので教育委員に報告してもらいたい」とあったが、報告していないのか。
- ・答弁 制服自由化が決定したことについては報告しなかった。
- ・質疑 教育委員は制服自由化が令和 6 年 4 月からという認識はあったか。
- ・答弁 具体的な時期は、話し合いの中では上がっていない。

- ・質疑 教育委員会からの声は。
- ・答弁 令和 6 年第 1 回教育委員会議に校長から説明した。その後委員からは意見等は出ていない。
- ・質疑 他の市内学校にいつ伝えたか。意見は出たのか。
- ・答弁 9 月か 10 月の校長研究協議会において伝えた。意見や質問が出たという記憶はない。
- ・質疑 制服自由化について、教育委員会はどのような役割を果たすべきだったのか。
- ・答弁 武蔵台小中学校の制服自由化の取組は教育委員会が了承したもので決定までのプロセスに問題はない。教育委員会議は然るべき時期にアナウンスする役割を果たすべきであった。

(5) 制服自由化による効果・影響について

ア 制服の自由化後の生徒の状況、学校の雰囲気等について、次のとおり説明があった。また、現地調査を行った。

・生徒の状況、学校の雰囲気等

多くの生徒が学校指定のジャージや体育着を着用し、私服着用は一部の状況となっている。生徒の様子や学校の雰囲気に特段大きな変化はなく、昨年と同様に非常に生徒たちは落ち着いた学校生活を過ごしている。

・児童生徒、保護者、教職員からの意見等の有無

生徒及びその保護者から学校に対して、否定的な意見等が寄せられたことはこれまではなく、教育委員会に対しても同様で、制服自由化に関する苦情等は寄せられていない。

・今後見込まれる効果、影響等

「子供たちの自立を促す」等の制服自由化(教育)の効果は長い年月を経て出るものとする。子どもたちの様子は制服を着用することによって受けるストレスは軽減され、伸び伸びと生活できていると感じる。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 効果検証はどのように実施するのか。その結果によっては制服に戻すことも考えているのか
- ・答弁 学校評価による。推移を見守っていききたい。
- ・質疑 学校評価において服装自由化に関する項目が追加されるという認識でよいか。
- ・答弁 学校評価の評価項目について、教育委員会としては各学校の裁量に委ねている。学校としては独自のものを工夫して行っていきたい。
- ・質疑 具体的にどのように評価するのか。
- ・答弁 定量的評価と定性的評価で行う。
- ・質疑 効果測定に子どもの声を反映する考えは。
- ・答弁 子供の声が一番大事である。アンケート等で吸い上げる。
- ・質疑 効果検証の際には声を上げられない子もいるかもしれないということをより強調してみていただきたい。

- ・答弁 そのようにする。
- ・質疑 制服自由化が生徒にとって良いことであるとわかったら日高市全域に広める考えはあるか。
- ・答弁 学校が話し合いを通して決めていくことが重要である。もしそういった声が生徒や保護者等から上がり、それを校長が必要と判断した場合には、武蔵台を参考としながら見直しの取組が進むものと考えている。
- ・質疑 学ぶにふさわしくない服装をしてきたら指導する。学校は学ぶところである。地域、保護者、子どもたちから声が上がってきたら、考えなければいけない。
- ・質疑 奇抜な、変わった服装で、先生から着替えてきなさいと言われた生徒はいるか。
- ・答弁 今のところいない。
- ・質疑 自由化を進める過程で生徒たちが変容した・変わった点は。
- ・答弁 今までの校則と違い生徒会が中心に話し合い、職員会議で提案させた。
- ・質疑 私立と違い公立の場合には何年かで生徒も教員も全て変わる。その状態の中で10年先、この熱い思いをどうやって維持していくのか。
- ・答弁 制服自由化が武蔵台の子どもたちのアイデンティティーにしたいと思っている。学校、保護者、地域の方が中心になっている学校運営協議会がある限りこのアイデンティティーは残せるのではないかと思います。学校を核として地域づくり、学校だけで教育するのではない、地域の方と一緒に学校教育を進めて行く体制をつくるのが大事だと思う。
- ・質疑 アンケートは半数ではなく7割、8割の地域、子ども、保護者がオーケーと言ってスタートしなければアイデンティティーをつくる基盤は薄い状態のスタートになるのではないか。それを踏み切った根拠は。
- ・答弁 子供たちに堅苦しい思いや、無理強いをさせていると感じ、子どもたちに自立させたい、自分で考えることをさせたいと思い、決定した。

(6)他の市内学校の状況・影響について

ア 他の市内学校の状況等は次のとおりで、教育委員会としては、各校における実践を尊重していくとのことである。

日高市立高根小中学校において、令和6年4月から、制服の選定を一部見直し、安価に購入できるものを導入した。その他の学校は現在のところ制服の自由化に係る取組の検討等についての報告はない。制服の自由化については武蔵台小中学校と同様、各学校において一定の合意形成を図りながら、校長が最終的にこれを決定するものであると判断している。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 安価な要旨は次のとおりである。
- ・答弁 既製品では、価格を大分落とした制服を採用することができた。ワイシャツをポロシャツにするなど配慮したと聞いている。
- ・質疑 値段はどのくらいか。
- ・答弁 男子で約7万円、女子で約8万円だったものが男女とも4万5,000円くらいとな

った。

- ・質疑 制服と私服では私服の値段が上回ってしまうのではないか。
- ・答弁 何とも言えない。8割の子が体育着できているので問題は冬場。防寒着として今まで部活で使用していたウィンドブレーカーを着るのではないか。私服が制服の値段を上回ることはないのではないかとと思う。
- ・質疑 私たち(議員)は報道で自由化を知った。教育関係者でも知らない人もいるようである。市内学校を含め教育関係者への情報共有はどこまでされているのか。
- ・答弁 令和6年4月以降に情報共有を図っている。周知が不徹底だった。
- ・質疑 周知不徹底の原因には組織のありよう自体に課題がある。改善が必要ではないか。
- ・答弁 ご指摘のとおり。今後は教育員会事務局一同、最善の注意を払う。また職員に指導等を行っていく。

6 委員会のまとめ(所見)

学校と教育委員会等の連絡調整機能が確保されるとともに、学校・家庭・地域の連携協力が強化され、地域全体で学校を支える体制が維持されることにより、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを進めることが大切である。

このような観点から、次のとおり、本委員会のまとめ(所見)とする。

(1) 学校と教育委員会の連絡調整等について

武蔵台小中学校の制服自由化に至る過程において、学校と教育委員会、教育委員会と市長部局との連絡調整等について課題が見られた。このような事例を踏まえて今後、学校と教育委員会とが緊密な連絡調整を図るとともに、市長等関係機関へは必要な情報が正確に早期に伝達される体制の確保が必要である。

(2) 学校における重要案件の決定について

武蔵台小中学校の制服自由化の導入時期は、当初予定された令和7年4月から令和6年4月に前倒しされたが、このことが関係者との調整準備の時間や地域住民等への周知・丁寧な説明の機会の確保に課題を残す一要因となったと言えなくもない。今後、市内の学校における制服見直しその他重要案件の議論を進めるに当たっては、十分な期間を確保した中で、保護者等学校関係者はもとより、市教育委員会、他の市内学校、地域住民等との検討・調整・周知・説明を慎重に進めた上で決定に至ることが望ましいものとする。

(3) 関係者の意見聴取(アンケート)の在り方について

重要案件の決定には広く関係者の意見聴取が大切であり、意見聴取の仕方によっては決定に影響が出ることとなる。制服自由化に当たっては、関係者の意見聴取の手法としてアンケートが行われ、決定のための重要な要素となった。今後、アンケートを行うに当たっては、質問内容、回答方法等によっては結果が大幅異なってくることを念頭に、その内容等を十分に精査した上で実施する必要がある。

(4) 制服自由化に伴う適切な指導対応について

制服自由化において懸念される点として、「服装が乱れて生活が乱れる」「学校への帰属意識が薄れる」「経済的格差の不可視化が損なわれる」などが考えられる。今後、武蔵台小中学校においては、生徒の生活状況の変化等に気を配り、制服自由化に係る教職員間での共通認識を明確にした上で、一人一人の生徒に応じた適切な指導に努めてもらいたい。

(5) 継続的な効果検証について

説明によると、制服自由化により、生徒のストレスが軽減され、伸び伸びと生活できていると感じられるが、一方、「子供たちの自立を促す」等の制服自由化の目的に対する効果の確認は長い時間が掛かるとのことであった。このようなことから、武蔵台小中学校においては、学校評価に制服自由化に関する項目を設けるなど、経済的な効果検証が必要であり、その際は児童生徒の声が十分に反映されるように配慮した方法を工夫することが必要である

制服自由化に係る児童生徒・保護者アンケート結果

※対象者：児童生徒（5～9年生）及びその保護者

<1回目>令和5年2月13日（月）～17日（金）に実施

結果の概要…児童生徒の約6割「制服はどちらかというと必要ない・必要ない」と回答。

保護者の約6割「制服は必要・どちらかというと必要」、4割が「制服はどちらかというと必要ない・必要ない」と回答。

【児童生徒】

1 制服は必要か

○5,6年生

必要・どちらかというと必要：43.3% 必要ない・どちらかというと必要ない：56.7%

○7～9年生

必要・どちらかというと必要：42.3% 必要ない・どちらかというと必要ない：57.7%

【保護者】

1 制服は必要か

必要・どちらかと必要：58.5% 必要ない・どちらかというと必要ない：41.4%

無回答：0.1%

2 「1」で「必要」または「どちらかというと必要」と回答した方は、現在着用している制服を、機能性や性の多様性の観点から見直す必要がありますか。

必要・どちらかと必要：51.5% 必要ない・どちらかというと必要ない：8.5%

3 「1」で「どちらかというと必要ない」「必要ない」と回答した方は、標準服を設けることについてどう思いますか。

必要・どちらかと必要：72.8% 必要ない・どちらかというと必要ない：27.2%

<2回目>令和5年6月26日(月)～30日(金)に実施

欠課の概要…児童生徒・保護者ともに約6割が「制服はどちらかというとな必要ない・必要ない」、4割が「制服は必要・どちらかというとな必要」と回答。

【児童生徒】

1 制服は必要か

○5, 6年生

必要・どちらかというとな必要: 49.2%

必要ない・どちらかというとな必要ない: 50.8%

○7～9年生

必要・どちらかというとな必要ない: 35.0%

必要ない・どちらかというとな必要ない: 65.0%

【保護者】

1 制服は必要か

必要・どちらかと必要: 45.3%

必要ない・どちらかというとな必要ない: 54.7%

2 「1」で「必要」または「どちらかというとな必要」と回答した方は、現在着用している制服を、機能性や性の多様性の観点から見直す必要がありますか。

必要・どちらかと必要: 51.5%

必要ない・どちらかというとな必要ない: 8.5%

3 「1」で「どちらかというとな必要ない」「必要ない」と回答した方は、標準服を設けることについてどう思いますか。

必要・どちらかと必要: 72.8%

必要ない・どちらかというとな必要ない: 27.2%

制服自由化に係る教職員アンケート結果(令和5年7月実施)

1 制服は必要か

必要・どちらかと必要: 41.2%

必要ない・どちらかというとな必要ない: 58.8%

2 「1」で「必要」または「どちらかというとな必要」と回答した方は、現在着用している制服を、機能性や性の多様性の観点から見直す必要がありますか。

必要: 46.5%

どちらかと必要: 54.5%

必要ない・どちらかというとな必要: 0%

(2) 杉並区立向陽中学校

杉並区立向陽中学校 概要

所在地：東京都杉並区下高井戸3-24-1

創立：1947年、生徒数：301人、学級数：9学級

杉並区全23校のうち、私服で登校できる学校が9校ある。その中の1校を紹介する。

杉並区立向陽中学校では、「原則として私服で登校」することとなっている。

令和7年度 学校生活のきまりについて

杉並区立向陽中学校 生活指導部

1 服装等

- (1) 原則として私服で登校する。派手でなく露出の少ない、学習の場にふさわしい服装とすること。

※儀式や行事などの場合は、その場にふさわしい服装（正装）を着こなし出席すること。（校章・クラス章は今年度より廃止となりました）

- (2) 頭髮は学習の場にふさわしい質素で清潔にすること。髪色を染めた場合は、すぐに元の色に戻すこと。

- (3) 生徒手帳は毎日持参すること。紛失した場合は、紛失届を記入し提出すること。

- (4) 冬季のコート・ジャンパー、ジャケット及びマフラーや手袋等は授業中には着用しないこと。

- (5) 装飾品などは身につけないこと。帽子は室内ではかぶらないこと。

- (6) 登下校時は、長期休業中も含めて運動靴もしくは革靴を履くこと。（サンダル等は×）

- (7) 学校で決められた上履きを着用し、靴ひもをしっかりと結び、かかとを踏まない。上履きを忘れた場合は、担任の先生の許可を得て代わりの上履きを借りること。下駄箱の使用方法是、上履きはロッカーの上段に、外履きはロッカーの下段に分けて入れること。



出典：杉並区立向陽中学校 HP

【参考資料】

「東京都 23 区が設置する公立中学校等の校則調査について」

(2024 年 2 月 21 日 第二東京弁護士会調べ)

第二東京弁護士会が、2023 年 5 月～2024 年 1 月の間に取得した校則(服装、頭髮、持ち物、学校外の規制に関するもの)のうち、よく見られる校則を対象に375校に調査を行った。

各区の公立中学校・義務教育学校・中等教育学校の数

千代田区	3 校	墨田区	10 校	渋谷区	8 校	板橋区	22 校
中央区	4 校	江東区	24 校	中野区	9 校	練馬区	33 校
港区	10 校	品川区	15 校	杉並区	23 校	足立区	35 校
新宿区	10 校	目黒区	9 校	豊島区	8 校	葛飾区	24 校
文京区	10 校	大田区	28 校	北区	12 校	江戸川区	32 校
台東区	7 校	世田谷区	29 校	荒川区	10 校		

標準服と私服の選択

私服で登校できる学校は、杉並区に 9 校、練馬区に 1 校ありました。

標準服と私服を選択できる学校は、世田谷区に 1 校、板橋区に 1 校ありました。

私服の場合であっても学校行事などでは、正装が求められている学校もありました。

私服に関するアンケート調査

私服で登校できる学校(12 校)及び標準服と選択できる学校(2 校)に対して、私服に関するアンケートを実施した。そのうち 5 校から回答があった。

- ・「私服であることにより、学校側で困っていることはありますか。」との質問に対しては、「体操服登校の生徒について、体育の授業後も着替えないので、汚れや汗の処理が気になる。」との回答がありましたが、4 校からは、「なし。」との回答がありました。また、「私服であることによる生徒間のトラブルはありますが、減ってきている。」との回答があり、4 校からは「なし。」との回答がありました。
- ・学校生活に適切でない服装の生徒がいた場合の生徒指導については、「露出の多い服装については一声かける。」「マナーとして意識するよう話す。」等の回答もありましたが、「私服であることにより、生徒指導の時間は減りましたか。」との質問に対しては、全校から「はい。」と回答がありました。
- ・「先生方から見た私服を選択できることの良さは何ですか。」との質問に対しては、「天気や体調などを考えて、自分で決められること」、「自分で考える習慣がつくこと」、「服装から個性が伝わること」、「衛生的であること」、「不必要な緊張や我慢をしなくてよかったこと」等が挙げられていました。
- ・設立当初から私服であるとの学校もありましたが、新型コロナウイルスの対応をきっかけに体操服や私服での登校を認め、その後、私服での登校の方が、よりよい学校運営が可能となると考えて、私服を許容したという学校もありました。私服を選べることについて、上記の生徒側のメリットに加え、学校側としてもルールに合っているか合っていないかで判断する生徒指導ではなく、教員が生徒の意見を聞き、共に考えたり、生徒に考えさせたりすることで、生徒に応じた柔軟な指導ができるようになったという教員側の変化もメリットとして挙げられていました。

(3) 豊中市立第十一中学校

豊中市立第十一中学校 概要

所在地：大阪府豊中市西緑丘2-11-1

創立：1973年、生徒数：1,066人、学級数：27学級

豊中市内の全17校のうち5校（第二中学校、第五中学校、第十一中学校、第十七中学校、第十八中学校）が制服を指定していない。その中の第十一中学校について、次に紹介する。

豊中市立第十一中学校は、1996年に制服等の服装規定を廃止し、生徒それぞれが「自立・自由・自治・人権・学校生活・社会生活」のそれぞれの条項について自ら考え、行動できる生徒の育成を目指して「生徒憲章」を定めた。

制服はなく、生徒は自由服で学校生活を送っている。そこには社会的責任や自己責任もしっかり認識され、TPOをわきまえることも当然必要なこととなるが、それらのことは家庭にもよく理解され、問題なく今日まで運用されているとしている。



出典：豊中市立第十一中学校

(4) 横浜市立青葉台中学校

横浜市立青葉台中学校 概要

所在地：神奈川県横浜市青葉区青葉台2丁目25番地2

創立：1973年、生徒数：615人、学級数：14学級

横浜市立青葉台中学校は、横浜市立田奈中学校と谷本中学校の一部生徒が合流して1973年4月開校、学校の教育目標（校訓）は「自由と規律」である。

開校時、2年間かけて生徒会や保護者会合において議論を行った結果、制服については特に制定せず、「子どもの服装は基本的に保護者が責任を持ったうえで、子ども自身が、その日にどういう中学生らしい服装をするかを考え、判断する」という方針となった。（1975年1月21日通学服を私服とすることを決定、同年4月より実施。）

「私服」という言葉には、「なんでもいい」というイメージがあるが、派手なものを着てくる子どもはなく、一人ひとりの子どもがしっかりと考えて、季節やその日の状況に合わせた服装をしてくることが定着しているということである。

学校の教育目標は「自由と規律」は一見相反するように見えるが、この言葉が教育目標になっていることで「バランス感覚」がつねに問われ、培われているという。そのバランス感覚の象徴が、私服と言えらとしている。

参考資料：マチノコエ HP（㈱ココロマチ）



出典：横浜市立青葉台中学校

(5) 奈良市立富雄南中学校

奈良市立富雄南中学校 概要

所在地：奈良県奈良市藤ノ木台1-5-13

創立：1981年、生徒数：476人、学級数：13学級

奈良市立富雄南中学校は、「制服」または「私服」となっているが、制服の購入は強制ではなく、ここ数年、制服を着用している生徒はいないということである。

学校生活・きまりについて

(2) 服装規定

(学生服で登校する場合)

- 春日中学校規定の制服を着用する。(変形服は認めない)
- 冬服、夏服等の着用時期は現行のきまりを原則とするが、その日の気温によっては、自分で判断する。(防寒着も同様)

【制服の服装規定】・・・特に指定業者はないが、取り扱っている店があります。

(私服で登校する場合)

- 高価、派手、露出度の高い服は避け、動きやすく授業を受けやすい服を着用する。
 - ※ 名札は、必ずつける。
 - ※ 装飾品は、身につけない。
- 腕時計・・・時計以外の機能がなければ可
- かばん・・・リュック型バッグ
 - サブバッグ(校名入り)
- 頭 髪・・・パーマ、脱色、着色、エクステンション等は禁止。
- 冬季の防寒着着用について、防寒着は校舎内での着用は禁止。冬季は上着の下に重ね着をするなど校舎内で防寒着を脱いだ状態で学校生活ができる工夫を家庭でもご指導ください。



出典：奈良市立富雄南中学校 HP

(6) 京都市立近衛中学校

京都市立近衛中学校 概要

所在地：京都府京都市左京区近衛町26-53

創立：1948年、生徒数：352人、学級数：12学級

京都市立近衛中学校では制服が廃止されており、私服登校となっている。

開校（1948年）頃より長年にわたり制服がなく、京都府の公立中学校で唯一の私服校である。

近衛中学校「わたしたちのきまり」

京都市立近衛中学校 生徒指導部

◎服装や身だしなみ

①自由服とは、学校でのあらゆる学習活動に適した服装のことを指します。TPOに合わせ、その場にふさわしいものかどうかを自分自身で考えましょう。

- ・髪留めなどは安全面に注意して着用するようにしましょう。
- ・学校活動に必要なない装飾品（ピアス・ネックレス等のアクセサリなど）は禁止です。
- ・化粧（アイプチ・ネイルなども含む）をしてはいけません。
- ・肌を必要以上に露出するような服装はいけません。
- ・シャツのボタンをだらしく外したり裾を出したり、ズボンを下げたり、靴のかかとを踏んだりしないようにしましょう。

②髪は、染色・脱色・パーマ・学校生活にふさわしくない髪型はいけません。

③靴は、運動に適した運動靴を履きましょう。

④登下校に使用したマフラー・手袋・帽子などは、教室内では外しましょう。

⑤1時間目までに体育がある場合は体操服登校してもかまいません。

⑥6限が体育等の場合は体操服や部活動の服装で終学活に参加してもよいものとする。



12月21日（金）2学期の終業式



出典：京都市立近衛中学校 HP

(7) 東大和市立第四中学校

東大和市立第四中学校 概要

所在地：東京都東大和市立野 2-6-2

創立：1976年、生徒数：571人、学級数：15学級

東京都東大和市の第四中学校では、令和元年度に四中生徒会を中心にブラック校則をなくす取組が始まった。その後、標準服自由化の試行期間を経て、令和5年度に標準服自由化の完全実施となった。

ブラック校則をなくす！！ 四中生徒会の取組

平成31（令和元）年度

標準服の夏服にポロシャツの追加が決まる

年々上昇する気温による健康被害を防ぐため、夏服の選択肢としてポロシャツが導入された。ルール作りは生徒会本部が中心となり、試行錯誤の末、以下のルールを臨時生徒総会（5月）で承認した。



ポロシャツの着用ルールについて話し合い

- 色は白
- 胸にワンポイントのものは可
- 裾は出してきても良い
- 儀式の際には着用しない

令和2・3年度

女子生徒の頭髪の指定がなくなる

生徒会本部が発信し、校則の見直しを進める中で、女子生徒の髪型について議論が深まった。現在の、「ブラック校則」の改善の動きが生徒から起こった。



「自由と責任」について、全校で考える授業を企画。

〔授業の概要〕外国からきた転校生は耳にピアスをしていた。校則で禁止されているピアスは外すように忠告をした学級委員だったが、転校生の母国では生まれた時から耳にピアスを付ける慣習があり、一度も外すことはない大切なものだという話を聞かされる。

題材から、きまりを守ることと個人を尊重することのどちらを優先するか、お互いの考えを生徒が互いに協議し、「自由と責任」について考えた。

生徒は、ポロシャツの導入や頭髪についての校則改正の中で、ルールでしるよりも自由の中で自分達が考えて生活することに価値を見出すことができた。

令和4年度

標準服の自由化に向けた試行期間を実施

LGBTQ という言葉が世界中で注目される中、女子生徒のスラックスが本格的に導入されるなど、本校も時代に合わせて変化をしてきた。学校生活にも多様性が求められる中で「標準服の自由化」に向けた動きが本格化した。一方で、生徒や保護者、地域の方々の中には、標準服を残すべきであるという意見もあり、「標準服の自由化」に向けた問題点を整理していった。



全校で「標準服の自由化」について考える授業を実施

- 2度の試行期間（夏季・冬季）を実施、アンケートから課題と成果をまとめる。
- 「標準服の自由化」について考える授業を実施（10月）
 - 保護者・生徒・教師・地域の方などの立場でロールプレイを行い（写真1）、課題を整理し、ルールづくりにつなげた。

（写真1）生徒会による授業配信の様子



それぞれの立場から、不安な意見が上がったが、自由化のメリットも数多く出た。できないことを探すのではなく、試しながらより良い方向に向かうことの必要性を感じる時間となった。

標準服の自由化を完全実施



ルールを考える上で大切にしたこと

標準服をなくさない

- 指定のものではなくても良いが、最低限度のスタイルは定める。
- 式典における標準服の着用を求めない。
 - 標準服を着られない生徒への配慮、「場に合った服装」を考える。

ルールではなく理念を共有

- 現状に合った細かなルール設定は、時間の経過とともに新たなブラック校則を生み出すものとする。
- ルールではなく“目指す生徒像・学校像”を生徒と教員で共に考える。

例えば…

露出の多いミニスカート、ダメージジーンズはダメ



ではなく

「人に不快感を与えない」のような考え方の共有をはかる

〈生徒総会での取組〉

生徒総会で学校生活にふさわしい服装について考える取組

- 1年生～3年生の学年間で意見を交換できるよう、班構成を工夫
- 学校生活に適した服装とそうでない服装に分け、その理由も考えて共有した。



出典：東大和市立第4中学校 HP

第5章 中学校の制服の今後のあり方について

中学生の制服が当たり前に受け入れられてきた背景には、戦後の合成繊維産業の育成といった産業振興的な観点や高度成長に伴う社会のひずみのなかで学校が荒れた時期があり、秩序維持、生徒指導のために規制で縛ることが必要とされたことにあった。

しかし、法律で定められているわけでもない制服の着用を強制すること自体、既に、自由の制約であることを認識する必要がある、自由を制約するに足る合理的な理由がない限り、制服着用の強制を続けることに疑問を呈さざるを得ない。

本章では、「第2章3. 制服の効用（メリット、デメリット）」で示した2つの疑問点について調査し、今後の中学校の制服の今後のあり方を検討する。

【疑問点】

- ① 中学校制服は、現在でも秩序維持、生徒指導のために必要なのか
- ② 中学校制服は、ほんとうに経済的なのか

1. 秩序維持、生徒指導のために必要なのか

（1）県立岐阜北高等学校の「制服について考える週間」

資料：「だれが校則を決めるのか 民主主義と学校」（内田良・山本宏樹編、岩波書店）

県立岐阜北高等学校では、2021年2月に約2週間、「制服について考える週間」が設けられ、生徒の私服登校が認められた。コロナ渦で真冬でも換気の必要があり、防寒着の着用が認められ、これを機に生徒会を中心に制服そのもののあり方を検討したいという声が上がった。

「制服について考える週間」を経てアンケート調査を実施したところ、生徒の実際の服装は、制服が24.8%、制服と私服が40.3%、部活服が19.4%、私服が14.6%であった。

学習にふさわしくない服装の有無については、「なかった」が92.3%であり、生徒目線ではほとんど問題はなかった。一方教職員では、「生徒がTP0などを考えて服装を選択できたか」を尋ねたところ、肯定的な意見（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）が64.9%であり、否定的な意見（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」）は35.1%であった。

「生徒の授業規律が低下したか」については、「そう思う」「どちらかというと思う」の合計は21.1%にとどまり、多くの教職員が規律の低下はなかったと感じている。

これらの数値の評価は意見が分かれるところかもしれないが、TP0に合わせた

私服の選択についての何らかの生徒指導は必要であったが、授業規律（秩序維持）については、5人に4人の教職員は特に問題なかったとしていることから、一部の生徒に問題はあったが、全体としては問題なかったと言えるのではないだろうか。

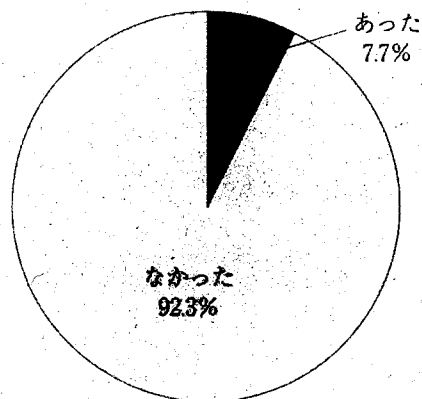


図1-3 【生徒調査】学習にふさわしくない服装があったか

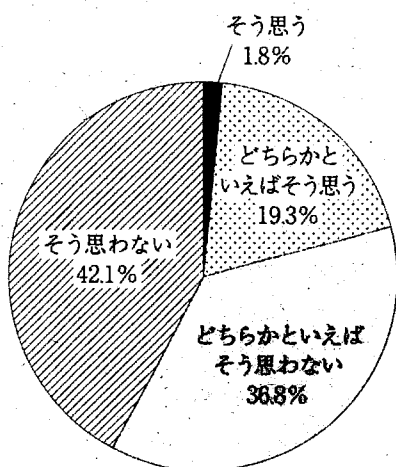


図1-5 【教職員調査】生徒の授業規律が低下したか

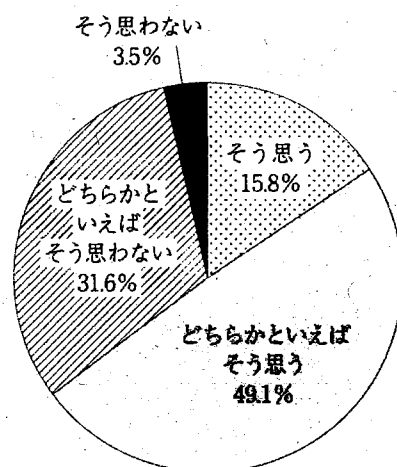


図1-4 【教職員調査】生徒がTPOなどを考えて服装を選択できたか

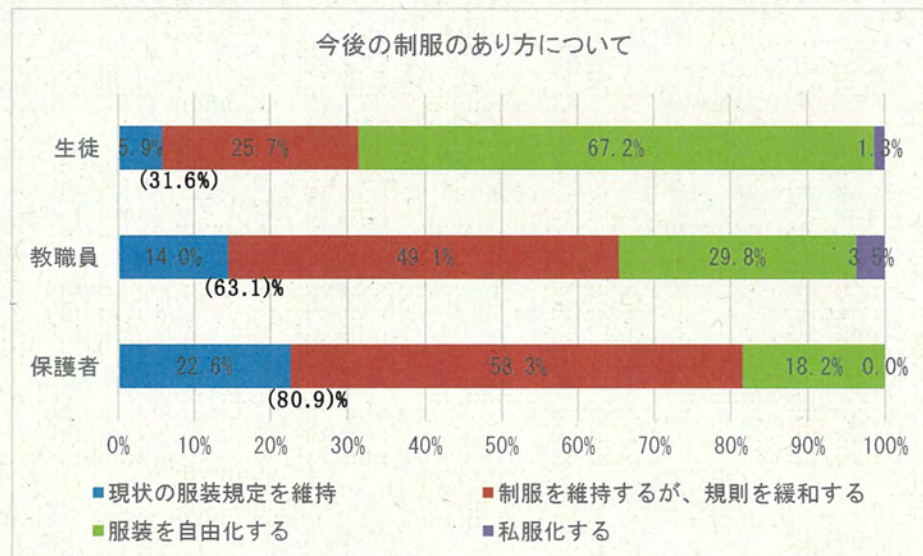
出典：「だれが校則を決めるのか 民主主義と学校」（内田良・山本宏樹編、岩波書店）

また、今後の制服のあり方については、「①現状の服装規定を維持」と「②制服は維持するが、規制を緩和する」の制服着用を前提とする回答は、生徒が 31.6%、教職員が 63.1%、保護者が 80.9%であった。

服装自由化をめぐるのは、生徒とは対照的に教職員や保護者が消極的である。

授業の規律が低下しなかったとした教職員でも制服を支持する割合が大きく、さらに保護者は 8 割が制服に肯定的である。

昨今、制服のジェンダーレス化などは進んできているが、制服そのものの自由化に関する議論がなされないのは当然である。



出典：「だれが校則を決めるのか 民主主義と学校」（内田良・山本宏樹編、岩波書店）

(2) 制服を指定していない公立中学校の実態からの考察

「第4章 他都市の中学校の制服の状況」に示した通り、日高市立武蔵台小中学校では、令和6年度から制服の自由化を実施しているが、制服の自由化後の生徒の状況、学校の雰囲気等は、多くの生徒が学校指定のジャージや体育着を着用し、私服着用者は一部の状況となっており、生徒の様子や学校の雰囲気に特段大きな変化はなく、昨年と同様に非常に生徒たちは落ち着いた学校生活を過ごしているとしているとしている。

また、泉大津市立富秋中学校においては、令和6年度から生徒提案による服装自主選択制登校期間を実施したが、その結果を受けて、2026年度より服装規定を廃止し、生徒各自の判断で服装を決めることができる「服装自主選択制」を本格的に導入するとしている。

事例に挙げたその他の学校においても同様に、制服の自由化により、秩序が乱れたり、より多くの生徒指導の時間が必要になったという意見は見受けられない。

以上のように、実際に制服の自由化をしても特に何も問題が起こらないことがすでに証明されており、「①中学校制服は、現在でも秩序維持、生徒指導のために必要なのか」という疑問に対する回答は、「中学校制服は、現在では秩序維持、生徒指導のために必要ない」ということになる。

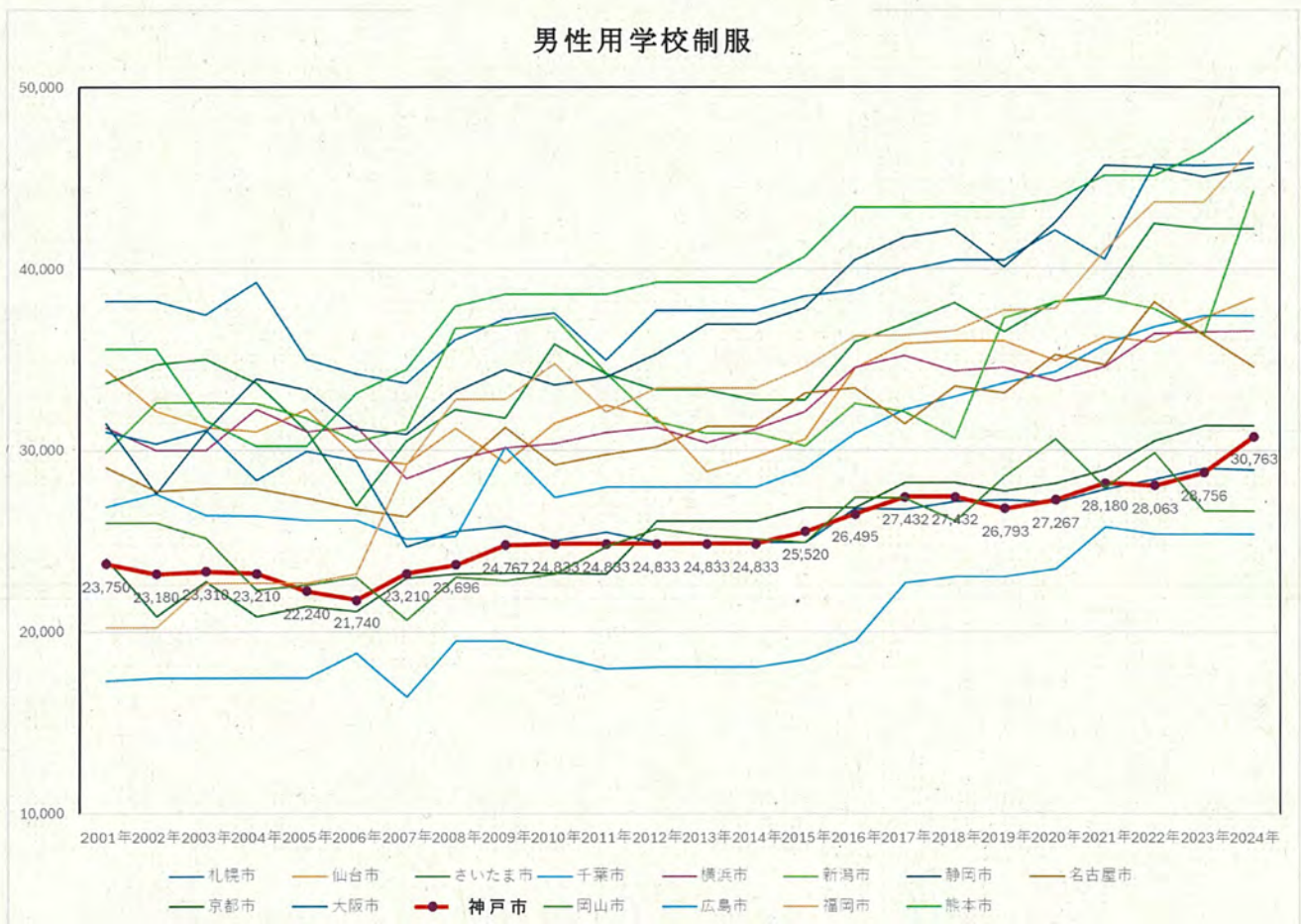
2. 中学校制服は、ほんとうに経済的なのか

(1) 制服価格の動向

「小売物価統計調査（動向編）」（総務省統計局）によると、政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市は、データなし）の「男性用学校制服」「女性用学校制服」の価格動向は、次図のとおりである。いずれの都市も、2007年ごろから上昇傾向にある。

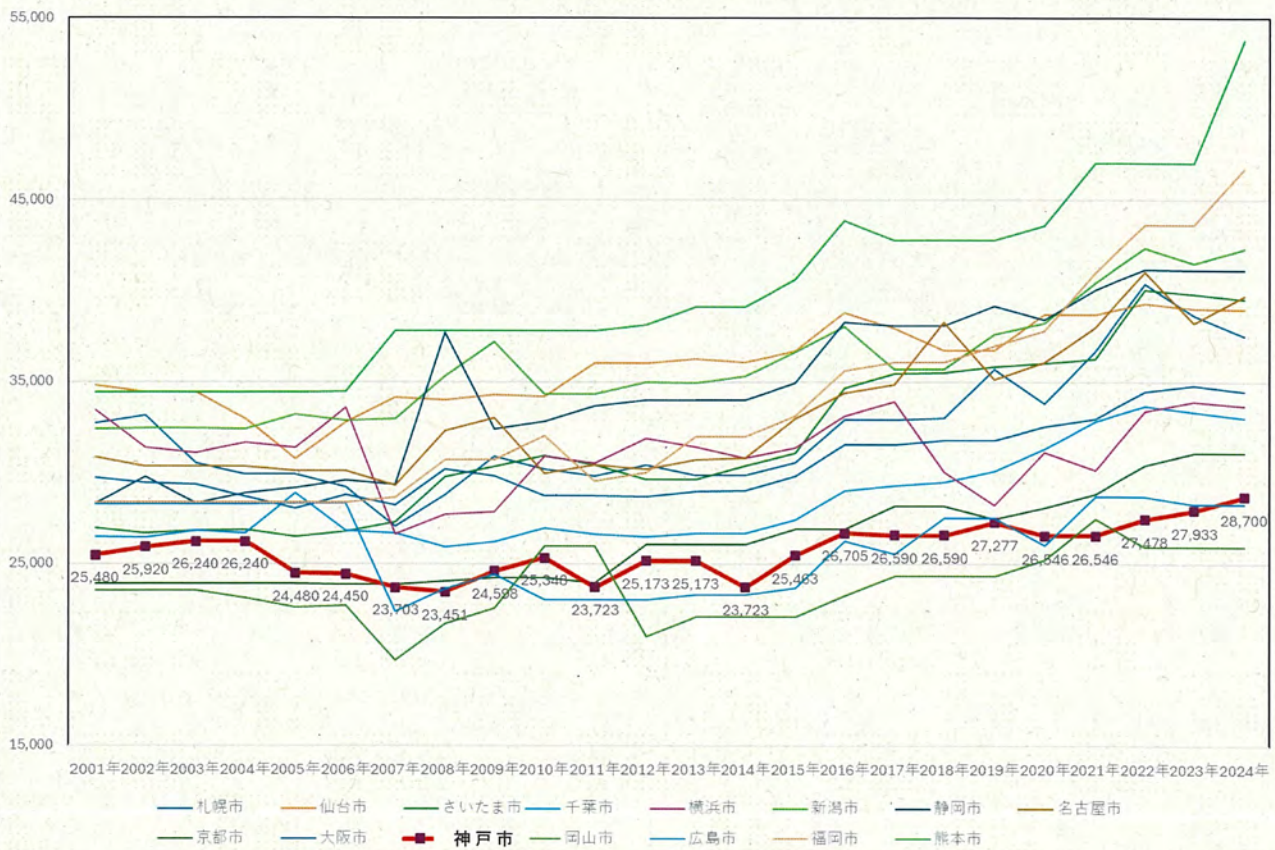
神戸市においても、「男性用学校制服」は2006年には21,740円であったが、2024年には30,763円と約1.5倍となっている。

「女性用学校制服」は2006年24,450円が2024年28,700円と約1.17倍となっている。



男性用学校制服			2024年時の価格（単位：円）		
札幌市	45,843	新潟市	44,267	神戸市	30,763
仙台市	38,401	静岡市	45,577	岡山市	26,655
さいたま市	42,200	名古屋市	34,583	広島市	25,408
千葉市	37,428	京都市	31,367	福岡市	46,725
横浜市	36,593	大阪市	28,905	熊本市	48,400

女性用学校制服



女性用学校制服				2024年時の価格（単位：円）	
札幌市	37,530	新潟市	42,333	神戸市	28,700
仙台市	38,965	静岡市	41,157	岡山市	25,950
さいたま市	39,548	名古屋市	39,742	広島市	28,275
千葉市	33,013	京都市	31,102	福岡市	46,725
横浜市	33,699	大阪市	34,497	熊本市	53,790

出典：「小売物価統計調査（動向編）」（総務省統計局）を元に作成

(2) 制服割安論について

「私服のほうが高くつくため制服のほうが結果的に割安だ」とする制服割安論について、現在における評価を記述した文献を以下に紹介する。

出典：「だれが校則を決めるのか 民主主義と学校」(内田良・山本宏樹編、岩波書店) P113～115

執筆者：福嶋尚子准教授(千葉工業大学 工学部 教育センター)

「小売物価統計調査」のなかで、戦後の男子学生服と私服の価格の変遷を比べられるデータ(東京都区部のみ)によると以下のとおりである。

男子学生服と私服の価格の変遷

	1960年代 後半	1970年	2006年	2021年
男子学生服(上下)	4,740円	10,900円	30,860円	34,370円
私服(男子ズボン+男子シャツ)	4,963円	6,043円	11,912円	14,614円
大人用背広(上下)	19,700円	29,800円	40,840円	34,063円

出典：「だれが校則を決めるのか 民主主義と学校」(内田良・山本宏樹編、岩波書店)の資料をもとに作成

中学校での制服指定が9割に拡大したとされる1960年代後半では、私服を複数そろえるより学生服のほうが割安感があったが、現在の学生服は安価な私服の数倍の価格になっており、大人用背広の価格を上回っている。

また、制服はジャケットとズボンだけでなくワイシャツや靴下、ベルト、靴などがあり普通の私服に比べて割高である。

さらに、制服類を購入すれば私服を一切買わなくてもいいわけではなく、家庭で過ごす時間や休日用に私服を購入しているのが普通である。

以上のことから、制服割安論は、制服が普及した1960年代後半では一定の根拠があったが、制服価格が上昇した現在においては妥当だとはいえない。

(3) 制服の取引実態

資料：「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」(平成 29 年 11 月、公正取引委員会事務総局)

資料：「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」(令和 5 年 10 月、公正取引委員会)

公立中学校の生徒の通学服である制服は、入学に際し、学校が指定した制服を生徒の保護者に購入させることが一般的である。また、保護者が入学に当たって準備する品目の中で、制服の購入に係る費用は比較的高額であり、その販売価格は、近年、上昇傾向にある。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会では、公立中学校の制服取引において、制服を指定する学校が制服の製造業者及び販売業者に対して行う行為のほか、製造業者及び販売業者が行う行為について、独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引、慣行等の有無を明らかにするため、公立中学校における制服の取引実態に関する調査を実施した。

また、平成 29 年報告書の公表から一定の期間が経過したことに加え、その後も学校制服の取引について公正取引委員会から独占禁止法に基づく命令が行われている状況であるなど、学校制服が競争政策の観点から引き続き注視すべき分野であることを踏まえ、学校制服に係る取引状況や価格の状況を事後的に明らかにすることを目的に事後検証が行われた。

これら 2 つの調査について、概要を紹介する。

(3-1) 公立中学校における制服の取引実態に関する調査

資料：「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」(平成 29 年 11 月、公正取引委員会事務総局)

ア 調査方法

調査は、平成 28 年 12 月から平成 29 年 7 月にかけて、次の方法により実施。

① 書面調査

全国の公立中学校約 1 万校の中から抽出した 600 校に対し、制服の指定・仕様、学校と制服の製造業者との関係、学校と制服の販売業者との関係、制服の販売価格等に関して、書面調査を行った(回答数 447 校/回収率 74.5%)。

② 聴取調査

次の 45 名に対して聴取調査を行った。

- ・制服の製造業者 4 社
- ・制服の販売業者 7 社
- ・公立中学校 27 校
- ・その他 7 名

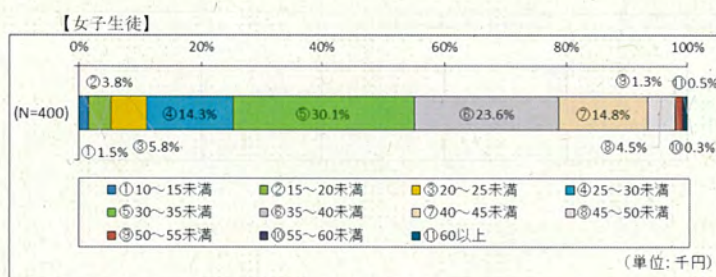
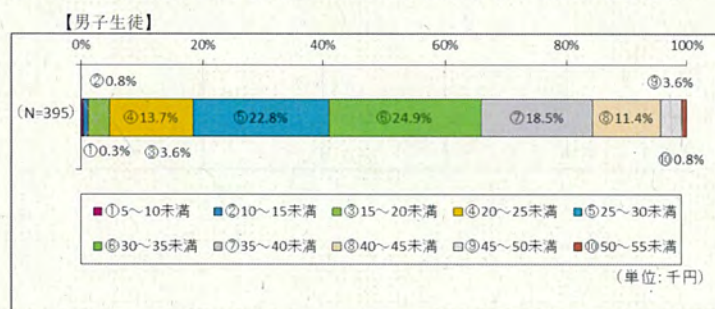
イ 調査結果（制服の販売価格）

- ① 制服一式（制服とシャツ等の学校指定の付随品目を合わせたもの）について最も多い販売価格帯は、3万円以上3万5000円未満。
- ② 制服の仕様の共通化を行っている自治体の平均販売価格は、行っていない自治体の平均販売価格よりも安い傾向。
- ③ 学校が案内する指定販売店等が4販売店以上の場合の平均販売価格は、案内する指定販売店等が1販売店の場合の平均販売価格よりも安い傾向。
- ④ 学校が制服の販売価格の決定に関与する場合の平均販売価格は、関与しない場合の平均販売価格よりも安い傾向。

【制服一式の販売価格】

制服一式※の販売価格は、男子生徒、女子生徒ともに、最も多い販売価格帯は3万円以上3万5000円未満である。

※制服一式とは、制服（詰め襟とスラックス、ブレザーとスカートなどの冬物の学生服）に加え、制服に付随する品目であるシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボンなどの学校が指定する品目を含む。



【仕様共通化の有無】

一部の市では、同一市内における学校の制服の仕様について共通化を行っているところ、仕様の共通化を行っている自治体の平均販売価格は、行っていない自治体の平均販売価格よりも安い傾向。

男子生徒	共通化あり	共通化なし
詰め襟	23,081 円	29,316 円
ブレザー	24,215 円	33,017 円

女子生徒	共通化あり	共通化なし
セーラー服	27,653 円	29,888 円
ブレザー	23,765 円	32,288 円

【指定販売店等の販売店数別】

学校によって案内する指定販売店等の販売店数は異なるところ、イートン服を除き、案内する指定販売店等が 4 販売店以上の場合の平均販売価格は、案内する指定販売店等が 1 販売店の場合の平均販売価格よりも安い傾向。

男子生徒	1 販売店	2 販売店	3 販売店	4 販売店
詰め襟	29,748 円	29,765 円	29,443 円	27,871 円
ブレザー	34,025 円	31,275 円	32,983 円	32,902 円

女子生徒	1 販売店	2 販売店	3 販売店	4 販売店
セーラー服	30,281 円	29,827 円	29,919 円	28,999 円
ブレザー	32,254 円	31,500 円	32,999 円	31,330 円
イートン服	27,306 円	29,214 円	27,278 円	28,503 円

【学校による販売価格の決定への関与の有無】

学校が制服の販売価格の決定に関与する事例があるところ、イートン服を除き、学校が制服の販売価格の決定に関与する場合の平均販売価格は、関与しない場合の平均販売価格よりも安い傾向。

男子生徒	指定販売店		取扱販売店	
	関与あり	関与なし	関与あり	関与なし
詰め襟	28,702 円	30,807 円	27,940 円	28,968 円
ブレザー	31,177 円	33,323 円	33,315 円	34,086 円

女子生徒	指定販売店		取扱販売店	
	関与あり	関与なし	関与あり	関与なし
セーラー服	28,443 円	28,750 円	27,835 円	30,803 円
ブレザー	30,458 円	32,945 円	32,455 円	32,778 円
イートン服	27,920 円	27,949 円	30,487 円	27,715 円

【計量経済学的な分析】

指定販売店等の販売店数等による制服の販売価格への影響について、計量経済学的な分析を行った。その結果、以下の場合には、制服の販売価格が統計的に有意に安くなる分析結果が得られた。

- ・自治体が制服の仕様の共通化を行っている場合
- ・学校が案内する指定販売店等の販売店数が増加した場合
- ・学校が販売価格の決定に関与した場合

ウ 制服の取引における公正な競争の確保について

- ① 学校においては、制服の取引に関与する際に、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、以下の取組が行われることを期待。
- ② 制服メーカー及び指定販売店等の選定においては、コンペ等の方法で選定する、参入希望を受け入れるなどにより指定販売店等を増やす等
- ③ 制服の販売価格への関与においては、コンペ等において制服メーカーに求める提示価格を卸売価格にする、コンペにおいて新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望する等
- ④ 学校は、制服の取引に関与する際、その方法によっては、制服メーカー又は販売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり留意が必要。
- ⑤ 制服メーカー及び販売店においては、自ら独占禁止法違反行為を行う場合はもちろんのこと、学校の関与を契機として行われた行為であっても、当該行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には、直接法的責任を問われることに留意。
- ⑥ 公正取引委員会としては、学校関係者等に対して積極的に調査結果を周知。引き続き、学校における制服の取引の動向を注視し、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処。

制服の取引における公正な競争の確保

制服メーカー及び販売店の販売活動等に対する学校の関与

学校においては、学校が制服の取引に関する際に、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、後記「2 学校に対して期待する取組」が行われることを期待する。

学校が制服の取引に関与する際に、関与の方法によっては、制服メーカー又は販売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり留意が必要（「留意する必要がある行為」）。

1 留意する必要がある行為

(1) 学校の行為（①から③）により、制服メーカーが販売店の販売価格の自由な決定を拘束する場合は、制服メーカーの行為が独占禁止法問題（再販売価格の拘束）となり得る。

①学校が、制服メーカーに対しては、コンペや見積もり合わせにおいて、制服メーカーが提示した価格を実際に保護者が購入する際の販売店における販売価格にするように求めること。

②学校、制服メーカー、販売店との三者で制服の販売価格を取り決めること

③学校が制服メーカーに対して販売店の販売価格を統一させるように求めること

(2) 学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう一般的に依頼することがあるが、学校の行為(①、②)により、販売店が共同して販売価格の決定を行う場合は、販売店の行為が独占禁止法問題(不当な取引制限)となり得る。

① 学校が制服の仕様変更時に制服メーカーが提示した販売価格を販売店に提示すること

② 学校が販売店間で販売価格を合わせることを依頼すること

(3) 学校の行為(①、②)に対して既存の指定販売店等が不当に対応する拒む場合は、既存の指定販売店等の行為が独占禁止法上問題(競争者に対する取引妨害)となり得る。

① 学校が指定販売店等の選定基準として既存の指定販売店等の意見、了承を求めることを設けているときに、既存の指定販売店等に対して意見、了承を求めること

② 学校が新たに指定販売店等として案内を希望する販売店に対して、既存の指定販売店等との調整等を求めること

(4) 学校の行為(学校が新たに指定販売店等としての案内を希望する販売店に対して任意組合との協議、加入等を求めること)に対して任意組合が応じない場合は、任意組合の行為が独占禁止法上問題(競争者に対する取引妨害、事業者団体の一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数の制限)となり得る。

2 学校に対して期待する取組

(1) 制服メーカー及び指定販売店等の選定について

ア 制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、生徒・保護者に対して安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、学校においては、下記①から④の取り組みを行うことが望まれる。

① コンペ、入札、見積もり合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと

② 制服の使用が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においては、その指定の必要性を確認すること

③ 新規参入希望者から制服の使用開示を求められた際には特急の事情が無い限り仕様の開示に応じること

④ 販売店から参入希望の申し入れが行われた際には合理的な理由のない限り回答の保留は行わないこと

イ 学校が、指定販売店等を案内している状況において、新規の販売店から指定販売店等としての案内の申し入れを受け入れるなどして指定販売店等を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、生徒・保護者にとってより好ましい取引環境を作り出すこととなるため、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすことが望まれる。

(2) 制服の販売価格への関与について

ア 学校が制服メーカーに対してコンペや見積もり合わせを行う際に、学校が制服の販売価格に関与する場合には、下記①から③といった方法によることが望まれる。

①コンペや見積もり合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること

②コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の中学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売価格を提示できることを定めること

③コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望すること

イ 学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われることが望まれる。

3 制服メーカー及び販売店に対して期待する取組

制服メーカー及び販売店においては、自ら独占禁止法違反行為を行う場合はもちろんのこと、学校の関与を契機として行われた行為であっても、当該行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には直接法的責任を問われることに留意して、適正な取引が行われることを期待する。

4 公正取引委員会の今後の取引

公正取引委員会は、制服の取引について、競争が促進されることによって生徒・保護者に良質で安価な制服が提供されることを期待している。また、学校も制服の購入者たる生徒の保護者の経済的負担を軽減させる観点から取組を行っているところ、公正取引委員会としては、学校関係者等に対して積極的に調査結果の周知を図るとともに、引き続き、学校における制服の取引の動向を注視し、独占禁止法に違反する行為に対しては厳選に対処していく。

(3-2) 学校制服の取引実態に関する事後検証

資料:「学校制服の取引実態に関する事後検証報告書」(令和5年10月、公正取引委員会)

ア 平成29年報告書の事後検証の結果

- ① 平成29年報告書の提言事項(「コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと」、「制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を見直すこと」等)について、学校における実施が一定程度進展。
- ② こうした提言事項の実施が学校制服価格を低減させる効果(何らかの提言を実施した場合、実施から3年後には6.9%の価格低減効果)。
- ③ 全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品(背広服及び婦人用スーツ)の価格と比べ下落傾向(平成29年報告書の公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果)。

イ 学校関係者に対する期待

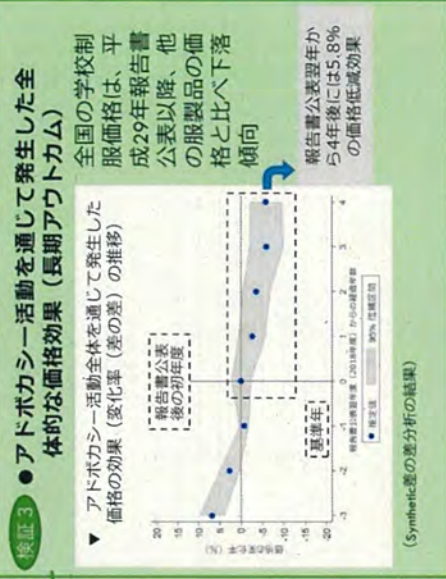
- ① 近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあり、学校制服価格全般も上昇している中で、下記取組が保護者負担の軽減につながる。
- ② 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効である(ブレザー(上下)一着の購入当たり、おおむね2,000円程度の価格低減効果)。また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要である。
- ③ 提言に係る学校の取組はここ近年で総じて進展していることが確認できたものの、取組を実施した学校の割合に鑑みれば、取組の実施は更に広がり得るものと思われる。
- ④ ブレザーや詰め襟以外の学校制服品目についても同様の指摘ができ、また学校制服以外の学用品についても販売店やメーカー等を指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（概要）

(2/4)

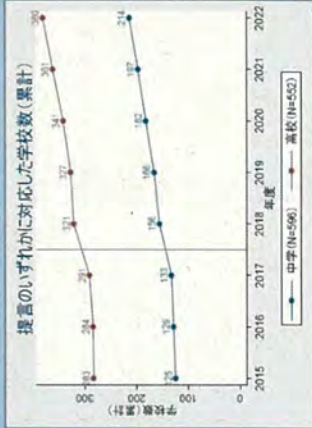
①平成29年報告書の事後検証の結果

▼ 平成29年報告書の事後検証におけるロジックモデル

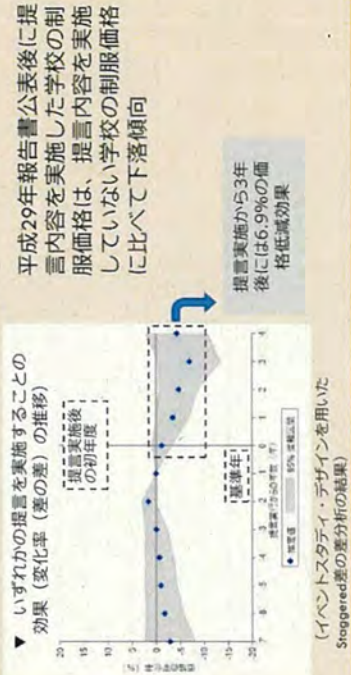


検証1 ● 報告書提言の実施状況（中期アウトカム）

- ・平成29年報告書における提言（スライド1参照）に係る事項を開始した学校が年々増加
- ・報告書公表翌年度（平成30（2018）年度）以降は、より多くの学校がこれら提言を開始



検証2 ● 提言実施の効果（長期アウトカム）



(4) 制服のサブスクリプションサービスについて

最近、制服のサブスクリプションサービス(定額の料金を支払うことで制服を貸し出す仕組み。いわゆる「サブスク」)がみられる。次にその事例を紹介する。

ア 荒川区立第三中学校

荒川区立第三中学校では、令和7年度から標準服を準備するのに2つの選択肢ができた。1つは、今まで通りの制服店で購入する方法で、もう1つは、新たに導入されたサブスクである。サブスクは、標準服を3年間で2回の交換ができることとなっている。

価格は、サブスク(3年間)でブレザー+スラックス=40,000円、通常の標準服購入で44,000円となっており、1割程度安くなっている。

令和6年10月4日

保護者様

光和衣料株式会社

標準服レンタル制度について

令和7年度より荒川区立第三中学校標準服のレンタルが始まります。
内容は下記となります。

契約について

- 1 本レンタル契約は、荒川区立第三中学校に在籍する生徒を対象とします。
レンタル契約は、入学から卒業までの3年間契約となります。
転校などによる途中解約の場合でも返金はありません。

2 標準服レンタルの特徴

レンタル契約後お子様の成長によるサイズ交換は、同一商品にて3年間で2回対応いたします。

交換方法は、専用のLINEアカウントよりお問い合わせを頂き、当社より該当商品を発送いたします。発送に使いました箱をご利用の上、交換商品を当社までご返送ください。(送料は相互負担となります)

商品修理の場合、修理希望箇所を撮影し、専用のLINEアカウントに添付してお問い合わせください。

その後、修理箇所を査定し金額をご提示いたしますので、ご了承いただける場合は商品を当社まで送っていただき、修理完了後ご自宅へ代引きにて発送致します(送料は相互負担となります)

3 採寸から納品までの流れについて

採寸は、下記日程にて行います。

採寸後、商品在庫がある場合当社にデーター到着後、3 営業日以内にご自宅へ発送致します。

商品在庫が無い場合、当社より納品日をご連絡いたします。

商品は、ヤマト運輸にて代引き発送致します。送料は当社負担ですが、代引き手数料はお客様負担となります。

商品不良及びサイズ交換は、商品到着後 1 週間以内までとします。

4 注意事項

レンタル商品に付き、商品へ直接名前などの記入はお控えください。

レンタル商品は、現状貸出現状返却となりますので、お客様による加工などは行わないで下さい。

レンタル商品を紛失もしくは盗難にあった場合、弁償金として該当商品のレンタル価格をお支払いいただきます。

レンタル契約満了による返却や商品交換のときは、クリーニングをお願いいたします。

レンタル商品は、リユース商品となり新品同様の商品となります。

レンタル標準服 寸法日および価格(税込み)

日時 令和 6 年 12 月 14 日(土) 10 時 30 分～16 時

会場 サンパール荒川(荒川区民会館) 4 階 第二集会室

ブレザー 25,000 円(男女共)

冬スラックス 15,000 円)

冬スカート 15,000 円

※当日は寸法のみとなり、代金は発生いたしません。

＜荒川区立第三中学校標準服価格表(税込)＞

当店では従来通り 販売のみとなります。
レンタルのお取り扱いはございませんのでご了承ください。

標準服A

品名	サイズ	価格
ブレザーA	145A～180A 150B～180B	¥ 27,500
	別注	¥ 31,000
スラックスA ※丈詰め無料	W61～110	¥ 16,500
	別注	¥ 18,500
ネクタイ		¥ 2,600
袖が3cm出せる 長袖Yシャツ	140A～185A	¥ 2,900
	150E～180E	¥ 3,400
ニットベスト 紺,グレー,アイボリー	S～EL	¥ 5,300

標準服B

品名	サイズ	価格
ブレザーB	145A～180A 150B～180B	¥ 27,500
	別注	¥ 31,000
スカート	W60～81	¥ 16,500
	別注	¥ 18,500
リボン		¥ 2,100
スラックスB ※丈詰め無料	W61～78	¥ 16,500
袖が3cm出せる 長袖Yシャツ	SS～LL	¥ 2,900
	BM～BLL	¥ 3,400
ニットベスト 紺,グレー,アイボリー	S～EL	¥ 5,300

体操服

品名	SS・S・M・L・LL・3L	4L～
トレシャツ	¥ 6,410	¥ 7,360
トレタイツ	¥ 5,790	¥ 6,800
半袖シャツ	¥ 3,630	
クォーターパンツ	¥ 3,850	¥ 4,600

※商品宅配の場合は送料 ¥ 880、代引きの場合は手数料 ¥ 330 が別途かかります 1月末までにお申込みの場合送料無料!

上記の他に夏服のご用意もございます。

※夏服の品渡しは代引きにて配送またはご来店にてお渡しいたします。
(送料880円 ¥16,500以上で送料サービス)

＼ 3年間無料修理サービス ／

ズボン丈出し・上着袖出し・カギザキ・ホコロビ等簡単な修理は、
正午までのお持ち込みで翌営業日の15時以降に仕上げてお返しいたします。

時期や修理内容によっては1週間程いただく場合もございます。

お気軽にご相談くださいませ。

お支払いには現金・各種クレジットカード・荒川区内共通お買い物券・プレミアム券※
各種キャッシュレス決済アプリがご利用いただけます。

※荒川区内共通プレミアム付きお買い物券は当店でも販売予定(11月30日)です。

詳しくは区報または荒川区HPをご確認ください。

プレミアム付きお買い物券は2割お得! (30,000円で36,000円分ご利用いただけます!)

イ 北海道十勝地域の中学校

制服のレンタルは、北海道十勝地域ならではの顧客ニーズから生まれた。

十勝地域は冬場、氷点下 20 度近くになるため、中学校はジャージ通学が一般的で、制服を着る機会は入学式や、終業式、修学旅行など、イベントの時だけある。年に 10 回程度しか着ないのに、新品を買うのは経済的負担が大きいという切実なニーズがある。

そのため、十勝地域の中学生の 3 人に 1 人は制服を購入しない。新品の制服を買うと男女ともに 1 セットあたり約 4 万～5 万円かかるが、地元で学校用品のレンタル事業を営む「ぎゃくし」(帯広市)を利用すれば、1 年あたり約 1 万 5000 円(税込み)で中古品を借りられる。

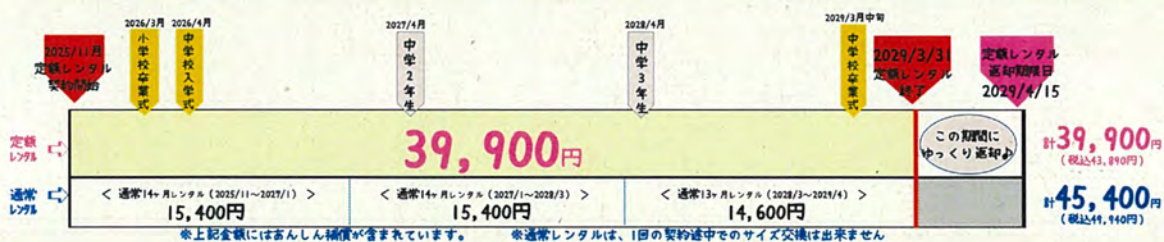
ただ、3 年間レンタルし続けると、合計金額は購入した場合と大差ない。しかし最大のメリットは、1 年ごとに体の成長に合わせた制服を選べるため、買い替え費用が発生しないことが魅力である。

定額学生服借りホーダイ!! (体にぴったり3年間サイズ取り換えホーダイ♪)

成長期のお子様は新品購入するより、レンタルがお得♪

★中学生の男子は3年間で平均15cmも身長が伸びます!!(驚)★

*** 体の成長に合わせて通常レンタルを3回に分けて計41ヶ月借りた場合と、定額レンタルの比較 ***



45,400円(通常レンタル計41ヶ月使用料) > **39,900**円(定額レンタル使用料)

※通常レンタルより**5,500円お得**な・の・に!! さらに何度でも交換しホーダイ!!

☆ 新品レンタルは、1点につきプラス下記料金 ☆

詰襟・スラックス: 1,500円(税込1,650)

イートン・スーツ・セラー・スカート: 1,000円(税込1,100)

ベスト: 500円(税込650)

※新品スラックスのすそ上げサービス♪ (中古レンタルのすそ上げは、1,000円+税)

※新品制服レンタルは、新品在庫がある限り選択できます♪

株式会社ぎゃくし (0155-24-5233)



学生服レンタル



＜成長期のお子様は やっぱりレンタルがお得＞

十勝の中学生って、
年間10回程度しか
制服を着ないから、
買うのがもったいない
かも・・・



買っても3年間
サイズが
もつかしら??



そんなお悩みに・・・

業界初！新サービス

定額学生服借りホーダイ

＜体にぴったり3年間サイズ取り換えホーダイ＞



- ・レンタル期間：2025年11月(小学6年生)～2029年3月31日(中学校卒業)まで
- ・対象者：2026年度4月から新中学生になるお子様限定
- ・対象制服校：【男子】詰襟校(黒)・【女子】スーツ校、イートン校、セーラー校(白3本線のみ)

※上記制服以外の学校は定額レンタル対象外となります。

通常レンタル・定額レンタル共に、ご予約取り置き等は行っておりませんのでご注意ください。

	購入した場合	通常レンタル	定額学生服借りホーダイ
価格	男子詰襟スワッグ(カモフラ)⇒約40,000円 女子スーツ・イートン⇒約50,000円 女子セーラー⇒約45,000円 ※市内販売店の価格を目安にしています	レンタル料45,400円(税込49,940円) ※定額期間と同様の月数(計41ヶ月)を 3回に分けてレンタルした場合の総額	レンタル料39,900円(税込43,890円) ※通常レンタルより 約5,500円もお得！
サイズ 交換	一度購入するとサイズは変えられません。 (最初はプロダクト、 後半はサイズになりがちかも・・・)	各契約期間の更新毎にサイズ交換可能 (1回の契約途中でのサイズ交換は不可)	体の成長に合わせて、いつでも何回でも サイズ取り換え放題
比較	小さかった我が子もあっという間に中学生に。 「せっかくなので買ってあげたい」 そうお考えになる親御様も多いかと思います。 いざ購入となると「3年間着れるように」と、 予想以上のかなり大きいサイズの購入となります。 しかし、大きめを選んだつもりでも、 受取の頃にサイズアウトしてしまうケースも・・・	ご兄弟のお下がりがあるなど、一定の 期間のみ制服が必要な方にお勧め。 予算に合わせて少しずつのレンタルを ご希望の方や、転勤の可能性のある ご家庭にも	卒業まで3年間レンタルをご希望の方 にお勧め。成長が著しく通常レンタルでは ご心配な方は、安心してご利用頂けます。 たくさん写真に残る入学式も卒業式も、 ジャストサイズですっきりシルエットで



レンタルの制服って、
どんな感じ??

見るだけ・試着だけでもOKです！
ご来店お待ちしております



株式会社ぎやくし

(定休日：火曜日)

TEL: (0155) 24-5233

帯広市西13条南17丁目2番地

・夏季営業(5月～8月) 11:00～18:00

・冬季営業(9月～4月) 平日 11:00～19:00

土日祝 10:00～19:00

制服レンタルの
詳細は
こちらから



レンタル対象校

2026年度 新一年生・定額レンタル対象（通常レンタルも選べます）

男子								
第1中学校	第5中学校	第8中学校	緑園中学校	南町中学校	川西中学校	清川中学校	八千代中学校	札内中学校
芽室中学校	糖内中学校	忠類中学校	清水中学校	御影中学校	上美生中学校	鹿追中学校	瓜幕中学校	新得中学校
上土幌中学校	足寄中学校	本別中学校	屈足中学校	上浦幌中学校	浦幌中学校	池田中学校	大樹中学校	広尾中学校
更別中学校								
女子								
第1中学校	第5中学校	第8中学校	南町中学校	川西中学校	清川中学校	八千代中学校	札内中学校	芽室中学校
忠類中学校	糖内中学校	清水中学校	御影中学校	上美生中学校	鹿追中学校	瓜幕中学校	新得中学校	上土幌中学校
足寄中学校	本別中学校	屈足中学校	更別中学校	池田中学校	広尾中学校			

2026年度 新一年生・通常レンタルのみ対象（定額レンタルは出来ません）

男子		女子		
第4中学校	札内東中学校	第4中学校	緑園中学校	札内東中学校
				大樹中学校

※**共栄中学校**は12ヶ月レンタルのみ対応可（サイズ合わせ期間指定有り・12月中旬～未予定。後日別途案内）

2026年度 新一年生・レンタル取り扱いなし

翔陽中学校	西陵中学校	第2中学校	第7中学校	緑南中学校	音更中学校	下音更中学校	駒場中学校	大空学園
幕別中学校	芽室西中学校	豊頃中学校	中札内中学校	陸別中学校	土幌中央中学校			



ウ 制服のサブスクについて

【制服のサブスクについて】

- ① 制服代の経済的負担が軽くなること。ただし、事例では1割程度割安になるにとどまっている。
- ② 定額を支払っていれば、身長が伸びたり体型が変わったりしても、その時の体格に合ったものに交換可能である。事例では3年間で2～3回。ただし、購入品の場合でも、ズボンの丈出しや上着の袖出しは可能。
- ③ リユース品やお下がりのものに比べて、サブスクの貸借品の方が衛生面では良いものが準備されていると期待できる。
- ④ 制服を購入した生徒と同じ空間にいても、見た目での購入品と貸借品との違いは分かりにくいと想像できる。

北海道十勝地域の中学校は、特殊な地域特性によりレンタルが普及している。しかし、上記のように、現状では、制服のサブスクのメリットはあまりないように思われる。実際、サブスクが各学校で好んで導入されていくような機運は感じられない。サブスクが普及するためには、以下のような点が必要であると思われるが、これがビジネスモデルとして成立するかは疑問である。

【制服のサブスクを普及させるには】

- ・購入するより割安感が感じられる価格設定であること。
- ・サイズアウトによる交換は、無償で対応。破れや汚損などについても、違約金などは課さず、ごく少ない金額のオプションで対応できればよい。
- ・貸借品は衛生的で使用感がないように管理する。返却時には補修やクリーニングを施して次の利用者に提供する。
- ・十勝地域の中学校のように、明確に制服着用機会が極端に少ない状況となった場合、普及する可能性はあると考えられる。

(5) 柏市制服バンク（制服リユースマッチング事業）

出典：柏市ホームページ

千葉県柏市では、卒業等で不要になった制服を必要としている方につなぐ「柏市制服バンク（制服リユースマッチング事業）」を実施している。本事業は株式会社ローヤルクリーニングセンター及び有限会社グローバルとの連携事業である。

譲りたい方は、不要になった制服を柏市制服バンクへ登録し、提携クリーニング店舗へ制服を持っていく。譲り受けたい方は、市の学校教育課に問い合わせ「マッチング」により提携クリーニング店舗で制服を受け取る。

その制服に、
もう一度思い出を。

柏市制服リユースマッチング事業
柏市制服バンク

ローヤル21
グローバル × 柏市
エスプッ

卒業等で不要になった制服をお譲りください。

大切にしまっているその制服、次の世代へ受け継いでみませんか。
丁寧にクリーニングをして、市内の新中学1年生にお譲りします。
「柏市制服バンク」へのご登録、お待ちしております。



1. 対象の制服

- ・ 柏市立中学校 全 21 校の現デザインの制服
- ・ 学生服（学ラン）、ズボン、セーラー服、スカート、ブレザー、スラックス（シャツやリボン、ネクタイなどの小物は対象外です）

2. 譲渡の流れ



①Web 申請フォームから、お手持ちの制服情報（中学校名、種類、サイズ等）をご登録ください。

②登録した制服を譲り受けた方より申請があり次第「マッチング」。

学校教育課より持ち込み方法や、お近くの提携クリーニング店舗等詳細をメールにてご案内いたします。

③ご希望の提携クリーニング店舗へ制服をお持ち込みください。

④持ち込みが完了いたしましたら、学校教育課へメールにてご連絡ください。

⑤お礼として図書カード 1,000 円分を進呈いたします。

（備考）

- ・譲り受ける方とマッチングした後に譲渡いただく形となります。マッチングするまでは、お手数ですがそのままお手元に保管いただきます（マッチング成立前に提携クリーニング店舗へお持ち込みいただいても受け取ることはできません）。

3. 制服を譲りたい方

「柏市制服バンク」に登録する。

（登録に関する留意事項について）

- ・お譲りいただいた制服は市内の児童生徒が着用します。著しい汚れ・破れ等があるものはお引き取りできませんので予めご了承ください。
- ・お礼の図書カードの進呈は、ご登録いただく制服の枚数にかかわらず、1 家庭男子制服 1 回、女子制服 1 回、最大 2 回までとさせていただきます。
- ・兄妹等で、男女それぞれの制服をお持ちの場合は、お手数ですが男女別（計 2 回）のご登録をお願いいたします。
- ・ご登録後、何らかの理由で制服の譲渡が難しくなった場合は、画面下部のお問い合わせフォームまたは電話にて学校教育課まで御連絡ください。
- ・提携クリーニング店へお持ち込みいただいた以降は、譲渡いただいた制服の返却等は致しかねますので、予めご了承ください。

4. 制服を譲り受けた方

就学援助制度^{※1}を受けられている方が対象です。学校教育課までお問合せ下さい。

※1 就学援助制度：柏市立学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれか一つに該当する方。①生活保護の停止や廃止などで学校へ納付する費用の負担が困難になった場合、②児童扶養手当を受給している場合、③世帯の収入が少なく、生活が困難である場合、④生活保護を受けている世帯

【就学援助制度対象者数予測】

（新中 1 年生数）約 3,200 名 ×（就学援助受給率^{※2}）約 8% = 約 260 名

※2 出典：文部科学省「令和 5 年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

5. 提携クリーニング店

35 店舗

(6) 神戸市における制服の経済的負担の軽減施策の現状

資料：「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 報告書」（令和2年7月、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会）

神戸市においても、制服の負担軽減策として、これまで①リユースの取り組みと②見積り合わせの取り組みを行っているほか、「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 報告書」では、③仕様の見直しや④サブスクリプション方式（定額課金）の検討を進めるべきとしている。

ア リユースの取り組み（実施中）

標準服の購入に係る保護者の経済的負担を軽減するため、多くの学校において、PTA等が主体となり、卒業生の標準服をリユースする「譲り受け」の取り組みを行っている。

また、神戸モデル標準服の全市的なリユースシステムを導入し、生徒保護者の経済的負担軽減及び利便性を向上する等の目的で、「神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験」を、2025年9月から2027年5月まで実施中である。

イ 見積り合わせ（実施中）

標準服の購入に係る保護者の経済的負担の軽減と、指定販売業者の公正かつ公平な選定を図るため、見積り合わせまたはコンペティションにより指定販売業者を選定する取り組みを平成29年度から順次実施している。

平成30年度までに実施した24校のうち約4割の学校で価格が低下したものの、値下がり幅は大きい学校でも約4%の低下に留まっている。

令和元年度には、予定価格を設定したうえで見積り合わせを行い、予定価格以内の見積り額を提示した業者すべてを指定販売店とする取り組み方法も加えて実施したものの、効果的な結果は得られなかった。

これは、厳しい品質基準や短納期、小ロット生産対応など標準服に要求される特殊事情に加え、少子化の進行をはじめとした標準服業界全体を取り巻く厳しい経営環境から考えると、見積り合わせ等により販売店間の競争を促すだけでは、標準服の価格を引き下げる効果は限定的とならざるを得ないとしている。

ウ 仕様の見直し（今後の検討課題）

今後は、見積り合わせ等と並行して、保護者の経済的負担を軽減する観点から、標準服の仕様の見直しを進めることが重要であるとしている。

仕様見直しの観点は次のとおりである。

- ① 素材：様々な高機能素材が登場する中、機能性や耐久性を維持・向上させながら混毛率（ウールとポリエステル割合）を見直す余地はないか

- ② デ ザ イ ン：袖ボタンを無くす、ポケットのラインを少なくするなどデザインの簡素化を図る余地はないか
- ③ その他の指定品：ネクタイ、リボン、ベスト、シャツなどを指定品から除外する余地はないか
- ④ ロ ッ ト：基本的にデザインが共通している詰襟タイプの標準服について、複数校が仕様を共通化することで、ロットを拡大する余地はないか（ボタン等の独自意匠を除く）

エ サブスクリプション方式（定額課金）の検討（今後の検討課題）

保護者が定期的に一定額の負担をすることで標準服の使用権のみを購入し、標準服そのものは取り替え可能な「サブスクリプション方式」を導入することにより、入学時に集中して発生する保護者の経済的負担の平準化を図ることが考えられる。

事業者をはじめとする関係機関と連携し、そのメリット、デメリットを踏まえた持続可能な当該方式の実現に向け、検討を進めることが適当であるとしている。

以上のように、神戸市においては、様々な制服の経済的負担の軽減施策の実施や検討が行われている点については評価できるが、今後の制服の価格上昇に見合う効果が期待できるとは考えにくい。すなわち、(2)項で示したように、制服普及当初は「制服割安論」に一定の根拠があったが、現在では制服はむしろ割高であり、今後も同様に割高で推移すると考えられる。

3. 今後の制服のあり方について

(1) 制服の存在意義

ア 制服制定の理由について

「第2章 3. 制服の効用（メリット、デメリット）」で示した制服制定の理由として以下の意見が多数挙げられた。

- ①秩序維持、生徒指導のため
- ②学校への所属意識を高めるため
- ③保護者等の経済的負担を軽減するため

しかし、①秩序維持、生徒指導のため、③保護者等の経済的負担を軽減するためについては、本章1項2項で示した通り、制服が普及した1960年代後半では一定の根拠があったが、現在においては、制服着用義務の理由とはなり得ない。

②学校への所属意識を高めるためについては、そもそも法律で定められているわけでもない制服着用を強制すること自体が服装の自由を奪っているうえ、義務教育として強制的に入学させられたうえ、所属意識まで持つことを強要するとしたら思想信条の自由まで奪うことになる。ほかに合理的な制服着用の根拠がない限り、「②学校への所属意識を高めるため」についても制服着用義務の理由とはなり得ない。

イ 生徒や保護者の意識について

「第2章2. 制服についてのアンケート調査」に示した通り、生徒や保護者の意識は、制服を肯定的にとらえていることは事実である。

制服の良い点については、中学生では、「中学生らしく見える」、「毎日着る服に悩まなくてよい」が多く、保護者では、「毎日着る服に悩まなくてよい」、「服で人との差が出ない」などをその理由として挙げている。

一方、制服の必要性については、「あったほうがいい」「どちらかといえば、あったほうがいい」と回答した割合は、中学生6割以上、保護者8割以上、教員9割以上で、「なくてもいい」「どちらかといえばなくてもいい」と回答した割合は、中学生3割弱、保護者2割弱、教員1割弱という調査結果もある。

多数意見としては、制服は肯定されているが、3割弱の中学生は制服着用を強制されていると言うこともできる。

ア項で示した通り制服制定の理由に根拠が乏しいうえ、法律で定められているわけでもない制服着用を強制されている状況は、多数意見である「毎日着る服に悩まなくてよい」等が3割弱の生徒に制服着用を強制する理由とはならないことは明白である。

(2) 制服類見直しの方向性

ア 制服着用を前提としない生徒主体の議論の場の設定

前項で示した通り、現在では制服制定の理由に根拠が乏しいうえ、法律で定められているわけでもない。それにもかかわらず制服に否定的な一部の生徒に制服着用を強制している状況である。今一度制服着用を前提としない議論の場が必要ではないか。

「第4章 2. 制服を指定していない学校事例」を参考として、今後、神戸市においても制服のあり方についての活発な議論が行われることを期待したい。

「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン【令和6年5月改訂】」（神戸市）の「3. 学校生活のルールや決まり（校則など）の見直しのあり方（1）見直しの目的について」には、以下の通り示されている。

(1) 見直しの目的について

学校生活のルールや決まり（校則など）は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有していると言えます。しかしながら、その内容においては社会通念上合理的な説明ができる範囲とされており、社会情勢の変化が大きい現代においては、不断に内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

また、見直しにおいて、児童生徒や保護者が何らかの形で参加することにより、その必要性の共通理解が図られ、学校生活のルールや決まり（校則など）の指導に効果が上がることが期待されます。

出典：「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン【令和6年5月改訂】」（神戸市）

制服が、社会通念上合理的な説明ができる範囲かどうか疑問がある以上、制服自由化を含めた見直しが必要である。その際、一方通行的なアンケートの実施などではなく、生徒主体の議論の場を設け、賛成派、反対派の意見を生徒自身がお互いに聞くことにより、制服の必要性の共通理解が図られることとなる。

その結論が制服自由化となろうが制服存続となろうが、保護者や学校はその意見を尊重したうえで、今後の方針を決定していくべきである。そうすることにより、学校生活のルールや決まり（校則など）の指導により効果が上がることが期待されるのではないだろうか。

なお、見直しの手順については、同ガイドラインに次の通り示されている。

(2) 見直しの手順について

- ① 見直しにあたっては、児童生徒が規範の意義を理解し、児童生徒自らが規範を守り行動するという自律性をはぐくむために、各校の学校生活のルールや決まり（校則など）について、児童・生徒が話し合う活動を毎年度当初に計画し、実施します。
- ② （略）
- ③ 委員会活動や学級活動、生徒会活動等での話し合いの場面を設けるなど、児童生徒の意見を尊重し見直します。児童生徒が主体的に参加できるよう配慮し、賛成・反対の意見表明やその数のみで判断せず、意見の根拠や理由、少数意見についても考慮する態度を大切にします。
- ④ （略）
- ⑤ 各校においては、校則検討委員会等の、学校生活のルールや決まり（校則など）に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校生活のルールや決まり（校則など）についての見直しが毎年度行われる体制づくりを行います。

出典：「学校生活のルールや決まり（校則など）に関するガイドライン【令和 6 年 5 月改訂】」（神戸市）

イ 既制服の活用

「第 4 章 1. 近隣自治体における状況（4）泉大津市立小津中学校」の事例で示した通り、泉大津市立小津中学校では、制服会社のブレザーやスカート等とユニクロで販売している商品を標準服として指定している（制服会社のブレザーやスカート等は、必須ではない。）。

これにより、ユニクロの既制服を選べば価格が抑えられるほか、既存の制服を着たいという学生の希望もかなえられるということで注目される。自由な服装ではなく、ユニクロの既制服から制服としてもよいと思われる製品を選定し指定している（色は自由）。また、生徒自身が「着こなし方のルール」を作成し、過度な着崩しを防止するような取り組みも行っている。

このように、制服メーカーの制服は残しつつ、一定のルールのもとに市販の既制服を制服として指定することは今後の制服の方向性の一つである。メーカーを指定することは必ずしも必要はなく、制服とできる既制服に対する一定のルール（色やデザインなど）があればいい。いわば制服の性能規定化である。

ウ 現在の神戸モデル標準服の見直し

現在の神戸モデル標準服は、以下のとおりとなっている。これを見ると、エンブレムのついたブレザーだけを標準服として指定すればいいのではないか。そのほかのスラックス、スカート、シャツ、ベスト、ポロシャツ、ネクタイ、リボンなどは、既製の同等品で何ら問題ないのではないか。

制服着用義務を残すとしても、必要最小限（ブレザーのみを標準服とし、その他は既製品）でよいと考えられる。



なお、「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」においても、標準服の仕様の見直しを検討していく必要があるとしている。検討会における仕様の見直しの観点は次のとおりである。

標準服の仕様の見直しの観点

- ・ 素 材：様々な高機能素材が登場する中、機能性や耐久性を維持・向上させながら混毛率（ウールとポリエステル割合）を見直す余地はないか
- ・ デ ザ イ ン：袖ボタンを無くす、ポケットのラインを少なくするなどデザインの簡素化を図る余地はないか
- ・ その他の指定品：ネクタイ、リボン、ベスト、シャツなどを指定品から除外する余地はないか
- ・ ロ ッ ト：基本的にデザインが共通している詰襟タイプの標準服について、複数校が仕様を共通化することで、ロットを拡大する余地はないか（ボタン等の独自意匠を除く）

出典：「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会報告書」

エ リユースのシステム化

現在神戸市では、令和7年9月上旬から令和9年5月31日（月）の期間、「神戸モデル標準服」リユースシステム導入社会実験を行っている。その目的として、以下の点が挙げられている。

（目的）

- ・ 神戸モデル標準服の全市的なリユースシステムを導入し、生徒保護者の経済

的負担軽減及び利便性を向上する。

- ・従来は校内での標準服リユースに使用される以外は、卒業後に廃棄されていたと思われる標準服の全市的なリユースを促進することで、廃棄物を減らし、環境保護に資する仕組みとする。
- ・従来、校内での標準服リユースにかかわっていた学校現場や保護者（PTA 等）の負担を軽減し、安心して利用できる持続可能な仕組みとする。

これによりリユースシステムが確立し、生徒保護者の経済的負担軽減及び利便性が向上する可能性があり、社会実験の結果を待ちたい。

【参考資料】

記者資料提供（2026年1月20日）

教育委員会事務局学びの推進課

神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験について

神戸モデル標準服リユースシステム導入社会実験市立中学校に「UNINOWA」を試験導入します。

神戸市立中学校では、保護者の経済的負担軽減や性の多様性対応のため、2023年より共通デザインの制服「神戸モデル標準服」を導入しています。

このたび、菅公学生服（株）と協働し、保護者がより便利に神戸モデル標準服をリユースできるシステムの社会実験として、オンラインフリマサービス「UNINOWA（ゆにのわ）」を試験導入します。

従来、卒業やサイズアウトで不要となった標準服は、各校の小規模なバザー等によるリユースが中心でしたが、本社会実験では、学校の枠を超えた全市的な取組とし、その効果や社会的役割を検証します。

概要

期間：令和8年1月20日～令和9年5月末（予定）

対象：市立中学校及び義務教育学校 62校 約2万5千人（2026年1月時点）

リユース対象：神戸モデル標準服のみ

特徴：保護者同士がオンラインで取引や発送を完結できるため、学校や公共施設での回収や保管が不要であり、保護者はいつでも必要なときに利用可能



1. 神戸モデル標準服

社会の変化に伴い、保護者の経済的負担軽減や性の多様性へ対応できる新しい標準服が必要とされています。

こうした課題に対応するため、神戸タータンや港町をイメージした色等、神戸らしさを取り入れた共通デザインの神戸モデル標準服を市立中学校全校で導入しています。

2. 「UNINOWA (ゆにのわ)」

学用品専用のオンラインフリマサービスで、保護者はスマートフォン等からいつでも簡単に出品・購入でき、登録料や月額使用料は不要です。

標準服を必要としている中学生保護者だけが、専用のパスコードで登録でき登録後は中学校卒業の1年後まで使用できます。

3. 菅公学生服(株)

1854年(安政元年)に創業し、学校制服や体操服を通じて、子どもたちと学生生活を支える全ての人々に寄り添い、様々な社会課題を解決するスクールソリューションカンパニーとして「UNINOWA」を運営しています。

4. リユース社会実験 実施対象校 一覧(2026年1月20日時点)

(1) 「神戸モデル標準服」全員着用校(36校)

本庄、魚崎、本山南、御影、鷹匠、原田、筒井台、布引、港島学園後期、湊川、須佐野、有野、唐櫃、大池、山田、桜の宮、小部、大原、鶴台、八多学園後期、大沢、淡河、駒ヶ林、高倉、飛松、友が丘、東落合、須磨北、西落合、竜が台、桃山台、福田、舞子、伊川谷、玉津、王塚台

(2) 「神戸モデル標準服」希望者着用校(26校)

本山、住吉、向洋、烏帽子、上野、渚、夢野、兵庫、有馬、広陵、鈴蘭台、星和台、北神戸、丸山、西代、高取台、横尾、塩屋、垂水東、垂水、星陵台、本多聞、井吹台、櫛谷、桜が丘、平野